

# 大阪市住民基本台帳事務処理要領

令和 7 年 12 月

大阪市 市民局

# 凡例

法令集等を引用するにあたっては、次の例により略称を用いた。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 法   | 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）   |
| (2) 施行令   | 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）   |
| (3) 規則  | 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）   |
| (4) 住民票省令   | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）   |
| (5) 公益性告示   | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成 18 年総務省告示第 495 号）  |
| (6) 要領  | 住民基本台帳事務処理要領   |
| 法務省民事甲第 2671 号、保発第 39 号<br>昭和 42 年 10 月 4 日 庁保発第 22 号、42 食糧業第 2668 号<br>(需給)自治振第 150 号<br>法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長<br>食糧庁長官、自治省行政局長から各都道府県知事あて通知 |  |
| (7) 転入届   | 法第 22 条の規定による届出  |
| (8) 転居届   | 法第 23 条の規定による届出  |
| (9) 転出届   | 法第 24 条の規定による届出  |
| (10) 世帯変更届  | 法第 25 条の規定による届出  |
| (11) 機構   | 地方公共団体情報システム機構   |
| (12) 本人確認情報   | 法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報<br>ただし、機構が本人確認情報を提供する場合法第 30 条の 9 に規定する本人確認情報、都道府県知事が本人確認情報を提供する場合法第 30 条の 8 に規定する本人確認情報                 |
| (13) 転出確定通知   | 施行令第 13 条第 3 項の規定による通知   |
| (14) 転出証明書  | 施行令第 23 条第 1 項に規定する転出証明書   |
| (15) CS   | コミュニケーションサーバ   |
| (16) 在留カード等   | 法第 30 条の 45 に規定する在留カード（上陸審査時において在留カードを交付されなかった中長期在留者に係る後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券を含む（規則第 47 号））、特別永住者証明書、法第 30 条の 46 に規定する一時庇護許可書、仮滞在許可書 |
| (17) 外国人住民  | 法第 30 条の 45 に規定する外国人住民   |
| (18) 中長期在留者   | 法第 30 条の 45 に規定する中長期在留者  |
| 中長期在留者等   | 法第 30 条の 46 に規定する中長期在留者等   |
| (19) 特別永住者  | 法第 30 条の 45 に規定する特別永住者   |
| (20) 一時庇護許可者  | 法第 30 条の 45 に規定する一時庇護許可者   |
| (21) 仮滞在許可者   | 法第 30 条の 45 に規定する仮滞在許可者  |
| (22) 経過滞在者  | 法第 30 条の 45 に規定する出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者  |
| (23) 入管法  | 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）   |

(24) 入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律 71 号）
(25) 施行日	平成 21 年 7 月 15 日公布された改正住民基本台帳法において 3 年以内に政令で定める日＝法附則第 1 条第 1 号に規定する施行日＝入管法等改正法の施行日＝平成 24 年 7 月 9 日（平成 23 年政令第 419 号）
(26) 適用日	外国人住民についての本人確認情報の利用等に関する規定の適用日＝法附則第 9 条の政令で定める日（平成 25 年 7 月 7 日）の翌日（施行令附則 第 9 条）
(27) 番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
(28) 番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）
(29) 番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）
(30) 番号利用法総務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）
(31) 個人番号	番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号
(32) 個人番号通知書	番号利用法第 7 条に規定する個人番号通知書
(33) 個人番号カード	番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード
(34) カード技術基準	個人番号カード等に関する技術的基準

（注）文中の枠囲み  は、入管法・入管特例法の記述とする。

#### （参考資料）

##### 資料の部

- ・大阪市住民基本台帳等事務システム（市民局）
  - 事務処理マニュアル住民基本台帳事務編 [令和 7 年 12 月改正]
  - 端末操作マニュアル住民基本台帳事務編 [令和 7 年 12 月改正]
- ・「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアル」 [令和 7 年 12 月改正]
- ・「行政証明書交付事務処理要領」 [平成 23 年 10 月 1 日施行]
- ・「行政証明書交付事務処理細目」 [平成 23 年 10 月 1 日施行]
- ・「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」 [令和 7 年 12 月 2 日施行]

## 図書の部

- ・住民基本台帳法逐条解説（市町村自治研究会編著、日本加除出版）[平成 26 年 12 月刊]
- ・住民基本台帳六法[令和元・2 年度版]  
(市町村自治研究会監修、日本加除出版) [令和元年 12 月刊]
- ・住民記録の実務（東京都市町村戸住協・住民基本台帳事務手引書作成委員会編著、  
日本加除出版） [平成 30 年 6 月刊]
- ・窓口事務質疑応答集[加除式]（市町村自治研究会編集、ぎょうせい）(令和元年 8 月現在)  
[昭和 63 年 5 月刊]
- ・初任者のための住民基本台帳事務（東京都市町村戸住協編著、日本加除出版）  
[平成 30 年 10 月刊]
- ・新しい入管法 2009 年改正の解説（有斐閣） [平成 22 年 10 月刊]

# 目 次

<b>第1章 総 論</b>	1
1 住民基本台帳制度の目的	1
2 制度の沿革	1
(1) 明治4年戸籍法と寄留制度	1
(2) 住民登録制度	1
(3) 住民基本台帳制度	1
3 責務等	3
(1) 国及び都道府県	3
(2) 市区町村長等	3
(3) 政令指定都市の特例	5
4 住民	6
5 住所	6
(1) 住所の認定基準	6
(2) 住所に関する法令の規定	6
(3) 住所の認定について関係市区町村長の意見が異なる場合の措置	6
6 世帯と世帯主	8
(1) 世帯	7
(2) 世帯主	7
(3) 世帯主の認定	7
<b>第2章 住民基本台帳</b>	8
1 住民基本台帳の法的性格	8
2 作成単位	8
3 戸籍との関係	8
4 入管法及び入管特例法との関係	8
(1) 外国人住民に関する出入国在留管理庁長官からの通知	8
5 住民票の様式等	9
・住民票の写しの様式（個人票）	10
(1) 日本人住民票	10
(2) 外国人住民住民票	10
・住民票の写しの様式（世帯票）	11
・日本人確認用住民票	12
・外国人住民確認用住民票	13
6 住民票の記載事項	14
(1) 基本事項（法第7条第1号から第8号及び第13号第14号、法第30条の45）	14
(2) 個別記載事項（法第7条第9号から第11号の2）	14
(3) 任意事項（法第7条第14号及び施行令第6条の2）	14
(4) その他の記載事項	14
7 記載内容	15
8 住民票の除票等	22
(1) 除票	22
(2) 改製前住民票	22
(3) 消除された住民票と改製前の住民票の保存期間	22
<b>第3章 届 出</b>	23

1	届出の方法.....	23
2	届出人 .....	23
(1)	届出義務者 .....	23
(2)	代理人及び使者 .....	23
(3)	その他の者 .....	23
3	届出期間と届出地 .....	24
(1)	期間.....	24
(2)	届出地 .....	24
4	届出の受理.....	24
(1)	形式的審査.....	24
(2)	実質的審査.....	25
(3)	通知事務 .....	26
5	外国人住民に係る入管法・入管特例法上の届出義務との関係 .....	27
6	転入届等 .....	29
(1)	転入とは .....	29
(2)	転入届の特例 .....	31
(3)	区間異動 .....	33
7	中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例 .....	33
(1)	中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届とは.....	33
(2)	受理に際しての留意点 .....	33
(3)	届に基づく住民票の記載.....	34
8	住所を有する者が中長期在留者等になった場合の届出 .....	35
(1)	住所を有する者が中長期在留者等になった場合の届出とは.....	35
(2)	受理に際しての留意点 .....	35
(3)	届に基づく住民票の記載.....	35
9	転居届 .....	35
(1)	転居とは .....	35
(2)	受理に際しての留意点 .....	35
(3)	転居届に基づく住民票の記載 .....	36
10	転出届 .....	36
(1)	転出とは .....	36
(2)	受理に際しての留意点 .....	36
(3)	転出証明書.....	36
(4)	転出取消 .....	37
(5)	特例転出届.....	38
(6)	転出届に基づく住民票の記載 .....	39
11	世帯変更届.....	39
(1)	世帯変更とは .....	39
(2)	受理に際しての留意点 .....	39
(3)	世帯変更届に基づく住民票の記載 .....	40
12	外国人住民の世帯主との続柄変更届（法第 30 条の 48） .....	40
(1)	外国人住民の世帯主との続柄変更届とは .....	40
(2)	続柄変更届を要しない場合 .....	40
(3)	続柄を証する文書の提出を要しない場合（法第 30 条の 49 ただし書きで政令で定め	

る場合) .....	40
(4) 外国語で作成した文書への訳文添付.....	41
<b>13 届出付記事項の処理 .....</b>	<b>41</b>
(1) 国民健康保険 .....	41
(2) 後期高齢者医療 .....	41
(3) 介護保険 .....	41
(4) 国民年金 .....	41
(5) 児童手当 .....	41
(6) 小中学校の児童・生徒 .....	41
<b>14 他課への通知 .....</b>	<b>41</b>
<b>15 虚偽の届出がなされた時の処理 .....</b>	<b>41</b>
(1) 本人への通知（施行令第 12 条第 4 項） .....	42
(2) 公示.....	42
(3) 関係市区町村長への通知.....	42
(4) 戸籍附票記載事項通知 .....	42
(5) 告発.....	42
<b>第 4 章 職権処理 .....</b>	<b>43</b>
<b>1 職権記載等 .....</b>	<b>43</b>
<b>2 届出がない場合 .....</b>	<b>43</b>
(1) 届出がない場合の職権による住民票の記載等 .....	43
(2) 第三者からの申出による場合の職権による住民票の記載等 .....	44
<b>3 戸籍に関する届出等が発生した場合 .....</b>	<b>44</b>
(1) 出生.....	46
(2) 死亡.....	46
(3) 帰化・国籍取得に基づく記載及び消除 .....	47
(4) 婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁等.....	47
(5) 失踪宣言 .....	47
(6) 国籍喪失（離脱）又は国籍喪失報告.....	47
<b>4 外国人住民に関する出入国在留管理庁通知 .....</b>	<b>48</b>
(1) 職権修正の場合 .....	48
(2) 職権消除の場合 .....	48
(3) 職権回復の場合 .....	48
<b>5 旧氏等の記載、変更及び削除の請求（施行令第 30 条の 14） .....</b>	<b>51</b>
(1) 旧氏等の記載、変更及び削除の請求.....	51
(2) 本人確認 .....	51
(3) 代理人による請求.....	51
<b>6 通称の記載及び削除の申出（施行令第 30 条の 16） .....</b>	<b>56</b>
(1) 通称の記載申出 .....	56
(2) 通称の削除申出（施行令第 30 条の 16 第 4 項、規則第 45 条第 2 項） .....	57
(3) 届出者の本人確認及び代理権限確認.....	57
(4) 住民票への記載 .....	57
(5) 職権による消除 .....	57
<b>7 選挙管理委員会の通知及び各被保険者資格等の得喪事項等を確認した場合 .....</b>	<b>60</b>
<b>8 行政区画、土地の名称及び地番、街区符号又は住居番号の変更に基づく職権記載.....</b>	<b>60</b>

<b>9</b>	住民票の記載誤り（施行令第12条第3項） .....	60
(1)	虚偽の届出により記載等をしたとき .....	60
(2)	その他住民基本台帳に脱漏、誤載があり、又は住民票に誤記、記載漏れがあることを知ったとき .....	60
(3)	錯誤により職権消除された住民票を回復するとき .....	60
(4)	失踪宣告取消届があったとき .....	60
(5)	住民票の除票に記載誤りがあったとき .....	60
<b>10</b>	出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載申出（平成20年7月8日総行市第145号通知） .....	60
(1)	住民票の記載ができる場合 .....	61
(2)	住民票記載に係る申出手続 .....	61
(3)	必要な添付書類 .....	61
(4)	住民票の記載の方法 .....	61
<b>11</b>	就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について（平成30年10月2日総行住第162号通知） .....	61
(1)	住民票の記載ができる場合 .....	61
(2)	住民票記載に係る申出手続 .....	61
(3)	申出書記載内容 .....	61
(4)	必要な添付書類 .....	62
(5)	確認事項 .....	63
(6)	本人確認 .....	63
<b>12</b>	個人番号の指定に基づく処理 .....	63
<b>13</b>	住民票の改製及び再製 .....	63
(1)	改製 .....	63
(2)	再製 .....	63
<b>第5章 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付等</b>	.....	<b>65</b>
<b>1</b>	住民基本台帳の一部の写しの閲覧 .....	65
(1)	閲覧させることができる場合 .....	65
(2)	申請の受付 .....	66
(3)	閲覧時の取扱い .....	67
(4)	閲覧の方法 .....	68
(5)	その他 .....	69
<b>2</b>	住民票の写し等の交付 .....	71
(1)	請求できる場合 .....	71
(2)	請求につき明らかにさせる事項 .....	71
(3)	請求者の本人確認 .....	79
(4)	代理権限等の確認 .....	81
(5)	郵送等請求 .....	82
(6)	交付方法 .....	83
(7)	個人番号記載の住民票の写しの交付 .....	84
<b>3</b>	除票の写し等の交付（法第15条の4） .....	84
(1)	請求できる場合 .....	84
(2)	請求につき明らかにさせる事項 .....	85
(3)	個人番号入り除票の写しの交付 .....	85

4 戸籍の附票の写しの取扱いについて（法第 20 条）	86
5 戸籍の附票の除票の写しの交付の取扱いについて（法第 21 条の 3）	86
6 その他	86
(1) 不在住証明	86
(2) 公職選挙法施行令第 34 条の 2 の証明	86
(3) 電話照会	86
(4) 指導・啓発	86
<b>第 6 章 住民基本台帳ネットワーク</b>	<b>87</b>
1 住民基本台帳ネットワークシステム	87
2 住民票コード	87
(1) 住民票コードの記載	87
(2) 住民票コード記載の住民票の写しの交付	87
(3) 住民票コードの変更請求	88
(4) その他の処理	89
(5) 留意事項	90
(6) 利用制限等	90
<b>第 7 章 そ の 他</b>	<b>91</b>
1 通知	91
(1) 転入通知	91
(2) 住民票記載事項通知（法第 9 条第 2 項）	91
(3) 住民票の写しの広域交付請求通知（法第 12 条の 4 第 2 項）	92
(4) 住民票の写しの広域交付通知（法第 12 条の 4 第 3 項）	92
(5) 戸籍の附票記載事項通知（法第 19 条第 1 項）（外国人住民を除く）	93
(6) 戸籍照合通知（法第 19 条第 2 項）（外国人住民を除く）	93
(7) 本籍転属通知（同条第 3 項）（外国人住民を除く）	93
(8) 転出証明書情報請求通知（法第 24 条の 2 第 3 項）	93
(9) 転出証明書情報通知（法第 24 条の 2 第 4 項、施行令第 24 条の 3、施行令第 30 条の 26 第 7 項、施行令第 30 条の 27 第 3 項、施行令第 30 条の 31、規則第 7 条、第 7 条の 2）	93
(10) 選挙人名簿の登録に関する通知（法第 10 条、第 15 条第 2 項）（外国人住民を除く）	94
(11) 都道府県知事への本人確認情報の通知（法第 30 条の 6 第 1 項）	94
(12) 都道府県知事への附票本人確認情報の通知（法第 30 条の 41 第 1 項）	95
(13) 住民票コード通知（法第 30 条の 2 第 1 項）	96
(14) 職権記載等通知（施行令第 12 条第 4 項）	96
(15) 転出確定通知（施行令第 13 条第 4 項）	96
(16) カード運用状況通知（カード技術基準第 4-2- (1)）	96
(17) 出入国在留管理庁長官からの通知（法第 30 条の 50）	96
2 罰則	97
(1) 刑罰	97
(2) 過料	98
3 外国人住民に対する転入届等手続きの一体的な運用例と罰則	99
4 関係書類の公開	100
5 関係書類の保存期間	100

(1) 除票	100
(2) 届出書及び通知書	100
(3) その他の関係書類	100
6 統計	100
7 手数料	101
8 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待等（以下「DV等」という）の被害者の保護のための支援措置	101
(1) 申出の受付	101
(2) 支援の必要性の確認	102
(3) 確認の結果の連絡	102
(4) 支援措置の期間	102
(5) 支援措置の延長	102
(6) 支援措置の終了	102
(7) 支援措置	102
(8) 支援措置責任者の設置	103
(9) 閲覧・交付等に関する整理票	103
9 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度	104
(1) 登録ができる者	104
(2) 対象となる証明書	104
(3) 申請窓口	104
(4) 申請方法	104
(5) 登録期間	104
(6) 通知する内容（市民局 郵送事務処理センターから送付）	104
10 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第17号）の施行に伴う経過措置	104
(1) 施行の際現に旧氏の記載がされている住民票の取扱い	104
(2) 施行後新たに住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求をする場合であって、当該旧氏に係る戸籍に属していた間に当該戸籍に氏の振り仮名の記載又は記録がなかったときの取扱い	105
(3) 住民票に旧氏のみの記載がされたことがあり、当該旧氏の削除後に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について請求があった場合の取扱い	106
(4) 施行後における旧氏のみの記載がされている住民票の取扱い	106

# 第1章 総論

## 1 住民基本台帳制度の目的

地方公共団体は、一定の「区域」、その区域内のすべての「住民」、及び国から独立した「自治権」とをもって構成されており、市区町村が適正な行政を行うためには、地方公共団体の構成員である住民について、正確に把握しておく必要がある。

住民基本台帳法は、地方公共団体の構成員である住民の住民たる地位の記録に関する基本法として制定されており、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住民の住所に関する届出等を簡素化することによって、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の利便を増進すること、住民に関する記録の適正な管理をはかり、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として制定されている。（法第1条）

## 2 制度の沿革

### (1) 明治4年戸籍法と寄留制度

明治政府の発足により、住民把握の制度として、明治4年4月、戸籍法則が制定された。この戸籍法則における戸籍は、「戸」すなわち世帯を単位として構成され、住民の居住実態の把握と身分の登録という機能を兼ね備えたものであった。

その後、人口移動の激化により、戸籍が居住関係の変動と身分関係の変動の記録という二つの機能を同時に営むことが不可能となったので、明治19年、内務省令（第19号、第22号）によって、住民の居住関係の把握については寄留手続きを行うものとされ、大正3年3月には「寄留法」が制定された。このことにより、戸籍は身分関係の変動記録としての機能を徹底し、居住関係の変動の記録は寄留制度によることとなった。（旧「寄留法」—90日以上、本籍地外の一定の場所に住所又は居所を有する者を寄留者とし、届出又は職権により、寄留簿に記載することを要した）

### (2) 住民登録制度

戦後の社会の民主化により、地方自治の本旨に沿った住民に関する適正な事務の執行が要請されることとなったが、寄留制度では、すべての住民を把握することが困難であったため、昭和26年6月8日住民登録法が制定（昭和27年7月1日施行）され、市区町村の住民を一斉に登録することによって住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便をはかるとともに、各種行政事務処理の適正化、簡素化がはかられた。

### (3) 住民基本台帳制度

市区町村における行政は、住民登録法までは、住民登録、住民税、選挙、国民健康保険、教育、衛生等、それぞれの行政分野ごとに届出義務を課していた。そのため、同一の住民を個々の行政事務の担当部局が重複して調査・記録することとなり、記録に齟齬が生じたり、労力や経費の効率化の上で問題があった。また、住民にとっても、数多くの法令により、個々の届出義務を課せられることとなっていた。

そこで、届出の簡素化をはかり、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うため、昭和42年7月25日、住民基本台帳法が制定（昭和42年11月10日施行）された。

その後、昭和60年5月には、国民のプライバシー保護の関心の高まりに応じて、住民基本台帳に記録された個人情報の適正な管理をはかるための改正がおこなわれた。同時に、住民票を磁気テープ（平成6年6月改正以降は「磁気ディスク」）をもって調製することができるものとした。

平成 14 年 8 月 5 日、住民基本台帳法の一部を改正する法律の制定（平成 11 年 8 月 18 日）に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムが施行された。これにより、住民票に無作為に抽出された 11 枠の住民票コードが付与されるとともに氏名、出生の年月日、男女の別、住所の基本 4 情報とそれらの付随情報（異動日、異動事由、異動事由詳細等）が住民基本台帳ネットワークシステムに登録され、全国の市区町村および国の行政機関等から本人確認情報として利用が可能になった。さらに平成 15 年 8 月 25 日、住民からの申請に基づく住民基本台帳カードの交付（法第 30 条の 44 第 1 項（令和元法律 16 により削除済み））、転入転出手続の特例（法第 24 条の 2）、住民票の写しの広域交付（法第 12 条の 4 第 1 項）が可能となつた。

平成 18 年 11 月 1 日より、それまでの「何人」でも請求できた閲覧制度を廃止、閲覧できる場合を限定し、手続き等の整備、制裁措置の強化など、個人情報保護に十分留意した制度に改正された。また同様の趣旨で、平成 20 年 5 月 1 日には、個人情報保護に対する意識の高まりなどを背景として、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、これまで何人でも交付請求が可能であった制度が改められ、交付請求できる者の範囲が限定されることとなつた。また、住民票の写しの交付請求時及び住民異動届提出の際の本人確認が法律上のルールとなつた。

平成 24 年 7 月 9 日、我が国に入国・在留する外国人の増加等を踏まえ、外国人住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるという住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年 7 月 15 日公布）が施行された。（平成 25 年 7 月 8 日からは、外国人住民についても住民基本台帳ネットワークシステム等の規定が適用された）

また、他の市区町村へ住所を移した場合においても引き続き住民基本台帳カードを使用することが可能となり、戸籍附票記載事項通知が、住民基本台帳ネットワークを通じて行われることとなつた。

平成 27 年 10 月 5 日より番号利用法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い個人番号に係る住民票の記載等の方法、機構、都道府県及び市町村における本人確認情報の保存期間の延長等が行われることとなつた。

平成 28 年 1 月 1 日より番号利用法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行に伴い、住民基本台帳カードの交付を終了して個人番号カードの利用を開始、平成 29 年 7 月に、情報提供ネットワークシステムを用いた行政機関間の住民票の情報の連携が開始されることとなつた。

令和元年 5 月 31 日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（デジタル手続法）が公布され、除票、除附票の保存年限の延長、除票簿の作成および戸籍附票の記載内容の追加等を順次実施することとなつた。

令和 3 年 4 月 1 日より押印を求める手続きの見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の公布に伴う住民基本台帳法施行令の改正により、住民異動届の届出に当たって、届出の任に当たる者の記名押印での取り扱いは廃止され、署名のみとなつたほか、令和 2 年 12 月 25 日付「大阪市押印見直し方針」を受け、申出の意思確認を行う趣旨として、住民基本台帳の閲覧の請求、住民票の写し等の交付請求における請求者の記名押印を廃止し、自署を求めることとした。

令和 7 年 5 月 26 日より戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正を含む「行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、戸籍や戸籍の附票、住民票に氏名の振り仮名が新たに記載されることになった。また同日より住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、住民票の記載事項である旧氏について、「旧氏の振り仮名」を追加することになった。

令和8年1月5日より地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）に基づき、住民記録システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに移行することとした。これに伴い、大阪市内すべての人の住民票が改製され、改製された住民票には、改正前に変更した住所・氏名などの履歴は記載されないことになった。

### 3 責務等

#### (1) 国及び都道府県

① 国及び都道府県は、市区町村の住民の住民としての地位の変更に関する市区町村長その他の執行機関に対する届出その他の行為のすべてが一つの行為によって行われ、かつ住民に関する行政事務の処理については、すべて住民基本台帳に基づいて行われるように法制上その他必要な措置を講じなければならない。（法第2条）

なお、「法制上の措置」とは、国にあっては、法律、政令、その他の法令及び制度を、都道府県にあっては、条例、規則、その他の法令及び制度を整備することをいう。

② 主務大臣又は都道府県知事は、住民基本台帳法の目的を達成するため必要があると認めるときは、市区町村長に対し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

市区町村長は、主務大臣又は都道府県知事に対し、助言又は勧告を求めることができる。（法第31条第2項及び第4項）

ア この法律の主務大臣は、総務大臣である。ただし、戸籍の届出等に基づく通知及び戸籍の附票に関する事項については、総務大臣及び出入国在留管理庁長官である。（法第40条）

イ 国の行政機関及び都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは市区町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提出を求めることができる。（法第37条第1項）

#### (2) 市区町村長等

##### ① 記録の正確性の確保

住民に関する正確な記録を常に整備していくことは、自治運営の基礎というべきものであり、市区町村長は、住民基本台帳に関する事務の管理体制を整備し、関係組織間の連絡を密にすることはもとより、住民に対して積極的に制度の趣旨の周知徹底をはかり、正確な届出の励行を期し、市区町村の実態に即して住民の正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講じるように努めなければならない。（法第3条第1項）

##### ア 届出の審査

転入等の届出があったときには、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、住民票の記載等を行わなければならない。

この届出の審査の適否が住民基本台帳の記録の正確性に直接影響するものであることから、当該市区町村の実情に即した適切な方法を検討するとともに、厳正な審査を行うよう特に配慮する必要がある。（施行令第11条）

##### イ 委員会の通報及び届出の催告等

市区町村の委員会（選挙管理委員会、教育委員会等）は、その事務を管理し、又は執行するにあたって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しく

は記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市区町村の長に通報しなければならない。（法第13条）

市区町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は上記委員会からの通報等により、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。（法第14条第1項）

#### ウ 調査

市区町村長は、定期に住民票の記載事項について調査するものとされているが、必要があると認めるときはいつでも住民票の記載事項について調査をすることができる。また、虚偽の届出等住民からの届出が事実に反する疑いのあるとき、その他委員会からの通報等により住民票に記録された事項が事実に反する疑いがあるときは、必要に応じて、実態調査しなければならない。（法第34条第1項及び第2項）

A 調査にあたり、必要があると認めるときは、市区町村長は、当該従事職員をして、関係人（本人・本人と同一世帯に属する者・同居人・寄宿舎の管理人等、調査の対象となる事実に関係を有する者）に対し、質問をさせたり、文書の提示を求めさせたりすることができるが、この規定は住民基本台帳の正確な記録を確保すること目的としているため、その趣旨を逸脱し、住民の権利を不当に侵害することのないように十分留意すべきである。（法第34条第3項）

また、これに対する罰則として、市町村長から求められた住民票の記載事項の調査のための質問に答弁しない者等を5万円以下の罰金に処する。（法第49条）

B 上記の場合において、当該従事職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。（法第34条第4項）

C 調査に関する事務に従事している者、又はしていた者は、その事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。（法第35条）また、これに対する罰則として、調査に関して知りえた秘密を洩らした者を1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第44条）

「住民基本台帳法による調査従事職員の証」（大阪市記章及び証票規則 昭和24年4月1日 規則第67号）

(表)

第 号	
みお つくし	住民基本台帳法による 調査従事職員の証
氏 名	年 月 日 生
上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。	
発行 年 月 日	
大阪市 区長 氏 名	

(裏)

住民基本台帳法(抄)
(調査) 第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。 3 市町村長は、前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に對し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。 4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(秘密を守る義務) 第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(罰則) 第44条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

## ② 事務の管理及び執行・合理化

市区町村長その他市区町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、事務処理の合理化に努めなければならない。

このために住民基本台帳には、氏名、住所等住民としての地位に関する基本的事項をはじめ、国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の資格に関する事項を記載することとされ、選挙人名簿の登録、市民税の課税及び学齢簿の作成は、住民基本台帳に基づいて行うこととされている。

また、その他の住民の市区町村に対する同一の事由にもとづく届出等についても、できるだけ一つの行為で足りるよう事務処理しなければならない。（法第3条第2項）

## ③ 住民の届出義務等

一方、住民においても正確な届出義務と、虚偽の届出など住民基本台帳の正確性を阻害するような行為を禁止している。（法第3条第3項）

また、これに対する罰則として、住民基本台帳に関する虚偽の届出をした者等を5万円以下の過料に処することとしている。（法第52条）

## ④ 住民記録の保護

何人も、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的人権を尊重するよう努めねばならない。（法第3条第4項）

住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知ったときは、市町村長に対して、その旨を申し出ることができる。（法第14条第2項）

## (3) 政令指定都市の特例

政令指定都市においては、次の事項を除いて区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。（法第38条第1項）

### ① 次の事項は市長の権限又は義務である。

ア 住民の住所の認定について、他の市区町村長と意見が異なる場合の措置義務。（法第33条）

イ 国の執行機関又は都道府県知事、機構が求める資料の提供義務。（法第37条）

主務大臣又は都道府県知事に対する報告義務及び助言又は勧告を求める行為。（法第31条第2項及び第4項）

### ② 住民基本台帳の整備義務、正確性確保のための措置義務は、市長及び区長の共同義務である。（法第3条第1項及び第14条第1項）

### ③ 法第9条第2項通知は、区長については、区の区域内に住所を有するその区の属する市の住民以外の者について行う。（単に市の住民以外の者ではなく、市内他区の住民についても、第9条2項通知を行う）（施行令第31条第2項）

### ④ 住民基本台帳の脱漏等に関する市区町村の委員会の報告義務は、区選挙委員会も負う。（施行令第31条第2項）

### ⑤ 不服申立て

区長の処分に不服のあるものは、市長に審査請求ができる。

審査請求の期間は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である。

処分取消の訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経ることなく提起できる。

## 4 住民

法における住民は、市区町村の区域内に住所を有する自然人をいい、法人を含まない。また、日本国籍を有しない者のうち法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者以外の者その他政令で定める者（＝戸籍法の適用を受けない者：皇統譜令に登録されている天皇及び皇族）は、適用除外とされる。（法第 39 条）（なお、地方自治法第 10 条第 1 項の住民には法人も含まれるが、本法でいう住民は、自然人のみをいうものであり法人は含まない）

## 5 住所

法にいう住所とは各人の生活の本拠をいう。（法第 4 条、地方自治法第 10 条第 1 項、民法第 22 条）

なお、居所とは、人が多少の時間を継続して居住するが住所までに至らない場所をいう。民法第 22 条及び第 23 条は「居所を住所とみなす」として住所がないとき、又は不明の時に居所を住所とみなすとしているが、住民基本台帳法はこの立場をとっていない。

### (1) 住所の認定基準

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する。（要領 第 1 – 3 住所の意義および認定）

### (2) 住所に関する法令の規定

住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第 10 条第 1 項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。（法第 4 条）

- ① 地方自治法第 10 条第 1 項
- ② 民法第 22 条
- ③ 公職選挙法第 9 条第 2 項
- ④ 地方税法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 294 条第 1 項第 1 号
- ⑤ 国民健康保険法第 5 条
- ⑥ 国民年金法第 7 条
- ⑦ 学校教育法施行令第 1 条及び第 2 条
- ⑧ 住居表示に関する法律第 6 条第 2 項
- ⑨ 介護保険法第 9 条
- ⑩ 高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条

### (3) 住所の認定について関係市区町村長の意見が異なる場合の措置

住民の住所の認定について他の市区町村長と意見を異にするときは、それぞれの真実の発見に努めるとともに、関係市区町村相互間で協議し、さらに都道府県知事の助言又は勧告を求め解決する。

なお、協議がまとわないとときは、都道府県知事（関係市区町村が 2 以上の都道府県の区域内の市区町村である場合には、主務大臣）に対しその決定を求める旨を申し出なければならない。（法第 33 条）

※ 住所認定の実例は「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照

（参考）

「住居地」

外国人住民の住居地とは、本邦における主たる住居の所在地をいう。

（入管法第 19 条の 4 第 1 項第 2 号）（入管特例法第 8 条第 1 項第 2 号）

※日本に在留する外国人については、住民基本台帳上の「住所」と入管法上の「住居地」の概念は事実上一致する。（「新しい入管法 2009 年改正の解説」）

## **6 世帯と世帯主**

### (1) 世帯

居住と生計をともにする社会生活上の単位である。

### (2) 世帯主

世帯を構成する者のうちでその世帯を主宰する者、すなわち主として世帯の生計を維持する者であってその世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者をいう。 (要領第1-4 世帯の意義および構成)

### (3) 世帯主の認定

世帯主の認定にあたっては、その者が主としてその世帯の生計を維持しているかどうか、及び社会通念上その世帯の代表者と認められるかどうかという客観的基準に当該世帯の構成員の主觀をも総合して決定すべきであり、単なる収入の多少によって便宜的に変更するような取扱いは不適当である。 (昭 42・10・4 自治振第 150 号)

※ 世帯主認定の例示は「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照

## 第2章 住民基本台帳

### 1 住民基本台帳の法的性格

住民基本台帳は、市区町村の住民を記録し、その居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となる公簿であり、刑法第157条1項にいう「権利義務に関する公正証書」に該当する。

また、住民基本台帳は、市区町村長が常に正確な記録を整備しておく責務を有するもので、その記録の証明力は戸籍の記載の証明力と同様である。

### 2 作成単位

住民基本台帳とは、その市区町村の住民全体の住民票をもって構成される住民に関する記録を行う公簿をいい、住民票とは、個々の住民につきその住民に関する事項を記載する帳票をいう。すなわち、その市区町村の住民票の集合体を住民基本台帳という。住民票には、個人を単位として作成する「個人票」と世帯を単位とする「世帯票」があり、本市では長年「世帯票」を採用してきたが、平成27年1月5日の住民基本台帳等事務システム再構築リリースを機に「個人票」（又は「世帯連記式」）へ様式を変更している。（法第6条）

### 3 戸籍との関係

住民基本台帳制度は、住所地において人の居住関係を公証することを任務とし、戸籍制度は、本籍地において人の身分関係を公証することを任務としている。両制度とも同一人を公簿に記録し、これを基に公証する点では同じであるため、住民票の記載事項中の氏名、氏名の振り仮名、出生の年月日、男女の別、本籍及び戸籍の筆頭者の氏名は、戸籍の記載と正確に一致しなければならない。

このため市区町村に本籍を有する者のすべてについて戸籍の附票を作成する等、相互に連携を保たなければならない。（法第16条～第19条）

### 4 入管法及び入管特例法との関係

外国人住民のうち、中長期在留者等の住民票の記載事項中の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域（法第30条の45に規定する地域をいう）及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項は、入管法及び入管特例法に基づき中長期在留者等に交付された在留カード等の記載と一致しなければならない。このため、法務省と市区町村とは、外国人住民に係る情報の正確性の確保と届出義務の軽減を図るために、互いに情報連携を行うこととする。

#### (1) 外国人住民に関する出入国在留管理庁長官からの通知

出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項（氏名、出生の年月日、男女の別）、国籍等又は第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を作成した区長に通知しなければならない。（法第30条の50）

※出入国在留管理庁長官からの通知については、第4章－4 外国人住民に関する出入国在留管理庁通知 参照

※市町村通知については、第7章－1 通知 参照

## **5 住民票の様式等**

住民票の様式および規格については法定されておらず、市区町村において住民の利便を考慮し、それぞれ創意工夫すればよいものである。ただし、住民票は個人を単位として、世帯ごとに編成することを原則とするものであるから（法第6条第1項）、住民票の様式についても、個人又は世帯につき一葉とすることが望ましい。（要領第2-1-（1））

本市においては、平成4年2月より、全区において「住民基本台帳事務処理システム」が稼働し、法に規定する住民基本台帳は、磁気ディスクに記録され、住民票の記載の処理及び住民票に基づく証明発行等の処理が行われている。

なお、住民票を磁気ディスクをもって調製し（法第6条第3項）、当該磁気ディスクを住民票の原本とする。

本市の住民票様式は、令和8年1月の標準準拠システム移行に伴い、世帯連記式・個人票とともに次の住民票様式（A4縦）に変更となった。

- ・住民票の写し（日本人・個人票）

## 住民票

氏名の振り仮名				個人番号			
氏名				住民票コード			
旧氏名の振り仮名				生年月日			
旧氏							
世帯主				性別			
続柄				住民となった年月日			
住所				住所を定めた年月日			
				届出日			
本籍				筆頭者			
転入前住所							
＊＊＊				＊＊＊			
＊＊＊				＊＊＊			

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

- ・住民票の写し（外国人・個人票）

## 住民票

***			個人番号	
氏名			住民票コード	
*** 通称			生年月日	
世帯主			性別	
続柄			外国人住民となつた年月日	
住所			住所を定めた年月日	
			届出日	
国籍・地域			在留資格	
転入前住所				
法第30条の 45区分			在留期間等	
在留期間 満了日			在留カード等 番号	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

- ・住民票の写しの様式（世帯票）

## 住民票

住所					
世帯主					
1	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
	旧氏の振り仮名			住民となった年月日	
	旧氏			住所を定めた年月日	
	生年月日	性別	続柄	届出日	
	本籍			筆頭者	
	転入前住所				
	＊＊＊			＊＊＊	
	＊＊＊			＊＊＊	
2	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
	旧氏の振り仮名			住民となった年月日	
	旧氏			住所を定めた年月日	
	生年月日	性別	続柄	届出日	
	本籍			筆頭者	
	転入前住所				
	＊＊＊			＊＊＊	
	＊＊＊			＊＊＊	
3	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
	旧氏の振り仮名			住民となった年月日	
	旧氏			住所を定めた年月日	
	生年月日	性別	続柄	届出日	
	本籍			筆頭者	
	転入前住所				
	＊＊＊			＊＊＊	
	＊＊＊			＊＊＊	
4	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
	旧氏の振り仮名			住民となった年月日	
	旧氏			住所を定めた年月日	
	生年月日	性別	続柄	届出日	
	本籍			筆頭者	
	転入前住所				
	＊＊＊			＊＊＊	
	＊＊＊			＊＊＊	

・確認用住民票

確認用住民票（仮作成）

(異動前) 氏名フリガナ (異動前) 留意事項 (異動前) 氏名 (異動前) 留意事項 (異動後) 氏名フリガナ (異動後) 留意事項 (異動後) 氏名 (異動後) 留意事項		(異動前) 個人番号 (異動前) 留意事項 (異動後) 個人番号 (異動後) 留意事項	
(異動前) 旧氏フリガナ (異動前) 留意事項 (異動前) 旧氏 (異動前) 留意事項 (異動後) 旧氏フリガナ (異動後) 留意事項 (異動後) 旧氏 (異動後) 留意事項		(異動前) 生年月日 (異動前) 留意事項 (異動後) 生年月日 (異動後) 留意事項	
(異動前) 性別 (異動前) 留意事項 (異動後) 性別 (異動後) 留意事項		(異動前) 性別 (異動前) 留意事項 (異動後) 性別 (異動後) 留意事項	
(異動前) 世帯主名 (異動前) 留意事項 (異動後) 世帯主名 (異動後) 留意事項		(異動前) 住民となった年月日 (異動前) 留意事項 (異動後) 住民となった年月日 (異動後) 留意事項	
(異動前) 統柄 (異動前) 留意事項 (異動後) 統柄 (異動後) 留意事項		(異動前) 住所を定めた年月日 (異動前) 留意事項 (異動後) 住所を定めた年月日 (異動後) 留意事項	
(異動前) 住所 (異動前) 留意事項 (異動後) 住所 (異動後) 留意事項		(異動前) 届出日 (異動前) 留意事項 (異動後) 届出日 (異動後) 留意事項	
(異動前) 本籍 (異動前) 留意事項 (異動後) 本籍 (異動後) 留意事項		(異動前) 筆頭者 (異動前) 留意事項 (異動後) 筆頭者 (異動後) 留意事項	
(異動前) 転入前住所 (異動前) 留意事項 (異動後) 転入前住所 (異動後) 留意事項			
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
(異動前) 転出先住所（予定） (異動前) 留意事項 (異動後) 転出先住所（予定） (異動後) 留意事項			
(異動前) 転出先住所（確定） (異動前) 留意事項 (異動後) 転出先住所（確定） (異動後) 留意事項			
(異動前) 消除の事由届出日 (異動前) 留意事項 (異動後) 消除の事由届出日 (異動後) 留意事項		(異動前) 事由の生じた年月日 (異動前) 留意事項 (異動後) 事由の生じた年月日 (異動後) 留意事項	
(異動前) 消除事由 (異動前) 留意事項 (異動後) 消除事由 (異動後) 留意事項	(異動前) 転入通知年月日 (異動前) 留意事項 (異動後) 転入通知年月日 (異動後) 留意事項	(異動前) 転出年月日 (異動前) 留意事項 (異動後) 転出年月日 (異動後) 留意事項	

## 6 住民票の記載事項

(1) 基本事項（法第7条第1号から第8号及び第13号第14号、法第30条の45）

① 日本国籍を有する者と外国人住民の共通事項

- ア 氏名（法第7条第1号）
- イ 出生の年月日（法第7条第2号）
- ウ 男女の別（法第7条第3号）
- エ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄（法第7条第4号）
- オ 住所及び転居した者については、その住所を定めた年月日（法第7条第7号）
- カ 新たに住所を定めた者については、届出年月日及び従前の住所（法第7条第8号の1）
- キ 個人番号（法第7条第8号の2）
- ク 住民票コード（法第7条第13号）

② 日本国籍を有する者のみ

- ケ 氏名の振り仮名（法第7条第1号の2）
- コ 旧氏及び旧氏の振り仮名（法第7条第14号、施行令第30条の13）
- サ 戸籍の表示（法第7条第5号）
- シ 住民となった年月日（法第7条第6号）

③ 外国人住民のみ

- ス 通称（法第7条第14号・施行令第30条の16第1項）
- セ 通称の記載及び削除に関する事項（法第7条第14号、施行令第30条の16第1項）
- ソ 国籍・地域（法第30条の45）
- タ 外国人住民となった年月日（法第30条の45）
- チ 法第30条の45表の上欄に掲げる者の区分に応じた各下欄に掲げる事項（法第30条の45）

(2) 個別記載事項（法第7条第9号から第11号の2）

① 日本国籍を有する者と外国人住民の共通事項

- ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号）
- イ 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の2）
- ウ 介護保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の3）
- エ 国民年金の被保険者の資格に関する事項（法第7条第11号）
- オ 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項（法第7条第11号の2）

② 日本国籍を有する者のみ

- カ 選挙人名簿に登録されている者は、その旨（法第7条第9号）

(3) 任意事項（法第7条第14号及び施行令第6条の2）

市区町村長は、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市区町村長が住民に関する事務を管理し執行するために必要であると認めるものを住民票に記載することができることとされている。例えば、国民健康保険の資格確認書の記号番号や印鑑登録番号等がそれに該当する。

(4) その他の記載事項

その他、法定記載事項以外には次のものがある。

- ア 世帯変更の年月日
- イ 職権修正の年月日
- ウ 法定記載事項以外の届出年月日

## 7 記載内容

### ① 氏名欄

ア 日本国籍を有する者については、つぎのとおり記載する。

A 戸籍に記載又は記録されている氏名及び氏名の振り仮名（以下「氏名等」という。）を記載する。（字体も同一にする）本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、日常使用している氏名等を記載する。

B 旧氏（※）及び旧氏の振り仮名（以下「旧氏等」という。）は、氏名等と一体で扱うものとする。

（※）旧氏とは、その者がかつて称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録されているものをいう。

イ 外国人住民にあっては、つぎのとおり記載する。

A 中長期在留者等については、在留カード等に記載されている氏名を記載する。

ただし、必要に応じ「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」に基づき漢字氏名の簡体字から正字（住基統一文字）への置き換えを行う。

B 在留カードの交付を受けていない中長期在留者は、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券のローマ字（アルファベット）表記の氏名を記載する。

C 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者については、出生届若しくは国籍喪失届又は国籍喪失報告に付記されているローマ字（アルファベット）表記の氏名を記載する。ただし、これらの戸籍届書等にローマ字（アルファベット）表記の氏名の付記がない場合は、同届書に記載されたカタカナ又は漢字による表記の氏名を記載する。後日、これらの経過滞在者の出入国在留管理庁通知を受けた場合は、同通知に基づき氏名の記載を修正する。

D 通称（※）は、氏名と一体で扱うものとし氏名欄に記載する。（法第7条第14号、施行令第30条の15）

（※）通称とは、氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。

### ② 生年月日欄

ア 日本国籍を有する者については、戸籍に記載されている出生の年月日を記載する。

「大正1年」「昭和1年」「平成1年」「令和1年」等「元号1年」は、それぞれ「大元」「昭元」「平元」「令元」等「元号の頭文字（以下、元号とする）」に「元」を組み合わせて記載する。

イ 外国人住民のうち、中長期在留者等にあっては、在留カード等に記載されている生年月日を記載する。出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者にあっては、出生届若しくは国籍喪失届又は国籍喪失報告届に記載された出生の年月日に基づいて西暦で記載する。

### ③ 性別欄

男女の別を記載する。

### ④ 世帯主欄

世帯主の氏名を記載する。世帯主の変更があれば、下段に順次記載する。

世帯主が外国人住民である場合、世帯主の氏名欄に通称を記載する必要はない。

### ⑤ 続柄欄

世帯主を基準にして続柄を記載する。

ア 記載方法（要領 第2-1-(2)-エ-（オ））

世帯主については、「世帯主」と記載し、世帯員については、「夫」「妻」「子」「兄・弟・姉・妹」「妻の子」「夫の子」「子の妻」「子の夫」「子の子」「妻（未届）」「夫（未届）」「妻（未届）の子」「夫（未届）の子」「父」「母」「縁故者」「同居人」等、世帯主からみた続柄を記載する。

なお、標準準拠システム移行に伴い、3世代まで選択可能だった続柄が、4世代まで選択可能となった。

#### イ 子の続柄

世帯主の嫡出子、非嫡出子、養子及び特別養子は全て「子」と記載し、長幼性別の区別はしない。ただし、非嫡出子で世帯主である父に認知されていない場合は「妻（未届）の子」と記載し、世帯主の配偶者の連れ子の場合は「妻の子」「夫の子」、事実上の養子は「縁故者」と記載する。

#### ウ 内縁の夫婦の続柄

内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが、準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ扱いを受けているので、「夫（未届）」「妻（未届）」と記載する。ただし、戸籍上の配偶者が現存している者が、他の者と事実上婚姻関係のある場合には、「夫（未届）」「妻（未届）」と記載することはできず、「縁故者」と記載するので、戸籍等との照合を十分に行なわなければならない。

#### エ 外国人住民の続柄（法第30条の48・法第30条の49）

##### A 外国人住民が世帯主の場合

その世帯主との続柄を証する文書（出生証明書、婚姻証明書等）の添付が必要な場合においては、訳文と共に提出を求め、内容を確認する。

また、これが提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世帯主との続柄は「縁故者」と記載する。

※ 外国人の続柄に関する届については、第3章の12を参照

##### B 日本国籍を有する者が世帯主の場合

市区町村長が、戸籍の届出書、申請書その他の書類又は通知に係る書面その他公簿等で確認できると認める以外は、戸籍と照合し又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍の記載内容について照合、確認のうえ住民票の記載を行う。

#### オ 縁故者と同居人

A 親族で世帯主との続柄を具体に記載することが困難な者の続柄は、「縁故者」とする。

B 世帯主の妻の母の続柄は、妻の生死にかかわらず「妻の母」であるが、妻の死亡後、夫が再婚した場合の前妻の母の続柄については、姻族関係終了届を出している場合には「同居人」、そうでない場合には「縁故者」である。

C 子の死亡後に、子の妻が妻の氏を称し再婚した場合、子の子については、後夫との間で入籍してあっても、世帯主との続柄は「子の子」であり、元の子の妻とその夫は、世帯主と養親子関係にないときは「縁故者」である。

※ 世帯主との続柄の記載方法については、住民登録法における実例を引き継ぎ、

従来は、世帯主の嫡出子については、「長男」「二女」等と、養子については「養子」と、世帯主である父に認知されている非嫡出子については、「子」と区別して記載されていたが、平成7年3月1日からは世帯主の嫡出子、養子及び特別養子並びに世帯主である父に認知されている非嫡出子に係る続柄の記載を「子」と統一し、嫡出子についても長幼性別に関する記載は行わないものとされた。（平6・12・15自治振第232号通知）

※ 平成30年7月9日実施の「大阪市パートナーシップの宣誓」を行った者で、パートナーシップ関係にある一方が世帯主であり同居する他方の続柄について、①双方が「縁故者」としたい旨の申出、②届出日現在パートナーシップ関係が継続している旨の申出、①②が書面で確認ができる場合に限り、続柄を「縁故者」とするものとする。パートナーシップの宣誓の確認は、「パートナーシップ宣誓証明書の正本又は副本」により行う。

カ 登載順序

世帯連記式住民票の世帯主及び世帯員の登載順序は、次によることとなる。（要領第2-1-（2）-ア）

- A 世帯主、その家族、その他の世帯員の順とする。
- B 一つの世帯が、一組の夫婦とその子の一団で構成されている場合は、世帯主、配偶者、子（年長順）とする。
- C 一つの世帯が、二組以上の夫婦とその子で構成されている場合には、世帯主夫婦とその子を第1順位とし、他は、夫の年長順とする。この場合の記載方法については、Bと同様の順序による。他は、夫、妻、子（年長順）とする。
- D 世帯主の家族で、夫婦とその子の一団に属さないもの（母、姉、弟等）は、B、Cの記載をした後で続けて記載する。
- E 縁故者の場合は、B、C、Dの記載をした後に、続けて記載する。
- F 同居人は、末尾に記載し、これらのものが二人以上いる場合には、年長順とする。
- G 一部転入・転居等により、既存の世帯に入る場合にはAからFの順で自動で並び替えられる。

⑥ 住所欄

住所を記載する。

住所の表示は、「大阪市住居表示実施基準に基づき」（例）「△△1丁目2番3号」、住居表示の特例が実施されている一棟の建物（団地設計建物等）については、（例）「△△4丁目5番6-101号」と記載する。6は棟番号を表記。

河川敷等、地番が付されていない場合には、「○○号先」「○○番地先」と表示する。団地・アパート等は、住居表示の特例が実施されている場合を除き、団地名・マンション名等および、室番号を記載する。間借り人等、複数世帯で別個に世帯を構成する場合は、「何某方」まで記載する。

⑦ 住民となった年月日欄

転入してきた者については、大阪市に住むようになった最初の年月日を、出生した者については出生の年月日を記載する。

帰化・国籍取得等で外国人住民が日本国籍を有することとなった場合は、外国人住民に係る住民票に記載された外国人住民となった年月日を記載する。

⑧ 住所を定めた年月日

転入転居等をした場合、その住所を定めた年月日。

⑨ 届出日欄

自区に住所を定めた届出年月日を記載する。

⑩ 個人番号欄

ア 新たに住民票コードを記載した場合、機構に対して電気通信回線を通じて当該者の住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の情報を通知し、機構から通知された個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする。（番号利用法第7

条第1項、第8条第1項、番号利用法施行令第7条)

- イ 転入した者については、転出証明書に記載された個人番号を記載する。
- ウ 以前に個人番号を記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前に記載された個人番号を確認した上で、当該以前記載された個人番号を住民票に記載する。
- エ 以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、アに準じて個人番号とすべき番号の生成要求等を行い、当該個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする。(番号利用法附則第3条第2項)

⑪ 住民票コード欄

住民票コードは、直近の住民票に記載のあった住民票コードを記載する。また、いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない場合には、新たに住民票コードを付番する。

⑫ 本籍欄

本籍は、戸籍に記載されているものを記載する。

本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、戸籍法による出生届、又は就籍手続きを行うよう指導する。なお、これらの者が、日本国籍を有することについて、確実な心証を得られた場合には、住民票に記載することができる。(昭27・6・7民事甲第811号、昭36・9・8民事甲2192号、昭49・4・16沖縄県地方課あて電話回答、昭50・12・23自治振第361号参照)

なお、「本籍のない者」とは、たとえば出生届未済の者をいい本籍欄は「なし」と記載する。また「本籍の明らかでない者」とは、日本国籍を有することは明らかであるが、どこに本籍があるのか不明の者をいい、本籍欄は「不明」と記載する。

⑬ 筆頭者欄

筆頭者の氏名を記載する。

本籍のない者は「なし」、本籍の明らかでない者については「不明」と記載する。

⑭ 転入前住所欄

自区へ転入する前の住所を記載する。

出生した者は「空欄」、住所設定した者・職権記載した者については「不明」と記載する。

帰化・国籍取得、国籍喪失、法第30条の46又は法第30条の47による届出した者については「空欄」となる。

⑮ 外国人住民となった年月日

法第30条の45の表の区分に掲げる者となった年月日又は大阪市民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日を記載する。国籍喪失等で外国人住民となった場合は、その年月日を記載する。

⑯ 国籍・地域(※)欄

在留カード等に記載されている国籍・地域を記載する(無国籍を含む)。なお、出生による経過滞在者は「空欄」とし、後日在留資格を取得した等として、出入国在留管理庁通知がなされた場合に、同通知に基づき、職権記載する。また国籍喪失による経過滞在者は、国籍喪失届や国籍喪失報告の記載を確認し、職権で記載修正する。

(※) 地域(入管法第2条第5号に規定する地域)

- ⑯ 在留期間等・在留期間満了日・在留カード等番号欄  
在留カード等に記載されている在留期間等・在留期間満了日・在留カード等番号を記載する。
- ⑰ 在留資格・法第 30 条の 45 区分欄  
在留カード等に記載されている在留資格及び法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する。

第 30 条の 45 の表区分	記載事項
中長期在留者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期在留者である旨</li> <li>・在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号</li> <li>なお、在留カードとみなされる外国人登録証明書の提示があった場合は当該外国人登録証明書番号を記載し、後日、在留カードを交付する旨の記載がされた旅券の提示があった場合は、当該旅券に貼付された上陸許可証印下部に記載された交付予定の在留カード番号を記載する</li> </ul>
特別永住者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者である旨</li> <li>・特別永住者証明書の番号</li> <li>なお、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の提示があった場合は当該外国人登録証明書番号を記載する</li> </ul>
一時庇護許可者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時庇護許可者である旨</li> <li>・一時庇護許可書に記載されている上陸期間</li> </ul>
仮滞在許可者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮滞在許可者である旨</li> <li>・仮滞在許可証に記載されている仮滞在期間</li> </ul>
出生による経過滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生による経過滞在者である旨</li> </ul>
国籍喪失による経過滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍喪失による経過滞在者である旨</li> </ul>

- ⑲ 留意事項  
「留意事項」については、原則入力の必要はないが、下記【統合記載欄留意事項（B 類型）記載例】に記載のケースについては、入力が必要となる。

記載内容	事象	記載例
特別養子である旨	特別養子縁組によって住民票が記載された場合	特別養子縁組
上陸期間を経過する年月日（許可期限）	一時庇護許可者について住民票を記載した場合	上陸期間経過年月日 2022 年 1 月 11 日
仮滞在期間を経過する年月日（許可期限）	仮滞在許可者について住民票を記載した場合	仮滞在期間経過年月日 2022 年 1 月 11 日
出生した日から 60 日を経過する年月日	出生による経過滞在者について住民票を記載した場合	出生した日から 60 日を経過する年月日 2022 年 1 月 11 日
国籍を失った日から 60 日を経過する年月	国籍喪失による経過滞在者について住民票を記載した場合	国籍を失った日から 60 日を経過する年月日 2022 年 1 月 11 日

日		
通知の事由（氏名変更、在留資格変更許可等）及びその事由の生じた年月日	法第30条の50の規定による出入国在留管理庁長官からの通知に基づき、住民票の消除又は記載の修正をした場合	氏名変更年月日 2022年1月11日
氏名について仮名により記載した旨	氏名等の記憶を喪失した者について、住民票を作成した場合で、当該者の氏名を仮名により記載した場合	氏名について仮名により記載
死亡とみなされる年月日（失踪期間が満了した年月日）	失踪の届出があった場合	死亡とみなされる年月日 令和4年1月11日
外国人氏名のフリガナを修正した事由	外国人住民から氏名のフリガナを変更してほしい旨の申出があり、住民票を職権修正した場合	外国人氏名のフリガナについて職権修正
戸籍に記載された推定死亡日	死亡日が特定できない場合	推定死亡年月日 令和4年1月11日
従前の氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入届と戸籍届出が同時にあった場合</li> <li>・既に戸籍届出を出している者から転入届があつた場合</li> <li>・戸籍届出受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があつた場合</li> </ul>	転入届と同日に戸籍届出を提出 従前の氏 鈴木
前本籍	転入届と同時に戸籍届出があつた場合	前本籍 東京都千代田区霞が関二丁目1番地
転出取消により転出事項消除の上異動を取消した旨	転出予定年月日経過後に転出を取り消した場合	転出取消しにより異動取消し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生届が提出に至っていない旨</li> <li>・認知調停等手続が申立中である旨</li> </ul>	民法（明治29年法律第89号）第772条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らない者について、認知調停手続等外形的に子の身分関係を確定するための手続が進められている場合に、総務省通知（平成24年7月25日総行住第74号）に基づき、職権で住民票の記載を行った場合	認知調停等手続申立中

<ul style="list-style-type: none"> <li>・就籍の届出に至っていない旨</li> <li>・就籍許可等手續中である旨</li> </ul>	<p>就籍の届出に至らない者について、戸籍法第110条の規定における就籍許可審判又は第111条の規定における確定判決を受けるための裁判手続（以下「就籍許可等手続」という。）を行っており、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合で、総務省通知（平成30年10月2日総行住第162号）に基づき、職権で住民票の記載を行った場合</p>	就籍許可等手続中
---	---	----------

## ② 備考欄

「備考欄」については、原則入力の必要はないが、下記【統合記載欄備考（C類型）記載例】に記載のケースについては、入力が必要となる。

記載内容	事象	記載例
除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。	誤記判明年月日 令和4年1月11日 誤記判明理由 申出 誤記の箇所 氏名 誤記修正後の記載 鈴木 太朗
転出届により転出先住所（予定）及び届出の年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合	転出届により転出先住所（予定）及び届出の年月日記載
失踪宣告取消の届書の届出があった旨及び記載年月日	失踪宣告取消の届書の提出があり、除票に記載された者の生存が判明した場合	失踪宣告取消の届出受領 記載年月日 令和4年1月11日
氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合	氏名のカタカナ表記 トーマス・ジョン・ファーソン
事実上の世帯主の氏名	実際に世帯主に相当する者が法の適用から除外されている外国人であって、その者の氏名が確認できている場合 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。	事実上の世帯主の氏名 ZHANG YULIN
平成21年改正法附則第4条第1項により作成	住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「平成21年改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により作成された仮住民票が、平成21年改	平成21年改正法附則第4条第1項により作成

	正法附則第4条第1項により、平成21年改正法附則第1条第1号に定める日において住民票となった場合	
通称による住所の名称	選挙、納税等の各種行政面で、行政区画上の正式名称の住所ではなく、通称による住所が利用されており、住民票上にどうしても通称による住所が必要な場合	通称による住所の名称

## 8 住民票の除票等

除票とは、転出、死亡及び職権により消除された住民票をいい、改製により消除された改製前住民票も含まれる。

### (1) 除票

- ① 死亡及び職権消除等によりその住民票に記載されている者が消除された場合は、当該処理日をもって「除票」となる。
- ② 転出においては、転出届出日又は転出異動日により住民票が消除される時点が異なる。

#### ア 転出届が予定日までになされた場合

行政処理欄に転出予定である旨を記載し転出予定日の前日までは現存者として扱う。

このため、転出予定日以前に住民票の写しの交付請求がなされた場合は、当該転出届により記載した事項を省略して交付することとしている。（「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」第5-1）

#### A 転出予定日までに転入通知がなかった場合

予定日をもって消除する。

#### B 届出後、予定日までに転入通知があった場合

転入通知を受けた日をもって消除する。

#### イ 転出届が転出後になされた場合

届出日をもって消除する。

#### ウ 職権消除されている者から転出届がなされた場合

既になされている職権消除日が住民票の消除日であり、事後に転出届がなされても消除日は変わらない。

### (2) 改製前住民票

市区町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

(法第10条の2)

この場合、消除又は修正された記載の移記を省くことができる。（施行令第13条の2）

### (3) 消除された住民票と改製前の住民票の保存期間

消除された住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票は、消除された日又は改製された日から150年間保存する。（施行令第34条第1項）

# 第3章 届出

## 1 届出の方法

住民基本台帳は、住民に関する行政の基礎となるものであって、その記録のもととなる届出については、誤りを防止し正確性を確保するため、住民としての地位の変更に関する届出は、住民が市区町村に自ら出向き、書面によって行わなければならない。（法第21条）ここでいう届出は「転入届」（法第22条）、「転居届」（法第23条）、「転出届」（法第24条）、「個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例」（法第24条の2）、「世帯変更届」（法第25条）、「中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例」（法第30条の46）、「住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出」（法第30条の47）、「外国人住民の世帯主との続柄の変更の届」（法第30条の48）をさしている。

届出書には、届出人の住所及び届出年月日を記載し、署名しなければならない。（法第27条、施行令第26条）

## 2 届出人

### (1) 届出義務者

#### ① 本人

第一義的には、本人が届出義務者である。未成年者や成年後見人制度における被保佐人及び被補助人も、意思能力を有する限りは本人が届出をすべきである。しかし、15歳未満である者、成年被後見人である等の場合には、本人は意思能力を有していないため届出を行うことはできない。よって、本人の代わりに世帯主、親権者、成年後見人、未成年後見人が届出を行うこととなる。

#### ② 世帯主

本人が意思能力を欠く者であるとき、病気等により届出をすることができないときは、世帯主がその世帯員に代わって届出義務を負う。（法第26条第2項）

また、世帯主は世帯員に代わっていつでも届出をすることができる。

### (2) 代理人及び使者

#### ① 代理人

法定代理人、任意代理人ともに届出をすることができるが、本人又は世帯主の署名のない届出書の提出があったときは、来庁者と本人又は世帯主との関係を聴取のうえ、任意代理人については、「委任の旨を証する書面」を添付させ、法定代理人についてはその資格を確認のうえ受理しなければならない。

#### ② 使者

本人又は世帯主の署名のある届出書は、使者により提出することができる。使者についても、「委任の旨を証する書面」を添付させる。

なお、同一住民票に記載されている他の世帯員が届出た場合は、委任状の省略を可能とする。

※住民異動届の備考欄に届出人と本人若しくは世帯主との続柄（又は間柄）、住所、氏名を記載する。

### (3) その他の者

届出義務者でない者からの届出は適法な届出ではないので、届出義務者に対し届出の催告をしなければならない。

届出義務者が催告に応じない場合で、同一住民票に記載されている者からの届出があった場合など、その内容が真実であると認めることができるときは、事実確認の上この届出を資料として職権により住民票の記載等をすることができる。この場合には、特に厳正な審査を行うものとし、必要があるときは住民異動届の備考欄に届出人と本人若しくは世帯主との続柄(又は間柄)、住所、氏名と確認した内容等を記載する。

### 3 届出期間と届出地

#### (1) 期間

転入、転居、世帯変更、中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例、住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出等は、その事由の発生した日から 14 日以内に行わなければならない。

転出の届出は、あらかじめ行わなければならない。この「あらかじめ」とは、転出することが確定した後その住所を去るまでの間をいい、急に住所を異動することが決定し、その住所を去るまでの間に届出をする暇がないような場合で、転出後 14 日以内に届出をしたものも含む。(法第 24 条)

届出期間は、事由の発生した日の翌日から起算し、届出期間の末日が休日であるときは、その翌日に期間が満了する。(民法第 138 条及び第 140 条)

なお、届出を届出期間内にしない者については、その理由のいかんを問わず、すべて住所地を管轄する簡易裁判所に通知することとされている。(法第 52 条第 2 項及び第 53 条)

#### (2) 届出地

住所地を管轄する区役所、区役所出張所である。

### 4 届出の受理

#### (1) 形式的審査

届出の受理にあたっては、特に次の事項に留意して厳格な審査を行わなければならない。

- ① 届出は所定の届出書でなされているかどうか。
- ② 届出義務者からの届出であるかどうか。
- ③ 届出書に届出人の署名があるかどうか。

※自署が困難な場合は理由を聴取し、その理由が正当である場合は記名であっても、届出の受付を行うこととする。この場合、「署名が困難であるため記名(代筆)により届出」等、届書の余白部分に記載する。

- ④ 届出期間内の届出であるかどうか。
- ⑤ 正当な届出地になされているかどうか。
- ⑥ 届出書に届出をすべき事項及び付記すべき事項が記載されており、誤記がないかどうか。
- ⑦ 届出書の記載内容が、自区で保管、管理する公簿の記載と一致するかどうか。
- ⑧ 添付すべき書類が添付され、添付書類の記載と届出書の記載内容とが同じであるかどうか。
- ⑨ 添付書類(法第 22 条第 2 項、法第 30 条の 46、法第 30 条の 47、法第 30 条の 48、法第 30 条の 49、施行令第 30 条)
  - ア 転入届にあっては転出証明書(転入届の特例外除く)
  - イ 転入届の特例の場合は個人番号カード
  - イ 外国人住民にあっては在留カード等

法第 30 条の 46 による届出、法第 30 条の 47 による届出については、在留カード等の提

示が義務付けられている。

外国人住民が転入届、転居届を行う場合、在留カード等の提示は義務とはされていないが、在留カード等を提出して届出を行った場合は、入管法又は入管特例法上の住居地の届出とみなすこととされていることを踏まえ、在留カード等の提出を促す。（5「外国人住民に係る入管法・入管特例法上の届出義務との関係」参照）

ウ 世帯主でない外国人住民が、次の届を行う場合で、その世帯主が外国人住民である場合は、世帯主との続柄を証する文書及び訳文等（例：婚姻証明書や出生証明書等）

A 転入届、転居届、世帯変更届、法第30条の46による届出、法第30条の47による届出

B 上記の規定の場合を除き、世帯主との続柄に変更があった場合は、その続柄を証する文書及び訳文等（法第30条の48）

※12 外国人住民の世帯主との続柄変更届の項を参照

## (2) 実質的審査

住民異動に関する全ての届出を対象に、現に届出の任に当たっている者に対し、本人であるかどうか確認するため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。

（法第27条第2項、規則第8条）

### ① 本人確認

#### ア 確認書類の例示

原則的には、下記の表（A）の書類により本人確認を行うものとするが、提示できない場合は（B）の書類の提示を求めるものとする。

本人確認書類（A）	個人番号カード、運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獵銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、在留カード等、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
本人確認書類（B）	各種健康保険の資格確認書、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）共済年金証書、恩給証書、その他区長が適当と認めるもの

上記表に掲げる本人確認書類のうち、有効期間の記載のあるものについては、提示のあった時点において有効期間内のものに限る。

国民年金手帳については、令和4年3月末で発行が廃止されたが、それまでに発行されたものは、本人確認書類（B）に含めるものとする。

#### イ アにかかる本人確認ができなかった場合

本人確認ができなかった場合は、届出人に対し、本人にしか知り得ない事項について口頭による質問を行い、本人確認を行うものとする。

#### ウ 住民基本台帳システムによる本人確認について

イにより聴取した内容に疑義がある場合には、届出人がすでに本市の住民であるときは住民基本台帳システムにより、また、届出人が、本市以外の住民であるとき住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して本人確認を行うものとする。

#### エ 本人確認の記録について

本人確認を行った際には、本人確認の方法及び提示させた証明書等の書類を、住民異動届の本人確認欄に記載するものとする。

オ 郵便による転出届における本人確認事務

郵便により転出届の提出があった場合、上記アに掲げる書類の写しの郵送を求めるものとする。ただし、委任状については原本に限るものとする。

② 代理権限の確認

ア 代理権限等の確認方法

届出人が代理人又は使者であるときには、次に掲げる書類の提示又は提出を求め、代理権限又は使者の権限について、確認するものとする。なお、委任状については提出を求める原則として返還しないこととする。

ア 届出人が任意代理人の場合

委任者が作成した委任状の提出を求めるものとする。

イ 届出人が法定代理人の場合

戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を求めるものとする。(ただし、公簿等により確認できる場合は不要)

ウ 代理権限確認書類の提示又は提出がない場合

代理権限を確認できる書類の提示又は提出が、真にやむを得ない理由により困難であると認めるときは、届出者が委任者の委任により当該届出を行うものであることにつき確約する書類を作成のうえ提出させるものとする。この場合、必要であると判断するときは、電話により請求者本人に委任行為等について確認するなど補充的に確認を行う。

エ 確認書類の複写について

提示のあった代理権限を確認できる書類について、必要であると判断する場合には、当該書類の複写を行うこととする。

エ 代理権限の確認の記録

代理権限の確認を行った際には、提出又は提示させた代理権限の確認書類を、届出書所定欄に記載するものとする。なお、提出された代理権限の確認書類については、当該届出書とともに保管するものとする。

③ 居住権限の確認

転入届又は転居届があった場合であって、届出書に記載されている新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当である。この場合において、親族でない者が転入又は転居する場合には慎重な取扱いが必要である。

なお、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に勘案し、居住の事実を確認する必要性が認められる場合は、市町村長の判断により、住民に対して居住の確認を行う通知を行うなど、法第34条第2項の規定による調査を実施することが考えられる。

④ 受理決定

届出書の記載内容が、上記審査の結果などを総合的に判断して事実に反する疑いがある場合は、実態調査等を行い、その事実を確認して受理、不受理を決定しなければならない。

(3) 通知事務

(2) ①による本人確認ができない場合、特に第三者のなりすましによる虚偽の届出を防止するために、代理人又は使者による届出があった場合（法定代理人及び同一の世帯に属する者を除く）及び郵送等による届出の場合で、届書の受理を決定したものについては、異動者に対して住民異動届の受理通知を送付する。当該届出人がドメスティック・バイオレンス等

の支援措置対象者（又は合わせて支援を求める者）の場合は、通知を送付することにより加害者に現在住所が知れることのないよう、通知の可否等について必ず支援措置責任者に判断を求めることがある。（第7章 8「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待等（以下「DV等」という）の被害者の保護のための支援措置」参照）

- ① 次に掲げる場合においては、当該届出書の本人確認欄にその旨記載するとともに、住民異動届を受理した旨通知するものとする。
  - ア 本人確認を拒否した場合
  - イ 口頭による確認ができなかった場合若しくは確認が不十分の場合
  - ウ 代理人又は使者による届出があった場合（法定代理人及び同一の世帯に属する者を除く）
    - エ 郵便による転出届があった場合
    - オ その他、区長が特に確認できなかつたものに相当するものとして認める場合
- ② 「転入届」「転居届」「転出届」における「通知」については、異動者（世帯主）に対し、旧住所宛てに送付する。
- ③ 「世帯変更届」や「法第30条の47による届出」、「法第30条の48による届出」における「通知」については、異動者（世帯主）に対し、現住所宛てに送付する。
- ④ 上記②の「転入届」の転入事由が「未届転入」「住所設定」や「法第30条の46」の場合、「通知」については、異動者（世帯主）に対し、新住所宛てに送付する。
- ⑤ 「通知」については、所定の発送用封筒を使用し、「親展」で「転送不可」とする。
- ⑥ 上記における「通知」が返戻された場合（転出届を除く）、法第34条に基づく実態調査を行う。
- ⑦ 返戻された「通知」文書については、1年間保存するものとする。

## 5 外国人住民に係る入管法・入管特例法上の届出義務との関係

外国人住民が国内で住所を変更した際には、住基法と入管法の届出義務が生じることとなるが、在留カード等を提出して転入届や転居届、法第30条の46による届出等をした場合には、入管法第19条の7～9又は入管特例法第10条における住居地の届出とみなすこととされている。

市町村通知については、第7章 その他1通知を参照

（参考）

《入管法》

（新規上陸後の住居地届出）

- 第19条の7 前条（新規上陸に伴う在留カードの交付）に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。
- 2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第19条の4第5項の規定による記録を含む）をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。
  - 3 第1項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第30条の46の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（在留資格変更等に伴う住居地届出）

第19条の8 第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む）において準用する場合を含む）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む）において準用する場合を含む）、第50条第1項又は第61条の2の2第1項若しくは第61条の2の5第1項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者にあっては、当該許可の日）から14日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があった場合に準用する。
- 3 第1項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第30条の46又は第30条の47の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。
- 4 第22条の2第1項又は第22条の3に規定する外国人が、第22条の2第2項（第22条の3において準用する場合を含む）の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む）において準用する第20条第3項本文の規定による許可又は第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む）において準用する第22条第2項の規定による許可があった時に、第1項の規定による届出があつたものとみなす。

#### （住居地の変更届出）

第19条の9 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ）に移転した日から14日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。

- 2 第19条の7第2項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。
- 3 第1項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第22条、第23条又は第30条の46の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

#### 《入管特例法》

##### （住居地の届出）

第10条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

- 2 特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ）に移転した日から14日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。
- 3 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載（第八条第五項の規定による記録を含む）をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。
- 4 第1項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第30条の46の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。
- 5 特別永住者（第1項に規定する特別永住者を除く）が、特別永住者証明書を提出して住民基

本台帳法第 22 条、第 23 条又は第 30 条の 46 の規定による届出をしたときは、当該届出は第 2 項の規定による届出とみなす。

## 6 転入届等

### (1) 転入届

転入とは、新たに市区町村の区域内に住所を定めることをいい、他の市区町村から住所を移してきた場合のほか、国外から帰国した場合や従来定まった住所のなかった者が新たに住所を定めた場合も含まれる。また、法第 30 条の 46 に定める中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例もこの手続きに含まれる。出生・帰化等、戸籍法によって届出が義務づけられているものは含まれない。

転入した者は、転入をした日から 14 日以内に、転出住所地の市区町村長が発行した転出証明書を添付し、転入届をしなければならない。（法第 22 条）

なお、転入による住民票への記録に際して疑義を生じた場合は、前住所地や本籍地等に照会し、確認のうえ記録しなければならない。

#### ① 日本国籍を有する者と外国人住民の共通事項

ア 転入した者は、転出住所地の市区町村長が発行した転出証明書を添付し、転入届をしなければならない。（法第 22 条第 2 項）

イ 転出住所地又は最終住民記録地において、既に住民票が職権消除となっている者は、「転出証明書に準ずる証明書」又は「転入届に添付すべき書類として発行した」旨の記載のある消除された住民票の写しを添付させる。

ウ 前住所地で住民基本台帳に記載されていない者の記載事由欄については、前住所を判明するところまで記載し「○○（未届）」と表示する。判明しない場合には「不明」と記載する。（昭 40・12・22 民事甲第 3496 号）

エ 転入地及び世帯について、自区公簿及び住居表示台帳等（以下、「自区公簿等」という）により、転入できる住所、世帯であるかを確認する。

なお、新築等により住居番号の付定されていない場合は、住居番号の付定手続きを済ませた後、当該番号で届出をさせる。

オ 転入の事実が発生した後でなければ、転入の届出をすることはできないので、届出書及び転出証明書の転入日（異動日）をよく確認すること。

カ 他に世帯員がいるのに、世帯主が単独で転入してきた場合や転入届の転入地と転出証明書に記載されている転出先とが相違している場合については、事実をよく聞き取った上で慎重に審査を行う。

既に住所を有する住民が存在している住所への転入に関しては、その居住実態に疑義がある場合等、必要に応じて、状況の聞き取りや確認を行い、必要性が認められる場合は調査を実施する。

キ 転出証明書の転出日と転入届の転入日が異なる場合は、前住所地との住民記録の連続性の上で矛盾が生じたり、事実と異なる届出が行われていたりする可能性があるため、特に留意して厳格な審査を行う必要がある。

#### ② 転入届に基づく住民票の記載

##### ア 全部転入

転入により、新たに世帯を構成した場合は、転入届、転出証明書等により、次の事項を記載する。

##### A 日本国籍を有する者と外国人住民の共通事項

氏名、住所、世帯主、住民となった年月日、従前の住所、世帯主、続柄、住民票コード、出生の年月日、男女の別、住所異動届出年月日、異動事由、行政処理の各事項

B 日本国籍を有する者

氏名の振り仮名、旧氏等、本籍、筆頭者、行政処理欄の選挙人名簿に登録の有無

C 外国人住民

通称、国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45表の上欄に掲げる者の区分に応じた各下欄に掲げる事項、通称の記載及び削除に関する事項

イ 一部転入

既存の世帯に属することとなった場合は、既存の世帯を確認し転出証明書等に基づいて記載する。

③ 日本国籍を有する者について

ア いずれの市区町村にも記録されていない者など、転出証明書等を添付することができない者は、これらの添付書類にかえて、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」と「戸籍の附票」を添付させる等、十分確認して受理しなければならない。（施行令第22条）

また、国外から転入してきた者については、上記に準ずるとともに、「パスポート」などを提示するよう指導する。（昭42・10・4自治振第150号）

※ 大阪市内で出国前の住民登録情報がわかる場合は、システムから出力した確認用住民票を戸籍全部事項証明書等の書類に代えることも可能。その場合、本籍地に最終住所地及び戸籍事項に異動がないか確認すること。

※ ICパスポートによる自動化ゲート入国で、パスポートに入国スタンプが無い場合は、航空券の半券や荷物タグ等、帰国日のわかる書類の提示を求める。（本人の了解を得たうえでコピーを取ること）前記の書類が無い場合は、パスポートや戸籍の附票で出国の事実を確認し、本人申出による日を異動日とする。

イ 旧氏等が転出証明書に記載されている場合、または法第24条の2の第4項による転出地市町村の通知がなされた場合は各欄に記録する。

④ 外国人住民について

外国人住民が転入届を行う場合、在留カード等の提示を求め、カード裏面に住居地を記載し、専用公印を押印のうえ返却する。また、在留カード等の提示がない場合でも受付は可能であるが、後日、在留カード等を持参のうえ入管法及び入管特例法に定める住居地の届出を行うよう説明する。なお、法第30条の46による届出については、在留カード等の提示が義務付けられているため、提示がない場合は受付不可となる。

ア 在留カード等の提示がなく、住基法上の手続きのみを行った場合、入管法・入管特例法に規定する住居地届出を怠ることにより刑事罰の対象になるほか、中長期在留者の場合、在留資格の取消し対象となり得るため、届出期間（具体的な届出の期限日）と必要なもの（在留カード等）を案内し、入管法・入管特例法上の手続きを促す。

イ 転出証明書の提示がなく、入管法・入管特例法上の手続きのみを行った場合、住基法に規定する住居地届出を怠ることにより行政罰の対象の対象となるので、届出期間（具体的な届出の期限日）と転出証明書の持参を案内し、住基法上の手続きを促す。

ウ 世帯主が外国人住民である世帯に新たに外国人住民が転入する場合には、世帯主との続柄を証する文書を添付させる。ただし、政令（施行令第30条の19）で定める場合を除く。

エ 外国人住民について、転出証明書に記載のある在留期間の満了の日が、転入届のあつ

た時点で既に経過している場合等には、在留カード等の提示を求め、在留期間更新等許可申請中であることを確認する等の方法により、外国人住民であることを確認したうえ、住民票の記録を行う。

オ ローマ字（アルファベット）氏名のカタカナ表記を必要とする場合は住民異動届欄外に記入させる。

⑤ 個人番号カードについて

個人番号カードを所持する者は、原則(2) 転入届の特例により事務処理することとなるが、やむを得ない理由等により、転出証明書により転入届をした場合は、6-(2)-⑩及び⑪に準じて処理する。

(2) 転入届の特例

転入届の特例（以下「特例転入届」という）とは、同一の世帯に属する者の全部又は一部が同時に転出する場合であって、そのうちに個人番号カードの交付を受けている者が存在する場合に、法第24条の2の規定を適用して転出証明書の添付を要しない転入届のことをいう。

最初の転入届の際、市区町村長に対し、個人番号カードを提出しなければならない。（施行規則令第6条）届出時点でカードは有効期間内で運用中のものに限る。

① 個人番号カードの情報が読み取れない、又は有効期限切れの場合

特例転入届時に、個人番号カードの破損、汚損によりカード情報が読み取れない、又は有効期限切れの場合は、以下により対応する。

ア カード情報が読み取れない場合

個人番号カードの表面記載事項に基づき本人確認を行い、特例転入届を受理する。

なお、暗証番号忘れ、カードロックによりカード情報が読み取れない場合は、上記の本人確認を行った後に転入処理を行う。また、暗証番号再設定等の届出を提出させ、暗証番号の再設定を行ったうえで継続利用処理を行う。

イ 有効期限切れの場合

転出時点で有効期限内であれば、個人番号カードが失効事由に該当していない限り転出届ができるので、転入時点で有効期限切れであっても転入届を受理し転入処理を行う。転入処理後、廃止・回収処理を行う。

② 個人番号カードを持参していない場合

届出者が有効な個人番号カードを持参していない場合、改めて持参して届出する旨を説明する。

③ 転出予定年月日から30日を経過した日又は転入をした日から14日を経過した日のいずれか早い日以降に最初の転入届が行われた場合

転出証明書による転入届をするよう説明する。ただし、CS端末で転出地市区町村から当該異動者の転出証明書情報を取得することができる場合は、特例転入届を受理する。

④ 転出証明書情報が取得できない場合の対応について

ア 転入届の特例を受ける者からの転出届（以下「特例転出届」という）が処理されていない場合

特例転出届が転出地市区町村に未到着、又は特例転出届の記載漏れ等何らかの理由で、特例転出届が受理されていない状態で特例転入届があった場合は、転出地市区町村側で転出処理が行われたことを確認したうえで、当該特例転入届を受理する。

イ 転出地市区町村のCSが故障の場合

転出地市区町村のCSが故障等により一時的に停止し、転出証明書情報の取得ができ

ない場合は、転出地市区町村に連絡し転出処理が行われた（転出証明書情報が送信された）後、転入処理を行う。

ウ その他の原因で取得できない場合

転出地市区町村で特例転出届が処理できないことが確認された場合、転出証明書による転入届を行ってもらうよう説明する。

⑤ 異動者的一部が転出証明書情報と異なる市区町村に転入する場合

実際に転入する者のうちいづれかが有効な個人番号カードを持参している場合、特例転入届を受理し、そうでない場合は、転出証明書による転入届を行う旨を説明する。

⑥ 異動者が複数で転出証明書情報の異動者が1人であった場合

住民異動届に記載された異動者は複数であるが、転出証明書情報の異動者が1人のみであった場合は、他の者については4情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所）による本人確認を行い、転出証明書情報を取得する。（転出地市区町村の住基システムの仕様により、転出者1人につき1件の転出証明書情報が作成されている場合があるため）

⑦ 大阪市内の異動において、特例転入届がなされた場合（市外への特例転出届を行ったが実際は市内の区間異動だった場合）

転出区で転出取消（当該転出証明書情報の削除が必要）もしくは職権回復（なお、転出予定日より60日を経過した特例転出を回復する場合、当該転出証明書情報の削除は不要）を行い、区間異動として処理する。

⑧ 転入届と転出証明書情報の内容が一致していない場合

ア 転入の届出までに異動者に消除異動があった場合

転入の届出までに異動者に死亡等の異動（消除事由）があった場合は、以下により対応する。

A 消除日が転入をした日より前の場合

転入地市区町村においては、消除者の住民票の記載は行わない。

B 消除日が転入をした日以降の場合

転入地市区町村において、住基等端末で特例転入処理後に同日消除処理を行う。

イ 転入の届出までに異動世帯に記載異動があった場合

転入の届出までに異動世帯に出生の異動（増異動）があった場合は、転入地市区町村で親の特例転入処理に併せて処理（出生又は転入）を行う。

ウ 転入の届出までに本人確認情報の変更があった場合

転入の届出までに異動者の本人確認情報に変更があった場合は、転入地市区町村で処理を行う。

エ その他の不一致があった場合

転入届に記載された内容と転出証明書情報の内容が上記以外で一致していない場合は、転出地市区町村へ電話連絡等を行い、必要な対応を行ってもらったうえで、当該特例転入届を受理する。

⑨ 未届転入地からの特例転入があった場合

大阪市へ転入するまでの間に未届転入地がある場合、届出者に未届転入地を転入前住所として記載させ、特例転入処理時の転入前住所には未届転入地を入力する。その場合、翌開庁日以降に最終住民登録地に対して、CS端末で転入通知情報を作成し送信する。

⑩ 個人番号カードの継続利用処理について

個人番号カードについて、CS端末において、カードの継続利用の処理を行う。

個人番号カードのICチップに記録されている住所情報についても変更の処理を行う。（異動届と同時に処理を行う場合、変更後の住所は直接入力する）また、「届出の年月日」

「変更後の住所」「転入」と記載し、これに専用公印を押印する。

個人番号カードの交付を受けている者以外の者が同一世帯員の個人番号カードを持参した場合、暗証番号を照合し、継続利用処理を行う。

※ 継続利用処理を行っていない個人番号カードは、転入届出日から 90 日を経過した時点で失効するため、その旨届出人に説明し、継続手続するよう求めること。

- ⑪ 個人番号カードへの表面記載（裏書き）時に、表面の追記欄（裏面の追記領域）の余白がなくなった場合

新たに個人番号カードの交付申請を行ってもらい、その際、提示された個人番号カードは届出者に返却する。新しい個人番号カードは、現在、交付を受けている個人番号カードと引き替えに交付を行う。なお、交付手数料の徴収は行わない。

- ⑫ 転入前住所や異動者等を間違って処理した場合

特例転入処理時に、転入前住所や異動者等を誤入力した場合は、住民票の写し等証明書発行履歴を確認したうえで、職権修正もしくは住民票修正により対応する。

(3) 区間異動

区間異動とは、大阪市在住の住民が同じく大阪市内の他区に住所を変更することである。

大阪市においては、平成 7 年 10 月より、区間異動手続きの簡素化が図られたため、大阪市内の区間で住所を異動した場合は、新住所の確定後、転入区で区間異動届を受理することにより、転出区での届出を省略することができる。この場合は、前住所地の区長が発行する転出証明書を添付させる必要はない。（転出区において転出証明書を交付している場合も、区間異動で処理する）

① 留意事項

ア 個人番号カードの記載事項変更について

6- (1) -⑤に準ずる。

イ 外国人住民について

6- (1) -④に準ずる。

[印鑑登録について（参考）]

転出区で印鑑の登録を受けている者が区間異動の届出を行った場合、転入区において職権により印鑑登録を行うため、新たに印鑑登録の手続を行うことなく転出区で交付した印鑑登録証を引き続き使用させる。

## 7 中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例

- (1) 中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届とは

中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例とは、国外から転入した場合をいい、転入した日から 14 日以内に在留カード等を提示して市町村長に届け出なければならない。（法第 30 条の 46）

国外からの転入以外に法第 30 条の 46 に準ずる総務省令で定める場合（規則第 48 条）

- ① 中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合

- ② 日本の国籍を有しない者（法第 30 条の 45 の表上欄に掲げる者を除く）で、住民基本台帳に記録されていないものが、法第 30 条の 45 に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

- (2) 受理に際しての留意点

- ① 外国人住民が転入届を行う場合、在留カード等の提示を求め、カード裏面に住居地を記載し、専用公印を押印のうえ返却する。

② 続柄を証する文書の提出について

世帯主でない外国人住民であってその世帯主が外国人住民である場合には、世帯主との続柄を証する文書を添付させる。ただし、政令（施行令第30条の19）で定める場合を除く。

③ 在留カードに代わる書類（規則第47条）

空海港で在留カードが交付されなかった場合は、上陸許可及び在留カード交付予定の旨の記載されたパスポートの提示を求める。この場合、住居地を記載する事務は発生しない。

④ 法第30条の46による届出については、在留カード等の提示が義務付けられているため、在留カード等を持参しなかった場合は受付不可となる。

(3) 届に基づく住民票の記載

① 法30条の46の届出及び在留カード等に基づいて記載する。

② 氏名について

ア 空海港で在留カードが発行される場合

在留カードに記載された氏名を記載する。

イ 空海港で在留カードが発行されない場合

旅券に記載されたローマ字氏名を記載する。

③ 在留カード等番号について

ア 在留カードを保持しない場合

A 在留カード等とみなされる外国人登録証明書を所持する場合は、当該外国人登録証明書の番号を記載する。

B 後日在留カードを交付する旨の記載のあるパスポートを所持する場合は、当該パスポートに貼付された上陸許可証印下部に記載された在留カード番号を記載する。

④ 記載事由について

記載事由欄は空白となる。

⑤ 個人番号について

ア 新たに住民票コードを記載した場合、機構に対して電気通信回線を通じて当該者の住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の情報を通知し、機構から通知された個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする。（番号利用法第7条第1項、第8条第1項、番号利用法施行令第7条）

イ 転入をした者については、転出証明書に記載された個人番号を記載する。

ウ 以前に個人番号を記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された個人番号を確認した上で、当該以前記載された個人番号を住民票に記載する。

エ 以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、アに準じて個人番号とすべき番号の生成要求等を行い、当該個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする。（番号利用法附則第3条第2項）

※前述5 入管法第19条の7（新規上陸後の住居地届出）を参照

## 8 住所を有する者が中長期在留者等になった場合の届出

### (1) 住所を有する者が中長期在留者等になった場合の届出とは

法第 30 条の 47 による届出とは、短期滞在者等により住民基本台帳法の適用対象外であつた外国人で住所を有する者が、定住者等の資格を取得したことにより中長期在留者等になった場合の届出をいう。

中長期在留者等になった日から 14 日以内に在留カード等を提示して市町村長に届け出なければならない。（法第 30 条の 47）

### (2) 受理に際しての留意点

#### ① 在留カード等の記載変更について

外国人住民が法第 30 条の 47 による届出を行う場合、在留カード等の提示を求め、カード裏面に住居地を記載し、専用公印を押印のうえ返却する。

#### ② 続柄を証する文書の提出について

世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民である場合には、世帯主との続柄を証する文書を添付させる。ただし、政令（施行令第 30 条の 19）で定める場合を除く。

#### ③ 在留カード等を持参しなかった場合

法第 30 条の 47 による届出については、在留カード等の提示が義務付けられているため、持参しなかった場合は受付不可となる。

#### ④ 中長期在留者等になった以降に住み始めた場合

定住者等の資格を取得し中長期在留者等となった者が、新たに住所を定めた場合は、法第 30 条の 46 による届出として受理する。

### (3) 届に基づく住民票の記載

#### ① 法 30 条の 47 の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載する。

#### ② 記載事由欄は空白となる。

#### ③ 個人番号について、7—(3)—⑤に準ずる。

※前述 5 入管法第 19 条の 8（在留資格変更に伴う住居地届出）を参照

## 9 転居届

### (1) 転居とは

転居とは、大阪市の同一区内において住所を変更することをいう。（法第 23 条）

### (2) 受理に際しての留意点

#### ① 転居届が不要な場合

アパート、寮等で部屋替えした場合についても転居として処理を行わなければならないが、アパート、寮等であつても部屋に特に定まった番号がない場合、もしくは、住居表示が同一住居番号内で転居したときは、住民票における現住所の表示は変わらないので、転居届は、省略して差し支えない。（昭 36・12・22 民事（ニ）発第 575 号回答）

#### ② 個人番号カードの記載事項変更について

6—(1)—⑤に準ずる。

#### ③ 外国人住民について

6—(1)—④に準ずる。

#### ④ 転居なのか、住所の錯誤による修正なのか、世帯変更届なのか、内容をよく確認すること。

#### ⑤ 転居届の事実が発生した後でなければ、転居の届出をすることはできないので、届出書

の異動日を確認すること。

- ⑥ 転居先が住所として認定できるか、自区公簿等により確認すること。
- ⑦ 転居により、他の世帯の世帯員となる届出があった場合、転居後の世帯や世帯主との続柄を確認すること。既に住所を有する住民が存在している住所への転居に関しては、その居住実態に疑義がある場合等、必要に応じて、状況の聞き取りや確認を行い、必要性が認められる場合は調査を実施する。

(3) 転居届に基づく住民票の記載

- ① 世帯の全員がそのまま転居した場合（全～全転居）

住所欄の住所を一本の取消線で消除し、その下段に新住所を記載し、異動年月日・届出年月日及び異動事由を記載する。

- ② 世帯員の一部が転居して新たに世帯を構成した場合（一～全転居）

異動者住所欄の住所を一本の取消線で消除し、その下段に新住所を記載し、異動年月日・届出年月日及び異動事由を記載するとともに、世帯主氏名及び続柄を修正する。

前住所世帯の世帯主氏名及び続柄が変更となった場合は世帯主変更届書（又は職権）に基づき修正する。

- ③ 世帯の全員が転居して他の世帯に属した場合（全～一転居）

異動者住所欄の住所を一本の取消線で消除し、その下段に新住所を記載し、異動年月日・届出年月日及び異動事由を記載するとともに、世帯主氏名及び新世帯主との続柄に修正する。新住所世帯員の続柄が変更となる場合は世帯主変更届書による続柄を修正する。

- ④ 世帯員の一部が転居して他の世帯に属した場合（一～一転居）

異動者住所欄の住所を一本の取消線で消除し、その下段に新住所を記載し、異動年月日・届出年月日及び異動事由を記載するとともに、世帯主氏名及び新世帯主との続柄に修正する。

前住所世帯の世帯主氏名及び続柄が変更となった場合は世帯主変更届書（又は職権）に基づき修正する。

## 10 転出届

(1) 転出とは

市区町村の区域外に住所を移すことをいい、国外に移住する場合も含まれる。（法第 24 条）

(2) 受理に際しての留意点

- ① 区内で未届のまま転居していた者は、転居届の処理後、転出届をさせる。

- ② 世帯主の転出で世帯主変更を伴う場合、届出人に新たな世帯主氏名と世帯主との続柄を確認したうえで受理する。

- ③ 本人が届出人であるのに、届出書の記載内容が住民票と相違しているときや、偽装転出のおそれがある場合は、特に留意して厳格な審査を行い、届出が虚偽であることが明白なときは、転出の届出を受理するべきではない。

(3) 転出証明書

- ① 転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書の交付について

転出届を受理した場合は、国外転出を除き、転出証明書を交付しなければならない。ただし、届出期間経過後に転出届があった場合は、住民票を職権で消除し、下記⑤により転出証明書に準ずる証明書を交付する。

なお、転出証明書には、住民票コード及び個人番号が記載されていることから、転出届を代理人が行い、転出証明書を代理人に交付する場合、個人情報及び特定個人情報保護の

観点から、住民票コード及び個人番号が代理人の目に触れないよう転出証明書を封筒に入れて封をする等の措置を行う。

- ② 外国人住民で通称の登録のあるものに対する転出証明書（施行令第30条の17）
  - 通称の履歴（①過去に記載されていた通称、②通称を記載・削除した市町村名、③記載・削除した年月日）を、転出証明書に記載する。
- ③ 区間異動
  - 大阪市内における区間異動については、転出区における届出を省略し、転入区において転出・転入の届出（区間異動の届出）を行う。
- ④ 転出証明書再発行
  - 転出証明書の交付を受けた者が、転出予定日までに転出証明書の亡失、汚損等を理由に再交付を申請した場合に、転出証明書を再発行し交付することをいう。
  - 転出証明書の再交付申請は、住民異動届をもって行わせ、再交付の旨を表示した転出証明書を交付し、住民票の備考欄に再交付の旨を記載する。
  - また、先に交付した転出証明書による二重登録を防ぐため、必要に応じてCS端末における本人確認情報の確認や本籍地への照会、在留カード等の記載の確認を行う。
- ⑤ 転出証明書に準ずる証明書
  - 届出期間を経過した後に転出届があった場合は、職権により住民票を消除し、転出証明書に準ずる証明書を交付する。また、転出予定日を経過した後に、転出証明書の再発行の申請があった場合も、転出証明書に準ずる証明書を発行する。
  - 転出証明書に準ずる証明書を発行した際には、その旨が自動で欄外に記載される。
  - なお、平成26年3月31日以前に除票となったものについて、転出証明書の再交付又は、転出証明書に準ずる証明書の交付請求があった場合には、戸籍の証明及び戸籍附票の写しを添付して住所地で届出を行うように指導する。
- ⑥ 郵送による届出
  - 届出の例外的な取扱いとして、転出にあっては、郵送による届出も受け付けることができるが、虚偽の届出がなされるおそれがあるので、留意して処理しなければならない。
  - またこの場合は、住民異動届の備考欄に郵送による届出の旨を記載する。

#### (4) 転出取消

- ① 転出取消とは
  - 転出取消とは、転出又は特例転出の届出後、何らかの事情により転出しなかった場合に、転出の取消を行うものである。転出取消の届出を受けた場合は、転出証明書（特例転出は除く）を回収して住民票を回復する。
- ② 留意事項
  - ア 転出の事実の確認について
    - 転出予定日を長期間経過しているとき、又は転出証明書を紛失している場合には、CS端末における本人確認情報の確認や本籍地への照会、在留カード等の記載の確認をするなど、転出しなかった事実を十分に確認して受理するものとする。
    - また、転出後の届出により転出証明書等が交付されている場合には、転出取消ということはありえない。この場合は、転出していない旨を書面により提出させ、慎重に事実を確認した後、職権により住民票の回復を行うとともに、転出証明書（特例転出は除く）を回収する。
  - イ 転出した事実がある場合の対応について
    - いったん転出した事実がある場合には、転出取消ではなく、転出先住所地へ転入届せず大阪市に再転入したとして、未届転入の届出をさせる。

- ウ 転出予定日以降に転出を取消す場合  
転出予定日以降に転出を取消す場合は、転出取消処理ではなく職権回復処理となる。
- エ 特例転出届の転出取消の対応について  
特例転出届の取消は窓口でのみ受け付ける。
  - 特例転出処理後、転出者的一部が転出を取りやめた場合は、CS 端末で転出証明書情報を削除し、以下の場合において A 又は B のいずれかの対応を行う。
    - A 残りの転出者の中に個人番号カードの交付を受けている者がいる場合
      - ・住基等端末で転出者全員の転出取消処理又は職権回復処理を行った後、実際の転出者について、再度、特例転出処理を行う。
      - ・住基等端末で転出を取りやめた者の転出取消処理又は職権回復処理を行った後、残りの転出者について転出証明書情報を再作成処理を行う。
    - B 残りの転出者の中に個人番号カードの交付を受けている者がいない場合
      - ・住基等端末で転出者全員の転出取消処理又は職権回復処理を行った後、実際の転出者について転出処理を行い、転出証明書を交付する。
      - ・転出届に切り替えて、住基等端末で残りの転出者について転出証明書再発行処理を行い、転出証明書を交付する。  
なお、特例転出と転出取消を同日に行う場合は、CS 端末での転出証明書情報の削除は不要である。また、転出予定日より 60 日を経過している場合も、CS 端末での転出証明書情報の削除は不要である。
- オ 個人番号カードの返却について  
転出時に不要として返納された個人番号カードについて、届出人が返却を希望した場合は、返却できない旨を説明する。また、いったん廃止処理を行い「廃止」となった個人番号カードの運用状況を「運用中」に戻すことはできないため、新たに個人番号カードの交付申請を行うよう説明する。
- カ 国外への転出を取消す場合  
国外への転出処理を行った際に、日本人については戸籍の附票記載事項通知を本籍地市区町村に送付しているため、国外への転出を取消した旨の戸籍の附票記載事項通知を作成して本籍地市区町村に送付する必要がある。
- キ 外国人住民の転出を取消す場合  
外国人住民にあっては、転出証明書に記載のある在留期間の満了の日が、転出届の取消し時点で既に経過している場合等には、在留カード等の提示を求め、在留期間更新等許可申請中であることを確認する等の方法により、外国人住民であることを確認したうえ、住民票を回復させる。

## (5) 特例転出届

個人番号カードの交付を受けている者に関する転出届（法第 24 条）において、最初の転入届の際に、法 22 条第 2 項（転出証明書の添付）の規定を適用しない届となる。（法 24 条の 2）（※ 個人番号カードは有効期間内で運用中のものに限る）

### ① 特例転出届ができる者

- ア 個人番号カードの交付を受けている者
- イ 個人番号カードの交付を受けている世帯主又は世帯員と併せて転出届をする場合、同一世帯に属する個人番号カードの交付を受けていない者

### ② 特例転出届による最初の転入届として受理できない場合

通常の転出届に切り替え、転入地市区町村で転出証明書による転入届を行うように説明し、転出証明書を届出者本人あて交付する。

※特例転出届による最初の転入届が受理できない場合は、6-(2)-①を参照

※同一世帯の中で個人番号カードの交付を受けていない世帯員のみが異動する場合については、紙の転出証明書を利用した転出処理となる。

- ③ 次の場合には、法第24条の2を適用せず転出証明書を交付して差し支えない。
- ア 最初の転入届の際に個人番号カードの提示ができないなどにより届出者が、転出証明書の交付を希望する場合
  - イ 同時に転出する同一世帯内に個人番号カードの交付を受けている者がいる場合であっても、任意代理人や同一世帯内の個人番号カードの交付を受けていない者から転出届出があった場合
  - ※ 転入地市町村において個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カードの継続利用手続きが必要である旨説明すること。
  - ウ 市町村合併処理期間中等で転出地CSが稼働していないため、転出証明書情報を転入地市町村に送信できない場合

(6) 転出届に基づく住民票の記載

- ① 転出届出日が異動日から14日経過している場合は、当該転出は届出ではなく職権にて記載することとし、転出証明書の代わりに転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書を発行する。
- ② 転入通知を受けた際、転出先の住所・異動年月日・世帯主が転入通知に記載された住所と異なるときは転入通知の内容に沿って修正する。ただし、異動日を過ぎてから転出の届出があった者(確定転出者)で、転出届と転入通知の内容が異なる場合は、注意を要する。特に、転入通知の異動年月日が、自区届出の転出年月日と大幅に異なる場合、自区における転出前住所の住定日を遡っている場合などは、転入地の市区町村に連絡し、事実を確認するなどの措置を講じなければならない。
- ③ 転入通知の送付のないものについては、本籍地市区町村に住基ネットを利用して、職権消除した旨の戸籍附票記載事項通知情報の送信をする。
- ④ 転出届の取消  
転出予定年月日で削除された後、転入通知未着者一覧に基づき、法第34条に基づき居住実態に調査を行うことができ、調査の結果、転出予定者が転出しておらず自区に留まっていたことが判明した場合は、転出届を取り消し、住民票を職権回復させることができる。

## 11 世帯変更届

(1) 世帯変更とは

住所の異動をともなわず、その属する世帯又は世帯主に変更を生じたことをいい、次のような場合に届出をしなければならない。(法第25条)

- ① 世帯変更  
世帯員の一部が他の世帯の世帯員となった場合
- ② 世帯分離  
世帯員の一部が新たに世帯を設けた場合
- ③ 世帯合併  
世帯員の全部が他の世帯の世帯員となった場合
- ④ 世帯主変更  
世帯主を他の世帯員に変更した場合

(2) 受理に際しての留意点

- ① 世帯変更、世帯分離、世帯合併は、転居と間違いややすい。世帯変更届なのか、転居届な

のか、確認すること。（世帯変更届の場合は、住所に変更がない。マンションなどで部屋番号等が異なっている場合は転居の扱いとなる）

- ② 世帯変更、世帯合併の場合で、異動先世帯の異動年月日よりも遡って届出がなされた場合は、受理できない。事実関係を確かめること。
- ③ 世帯主の死亡等により、その世帯の世帯員が一人となった場合や、残った世帯員が母と14才以下の子の場合など、新たに世帯主となるものが明らかである場合は、職権で世帯主変更を行えばよく、世帯主変更の届出をする必要はない。

(3) 世帯変更届に基づく住民票の記載

- ① 世帯変更  
世帯主氏名を新世帯主に修正し、続柄を新世帯主との続柄を記載する。
- ② 世帯分離  
世帯主氏名を新世帯主に修正し、続柄を世帯分離後の新世帯主との続柄に修正する。
- ③ 世帯合併  
世帯主氏名を新世帯主に修正し、続柄を世帯合併後の新世帯主との続柄に修正する。
- ④ 世帯主変更  
世帯主欄の旧世帯主名を新世帯主名に修正する。また、続柄を新世帯主との続柄に修正する。

## 12 外国人住民の世帯主との続柄変更届（法第30条の48）

(1) 外国人住民の世帯主との続柄変更届とは

外国人住民について、外国人世帯主との続柄に変更があった場合は、変更が生じた日から14日以内に世帯主との続柄を証する文書を添えて届け出なければならない。

ただし、転入届（法第22条第1項）、転居届（法第23条）、世帯変更届（法第25条）、法第30条の46による届出、法第30条の47による届出の場合を除く。また、政令で定める場合にあってはこの限りでない。

(2) 続柄変更届を要しない場合

- ① その親族関係に変更がない場合（施行令第30条の18第1号）
- ② その親族関係の変更に係る戸籍届書、申請書その他の書類が市町村長に受理され内容の把握が可能な場合（施行令第30条の18第2号）
- ③ 続柄を証する文書や訳文が提出されずに、事実上の親族関係が認められる場合は、続柄を「縁故者」と記載する。

(3) 続柄を証する文書の提出を要しない場合（法第30条の49ただし書きで政令で定める場合）

- ① 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合（施行令第30条の19第1号）
- ② 世帯主と併せてその外国人住民が転出届、転入届をする場合（施行令第30条の19第2号）
- ③ 世帯主と併せてその外国人住民が転居届をする場合（施行令第30条の19第3号）
- ④ 総務省令で定める場合で、その親族関係を確認できると市町村長が認めるとき  
ア 世帯主でない外国人住民が、世帯変更（第25条）の規定による届出をする場合（規則第50条第1号）

イ 施行令第8条（住民票の消除）、第8条の2、第10条（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消除）若しくは第12条第3項（住民票の職権記載）の規定により消除された住民票、法第9条第2項（戸籍届による住民票記載事項通知）に規定する戸籍の届出書、申請書その他の書類又は通知に係る書面その他世帯主でない外国人住民とその世帯

主との親族関係を、明らかにできる書類を住所地市町村長が保存している場合（規則第 50 条第 2 号）

(4) 外国語で作成した文書への訳文添付

統柄を証する文書が外国語によって作成されたもの（※）には翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。（規則第 49 条）

（※）【文書例】結婚証明書や出生証明書その他外国政府機関等（外国公館含む）が発行した書類であって、市町村長が適當と認めるもの。

### 13 届出付記事項の処理

(1) 国民健康保険

① 審査及び処理

転入、転居、転出、世帯変更にともなう資格の喪失の届出の審査及び受理は、当該異動届により行う。（法第 28 条、施行令第 27 条）

② 資格確認書の処理

転入等の住民異動にともなう資格確認書の記載事項の修正及び回収は、届出の受理に際して行う。（施行令第 30 条）

③ 住民基本台帳への記録等

転入等の住民異動にともなう住民基本台帳の記録等については、受理を決定した後に行う。

④ その他

届出の受理に際して疑義があるときは、届出人を担当課に行かせる等、適正な窓口処理をしなければならない。

(2) 後期高齢者医療

（法第 28 条の 2、施行令第 27 の 2）(1) に準じて処理する。

(3) 介護保険

（法第 28 条の 3、施行令第 27 の 3）(1) に準じて処理する。

(4) 国民年金

（法第 29 条、施行令第 28 条及び 30 条）(1) に準じて処理する。

(5) 児童手当

児童手当の受給者からの住民異動届があったときは、受付後、当該届出書を持って担当課へ行くよう指示し、担当課で手続き後に届出を受理する。（法第 29 条の 2、施行令第 29 条）

(6) 小中学校の児童・生徒

学齢児童を含む住民異動届があったときは、転出の場合を除き、受付後、就学にかかる事務処理を行う。

### 14 他課への通知

届出を受理し事務処理した後は、すみやかに複写の届出書を分離し、関係課に通知する。

### 15 虚偽の届出がなされた時の処理

居住実態調査、関係市区町村への照会等の事実調査により、虚偽の届出であることが判明したときは、職権により住民票の記載等を行い、以下により通知等を行うものとする。なお、区間異動処理分について虚偽の届出があった場合には、転出区に届出書等がないため、転入区より当該異動届等の関係書類等（写）の送付を受け、職権により住民票の記載（回復）等を行う。

事務処理については、「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照すること。

- (1) 本人への通知（施行令第12条第4項）  
施行令第12条第1項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を通知しなければならない。
- (2) 公示  
通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知をすることが困難であると認めるときは、通知に代えて下記によりその旨を公示する。（施行令第12条第4項）
- (3) 関係市区町村長への通知  
本人通知又は公示をした後、関係市区町村長に下記により通知する。（法第14条第2項）
- (4) 戸籍附票記載事項通知  
本籍地市区町村長に住基ネットを利用して戸籍附票記載事項通知情報の送信をする。（法第19条第1項）（市内本籍分を除く）
- (5) 告発  
刑事訴訟法第239条第2項の規定による告発は事実発生区において行う。なお、虚偽の届出がなされたときは、簡易裁判所に対して通知しなければならない。（法第52・53条）

※各通知書や住民異動届の記載例は「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照

## 第4章 職権処理

### 1 職権記載等

住民票の記載、消除又は記載の修正は、届出又は職権で行うものと規定されている。（法第8条）職権処理にあたっては、職権処理簿（異動届書）等に記録の上、住民票の記載等を行う。

#### ・職権により住民票の記載等をすべき場合

- (1) 届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、その届出がないことを知ったとき（施行令第12条第1項）
- (2) 戸籍に関する届出・通知等、一定の事由が発生した場合において、住民票の記載等をすべき事由に該当するとき（施行令第12条第2項第1号）
- (3) 外国人住民に関して、出入国在留管理庁長官より出入国在留管理庁通知（法第30条の50）を受けたとき  
※出入国在留管理庁通知の修正パターンは別添を参照
- (4) 旧氏等の記載、変更及び削除の請求があった場合（施行令第30条の14）
- (5) 通称の記載及び削除の申し出があった場合（施行令第30条の16）
- (6) 選挙管理委員会からの通知、及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当に関する事項等について住民票の記載等をすべき事由にあるとき（施行令第12条第2項第2号～5号）
- (7) 不服申立てについての裁決や訴訟判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき（施行令第12条第2項6号）
- (8) 行政区画等の変更に基づくとき（施行令第12条第2項第7号）
- (9) 住民基本台帳の記録に誤りがあることを知ったとき（施行令第12条第3項）
- (10) 出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載の申出があったとき（平成20年7月8日 総行市第145号通知）
- (11) 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載の申出があったとき（平成30年10月2日 総行住第162号通知）
- (12) 個人番号の指定に基づく処理（施行令第12条第2項第1の2号）

### 2 届出がない場合

転入、転居、転出、世帯変更届に基づき住民票の記載等をすべき場合において、届出義務者がこれらの届出を怠ったり、また、届出を行うことができないため、届出がないことを知ったときは、法34条の実態調査を行った後、届出義務者に対して「届出催告書」により届出の催告をし、催告に応じないときは、再催告をする。

再催告に応じない場合には、職権で記載等を行う。

#### (1) 届出がない場合の職権による住民票の記載等

##### ① 居住の事実にもとづく職権記載

前住所地、本籍地の市区町村長に照会し、また、実態調査を行って、住民票に記載すべき事実を確認し、住民票の各項目を記載する。備考欄には、「記載を行った年月日」及び「職権記載」と記載する。

##### ② 不現住による職権消除

居住の事実がないと思われる者については、自区公簿（国民健康保険資格台帳等）を調査するとともに、「居住確認照会書」を送付する。

居住確認照会書に対し、本人から連絡があった場合や転居・転出先が判明した場合は、届出をするように催告する。

本人等から連絡がない場合は、次のとおり「住民票消除予告書」を送付し、それでも連絡がないときは、職権消除を行う。

なお、実態調査により居住の事実のないことを確認した場合には、直ちに職権消除することができる。

③ 本人通知（施行令第12条第4項）

職権により住民票の記載等をしたときは、その旨の「通知書」を送付する。

④ 公示（施行令第12条第4項）

通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知をすることが困難であると認めるときは、通知に代えてその旨を公示する。

⑤ 関係課への通知

職権記載等を行った場合には、すみやかに関係課に通知する。

⑥ 関係市区町村長への通知

職権記載等を行った場合には、法第9条1項および法第19条1項により、すみやかに関係市区町村長および本籍地市区町村長に通知する。

（2）第三者からの申出による場合の職権による住民票の記載等

届出義務者及び代理人等以外の者からの申出は、適法な届出として受理することはできないが、これを資料として、2-(1)の処理に準じて職権による住民票の記載等を行う。

### 3 戸籍に関する届出等が発生した場合

出生・死亡等による居住関係の発生・消滅、及び婚姻・離婚・縁組等身分関係の変動、又は転籍等戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理したとき、若しくは職権で戸籍の記載をしたとき、又は他市区町村長より、法第9条第2項の規定による通知を受けたときは、職権で住民票の記載等を行う。

外国人住民において、戸籍に関する届出等又は住基法第9条第2項通知に基づく処理をした時は、その旨を出入国在留管理庁長官に対して通知する。

なお、出入国在留管理庁通知はシステム処理により自動で行われる。

※戸籍届出の表は次頁参照

個々の戸籍届出による記載事例は、「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照

住民票の記載を要する戸籍の届出								(○印は記載(修正)該当事項を示す)
日本国籍を有する者								
届出事件 修正事項	(本人の場合は主世帯が主世帯名)	氏名	振り仮名	生年月日	((主の他の者の場合)主の者の場合が続世柄帶)	本籍	筆頭者名	備考
出生	○	○	○	○	○	○	○	出生届出未済者、無籍者、本籍不明者等の既に住民票に記載されている者につき届出と相違する事項
認知	○	○			○	○	○	嫡出子の身分を取得し父母の戸籍に入る子、在籍のまま認知された者等
縁組	○	○			○	○	○	養子及びその配偶者ならばに同氏の子、新戸籍を編成する養親等
離縁	○	○			○	○	○	離縁した養子及び配偶者等
婚姻	○	○	※		○	○	○	新戸籍を編成する夫婦、他の者の氏を称した配偶者等
離婚	○	○	※		○	○	○	復氏した者及びこれと氏を同じくする者
77-2			※		○	○	○	離婚の際に称していた氏を使用する者
復氏	○	○				○	○	復氏した者及びこれと氏を同じくする者
入籍	○	○				○	○	入籍した子、入籍届により新戸籍を編成する者及び配偶者、同氏の子等
氏名変更	○	○					○	改氏した者及び同籍者、改名した者
分籍						○	○	分籍した者
転籍			※			○		転籍した者
就籍	○	○	○	○		○	○	既に住民票に記載されてる者で、戸籍の記載又は記録と相違する事項
国籍取得	○	○	○			○	○	日本国籍を取得したもの
帰化	○	○	○			○	○	同上
戸籍訂正	○	○		○	○	○	○	既に住民票に記載されてる者で、戸籍の記載又は記録と相違する事項
振り仮名 (~R8.5.25)			○					

※その他欄に振り仮名届出の旨、記載がある場合（～R8.5.25）

修正事項 届出事件	(本人の場合は主世帯主) 世帯主名	氏名	フリガナ	生年月日	(他の者の場合は統世柄帶) 主との場合が続世柄帶	本籍	筆頭者名	備考
出生	○				○			出生届出未済者等の既に住民票に記載されている者につき届出と相違する事項
認知	○				○			認知された者
縁組	○				○			縁組した者
離縁	○				○			離縁した者
婚姻	○				○			婚姻した者
離婚	○				○			離婚した者

## (1) 出生

### ① 日本国籍を有する者の場合

氏名等、出生の年月日、男女の別、続柄、本籍、筆頭者氏名、住所を記載する。

続柄については戸籍と異なり、世帯主の子はすべて「子」と記載する。

名の振り仮名については、振り仮名の届出がなくても振り仮名欄に基づいて記載する。

市民となった年月日及び記載異動年月日は、通常の場合は出生の年月日を、大阪市へ届出の年月日及び記載届出年月日は、住民票を処理した日を、記載事由は「出生」と記載する。

### ② 外国人住民の場合

出生届に基づき職権で記載する。ただし、出生した日から 60 日を経過していない場合に限る。

第 30 条の 45 の区分は出生による経過滞在者となる。

国籍・地域欄の表記は空欄とし、後日在留資格等の取得申請が行われ、国籍情報等の出入国在留管理庁通知がなされた場合には、同通知に基づき職権で記載する。

#### (参考)

##### (在留資格の取得)

日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由により本邦に在留することとなる外国人は、その当該事由が生じた日から 60 日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。(入管法第 22 条の 2)

前項の期間を超えて在留しようとするものは、その当該事由が生じた日から 30 日以内に法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。(入管法第 22 条の 2 第 2 項)

特別永住許可申請は、60 日以内に居住地の市町村の長に申請書等を提出して行わなければならない。(入管特例法第 4 条)

市町村の長はこれにかかる申請があった時は、書類等を審査の上、出入国在留管理庁長官に送付しなければならない。(同条第 4 項)

## (2) 死亡

### ① 消除異動年月日は死亡年月日を、消除届出年月日は住民票を処理した年月日を、消除事由は「死亡」と記載し消除する。

### ② 世帯主が死亡した場合で、世帯員が 1 人となった場合や残った世帯員が母と 14 歳以下の子の場合など、新たに世帯主となるものが明らかな場合は、職権で世帯主変更を行う。新たに世帯主となるものが明らかでない場合は、世帯変更届(世帯主変更)に係る届出催告書を世帯員に送付する。

#### (参考)

##### (在留カードの返納) 死亡の場合

在留カードの交付を受けた中長期在留者が死亡したときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に、在留カードを発見するに至ったときは、その発見日)から 14 日以内に、出入国在留管理庁長官に対して返納しなければならない。(入管法第 19 条の 15 第 4 項)

特別永住者証明書の交付を受けた者が死亡したときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に、特別永住者証明書を発見するに至ったときは、その発見日)から 14 日以内に、出入国在留管理庁長官に対して返納しなければならない。(入管特例法第 16 条第 5 項)

(3) 帰化・国籍取得に基づく記載及び消除

帰化届、国籍取得届があった場合は、日本人としての住民票を作成し、外国人住民としての住民票を消除する。

- ① 日本人住民票の氏名及び氏名の振り仮名は戸籍届書の氏名及び氏名の振り仮名欄に基づいて記載する。
- ② 市民となった年月日は、外国人住民の住民票に記載された「外国人住民となった日」を記載する。大阪市へ届出の届出年月日は、通知を受けて住民票を記載した処理年月日を記載する。異動年月日は、外国人住民票に記載されている住所を定めた年月日を記載する。  
(外国人住民票の住所を定めた年月日が、空白の場合、帰化後の住民票も空白となる)
- ③ 日本人住民票の記載事由欄は空白となる。
- ④ 「帰化」又は「国籍取得」により入力する。
- ⑤ 帰化・国籍取得した者が世帯主として既にある世帯と合併する場合は、世帯合併届が必要である。

(参考)

(在留カード等の返納) 帰化・国籍取得の場合

在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが効力を失ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に、出入国在留管理庁長官に対して返納しなければならない。(入管法第 19 条の 15 第 1 項)

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が効力を失ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に、出入国在留管理庁長官に対して返納しなければならない。(入管特例法第 16 条第 1 項)

(4) 婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁等

- ① 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知、入籍、分籍、転籍、復氏、氏名の変更等の届出及び戸籍訂正により、住民票に記載された氏名、出生の年月日、本籍、筆頭者氏名等に変更があった場合は、修正すべき事項を一本の取消線で消除し、修正事項を記載する。
- ② 戸籍の届出等により、世帯主及び世帯員の身分事項が変更となった場合、続柄の修正についても留意する。

(5) 失踪宣告

消除異動年月日は死亡したとみなされる年月日を、消除届出年月日は住民票を処理した年月日を記載する。

(6) 国籍喪失(離脱)又は国籍喪失報告

国籍喪失した日から 60 日を経過していない場合には、国籍喪失した者の外国人住民としての住民票を作成し、日本人としての住民票を消除する。

- ① 日本人住民票の消除異動年月日は国籍を喪失した年月日を、消除届出年月日は住民票を記載した年月日を記載する。
- ② 第 30 条の 45 の区分は国籍喪失による経過滞在者となる。なお、国籍を喪失した年月日とは、自己の志望によって外国の国籍を取得したときはその年月日、国籍離脱の届出をしたときは、その年月日をいう。
- ③ 外国法上の氏名及び国籍については、届書に添付される国籍喪失を証すべき文書により確認して記載する。
- ④ 外国人住民となった年月日は、国籍喪失の年月日を記載する。

- ⑤ 後日、在留資格等の取得等の申請が行われ、在留カード等が発行された場合は、出入国在留管理庁通知により、住民票の記載の修正を行う。  
※中長期在留者等の在留資格の取得は、3-(1) 出生の参考事項、入管法第22条の2を参照

#### 4 外国人住民に関する出入国在留管理庁通知

外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍等の変更届出又は在留資格等の変更や在留期間の更新等があった場合には、出入国在留管理庁長官から市町村長に通知される。（法第30条の50）

出入国在留管理庁長官からの通知があった場合は、住民票の消除又は記載の修正を行う。ただし、特別永住者に係る住民票の記載の修正（入管特例法第5条第2項の規定に基づく許可により、新たに特別永住者となった旨の住民票の記載を除く。）については、特別永住者証明書の交付時に住民票の記載の修正を行うものとする。

##### (1) 職権修正の場合

###### ① 個人を特定する情報

氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域、（旧）住所、在留カード番号及び特別永住者証明書番号

###### ② 在留資格、在留期間の変更・更新等

###### ③ 法第30条の45区分変更

###### ④ 在留期間満了日、上陸期間の変更と満了日、仮滞在期間の変更と満了日等

##### (2) 職権消除の場合

###### ① 個人を特定する情報

氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域、（旧）住所、在留カード番号及び特別永住者証明書番号

###### ② 在留期間（上陸期間、仮滞在期間）の満了や再入国許可の有効期間経過等

###### ③ 在留資格の取消し等

##### (3) 職権回復の場合

###### ① 個人を特定する情報

氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域、（旧）住所、在留カード番号及び特別永住者証明書番号

###### ② 特別受理による在留期間更新許可や再入国許可の延長許可等

###### ③ 特別受理による在留資格の変更・取得許可等

出入国在留管理庁通知のパターンは次頁を参照

法務省通知による職権修正の場合									
	事由	法令	氏名、生年月日、性別、国籍等	住基法第30条の45区分	在留資格	在留期間等	在留期間等の満了の日	在留カード等の番号	備考
中長期在留者	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	入管法第19条の10①	○					○	
	在留カード有効期間更新	入管法第19条の11						○	
	在留カードの再交付	入管法第19条の12,13						○	
	在留資格の変更許可	入管法第20条の③			○	○	○	○	
	在留期間の更新許可	入管法第21条の③				○	○	○	
	永住許可	入管法第22条の③			○	○	○	○	
	在留特別許可	入管法第50条①			○	○	○	○	
	特別永住許可	入管特例法第5条の②		○	○	○	○	○	
特別永住者	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	入管特例法第11条	○					○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に使う。
	特別永住者証明書の有効期間更新	入管特例法第12条						○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に使う。
	特別永住者証明書の再交付	入管特例法第13条、第14条						○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に使う。
	在留特別許可	入管法第50条①		○	○	○	○	○	
出生・経過滞在者 国籍喪失	在留資格の取得許可(経過滞在者)	入管法第22条の2③		○	○	○	○	○	
	特別永住許可	入管特例法第4条の②		○				○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に使う。
一時庇護許可者	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正		○						
	在留資格の取得許可(経過滞在者)	入管法第22条の3		○	○	○	○	○	
	在留特別許可	入管法第50条①		○	○	○	○	○	
	上陸期間の変更	入管法第18条の2①				○			上陸期間を経過する日は備考欄に記載する。
仮滞在許可者	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正		○						
	難民認定に伴う在留資格者の取得許可	入管法61条の2の2①		○	○	○	○	○	
	難民不認定等に伴う在留特別許可	入管法61条の2の2②		○	○	○	○	○	
	仮滞在期間の更新許可	入管法第61条の2の4②				○			仮滞在期間を経過する日は備考欄に記載する。

法務省通知による職権消除の場合							
	事由	法令	中長期在留者	特別永住者	一時庇護許可者	仮滞在許可者	経過滞在者
1	再入国許可を受けずに出国	入管法第25条	×	×	×	×	×
2	再入国許可の有効期間(みなし再入国許可)の経過	入管法第26条、同条第2	×	×	×	×	×
3	難民旅行証明書の有効期間の経過	入管法第61条の2の12	×	×			
4	退去強制令書の発付 5、6、10、12、15により通知を受けている場合を除く	入管法第47条⑤、 第48⑨、第49条⑥	×	×	×	×	×
5	在留資格の取消し	入管法第22条の4①	×				
6	在留期間の経過	入管法第24条第4号口	×				
※ 7	在留資格の変更許可	入管法第20条の3	×				
※ 8	在留期間の更新許可	入管法第21条③	×				
※ 9	在留特別許可	入管法第50条①	×	×	×		
10	上陸期間の経過	入管法第24条第6号			×		
※ 11	在留資格の取得許可(一時庇護許可者)	入管法第22条の3			×		
※ 12	在留資格の取得許可(経過滞在者)	入管法第22条の2③、④					×
13	仮滞在期間の経過	入管法61条の2の4				×	
※ 14	難民認定に伴う在留資格の取得許可	入管法61条の2の2①				×	
※ 15	難民不認定等に伴う在留特別許可	入管法61条の2の2②				×	
16	在留資格を有することなく60日を経過	入管法第24条第7号					×
	※については、許可の結果、中長期在留者等でなくなった場合を想定。						

## 5 旧氏及び旧氏の振り仮名（以下、「旧氏等」という。）の記載、変更及び削除の請求（施行令第30条の14、施行規則第42条）

### （1）旧氏等の記載、変更及び削除の請求

#### ① 旧氏等の記載請求

##### ア 記載請求

氏に変更があった者（既に旧氏等を住民票に記載されている者は除く）は、住民票に旧氏等の記載を求めようとする場合には、請求書に、記載を求める旧氏等を記載し、住所地市町村長に提出しなければならない。（同第1項前段）

##### イ 削除後の再記載請求

住民票に記載がされた旧氏等を削除した者から住民票に再度旧氏等を記載する求めがあった場合は、それまで記載していた旧氏等が最後に削除された日以後に生じた旧氏等の再記載をすることができる。（同第1項後段）

#### ② 旧氏等の変更請求

旧氏等記載者は、氏に変更があった場合は、住民票に記載されている旧氏等を当該変更の直前に称していた旧氏等に変更することができる。この場合には、請求書に氏が変更した旨を記載し、住所地市町村長に提出しなければならない。（同第3項）

#### ③ 旧氏等の削除請求

旧氏等記載者は、旧氏等の削除を求めようとする場合には、請求書に旧氏等の削除を求める旨の記載をして、住所地市町村長に提出しなければならない。（同第4項）

本籍地に請求する場合には、同法第10条の2第2項に基づく公用請求を庁内で行うこと（以下「内部公用請求」という。）により請求者が住民票への記載を求めようとする旧氏等がその者の旧氏等であることを確認する。本籍地以外に請求する場合には、戸籍情報連携システムを活用した戸籍法第120条の2第1項の規定によりする同法第10条の2第2項（同法第12条の2において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく庁内公用請求を行うこと（以下「庁内確認手続」という。）により確認する。この場合において、住民票への記載を求める旧氏等に係る戸籍が改製不適合戸籍であるなど戸籍情報連携システムを活用できず、庁内確認手続によっては確認できないときは、請求者に対し、戸籍謄本等（戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等をいう。以下同じ。）又は除籍謄本等（戸籍法第12条の2に規定する除籍謄本等をいう。以下同じ。）の提出を求めることができる（令第30条の14第2項）。

### （2）本人確認

（1）に掲げる請求については、本人であるかどうか確認するため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。（同第5項で準用する法第27条第2項）

なお、確認書類については、本要領第3章4(2)①と同様の取扱いとする。

### （3）代理人による請求

（1）に掲げる請求の任に当たっている者が、請求者の代理人又は使者であるとき（同一世帯に属する者を除く。）は、当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。（同第5項で準用する法第27条第3項）

なお、代理権限の確認については、本要領第3章4(2)②と同様の取扱いとする。

・旧氏等の記載請求書

旧氏等の記載請求書

大阪市 区長 様

令和 年 月 日

次のとおり、旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載を求める。

(記載を求める旧氏の振り仮名)			
記載を求める旧氏			
フリガナ			
氏 名	(自署)		
生年月日	年	月	日
住 所	大阪市 区		
連絡先			

代理人による請求の場合は以下に記入してください。

氏 名	(自署)	
住 所		
連絡先		

※戸籍謄抄本や除籍謄抄本等に旧氏に係る氏の振り仮名の記載がない場合には、銀行口座の名義が記載された預金通帳等の写し、旧姓欄の記載があるパスポート等、記載を求める旧氏の振り仮名が確認できるものを添付してください。

※代理人による請求の場合は、請求者からの委任状の添付も必要です。

区処理欄（以下は記入しないこと）				
受付	記載	審査	公的個人 認証	印鑑登録

・旧氏等の変更請求書

旧氏等の変更請求書

大阪市

区長 様

令和 年 月 日

次のとおり、住民票に記載されている旧氏及び旧氏の振り仮名の変更を求めます。

変更前の旧氏の振り仮名			
変更前の旧氏			
記載を求める旧氏 n 振り仮名			
記載を求める旧氏			
フリガナ			
氏 名	(自署)		
生年月日	年	月	日
住 所	大阪市 区		
連絡先			

代理人による請求の場合は以下に記入してください。

氏 名	(自署)		
住 所			
連絡先			

※記載を求める能够なのは、現在の氏の直前の旧氏に限ります。

※戸籍謄抄本や除籍謄抄本等に旧氏に係る氏の振り仮名の記載がない場合には、銀行口座の名義が記載された預金通帳等の写し、旧姓欄の記載があるパスポート等、記載を求める旧氏の振り仮名が確認できるものを添付してください。

※代理人による請求の場合は、請求者からの委任状の添付も必要です。

区処理欄（以下は記入しないこと）					
受付	記載	審査	公的個人 認証	印鑑登録	

・旧氏等の削除請求書

旧氏等の削除請求書

大阪市

区長 様

令和 年 月 日

次のとおり、住民票に記載されている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めます。

削除を求める旧氏の振り仮名			
削除を求める旧氏	(自署)		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	年	月	日
住 所	大阪市 区		
連絡先			

代理人による申出の場合は以下に記入してください。

氏 名			
住 所	(自署)		
連絡先			

※代理人による申出の場合は、請求者からの委任状の添付が必要です。

区処理欄（以下は記入しないこと）				
受付	記載	審査	公的個人 認証	印鑑登録

- ・旧氏等の記載請求書（再記載請求）

### 旧氏等の記載請求書（再記載請求）

大阪市                   区長 様

令和 年 月 日

次のとおり、旧氏の記載を求めます。

記載を求める旧氏の振り仮名			
記載を求める旧氏			
以前記載していた旧氏の振り仮名			
以前記載していた旧氏			
フリガナ			
氏名	(自署)		
生年月日	年	月	日
住 所	大阪市 区		
連絡先			

代理人による請求の場合は以下に記入してください。

氏名	(自署)		
住 所			
連絡先			

※記載を求めることができる旧氏は、記載していた旧氏を削除された日の後に戸籍に記載された旧氏に限ります。

※戸籍謄抄本や除籍謄抄本等に旧氏に係る氏の振り仮名の記載がない場合には、銀行口座の名義が記載された預金通帳等の写し、旧姓欄の記載があるパスポート等、記載を求める旧氏の振り仮名が確認できるものを添付してください。

※代理人による請求の場合は、請求者からの委任状の添付も必要です。

区処理欄（以下は記入しないこと）					
受付	記載	審査	公的個人 認証	印鑑登録	

## 6 通称の記載及び削除の申出（施行令第30条の16）

### （1） 通称の記載申出

外国人住民が、住民票に通称の記載を求めようとする場合には、市町村長に対して通称記載申出書を提出し、当該通称が居住関係の公証の為に住民票に記載されることが必要であることを証する資料を提示しなければならない。

#### ① 提示する資料について（平成30年3月26日総行外第1号通知）

国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料としては、通称が一般的に使用される場面として想定されるのは、主に勤務先や学校等（社会生活を送っている場所）であり、そこでの使用実績によって当該呼称でないと居住関係を公証する上で支障が生じ得るような場合に通称記載が認められるものであることによるものであるので、勤務先又は学校等の発行する身分証明書等の提示を複数求める等により、厳格に確認を行う。

この確認は、住民票に通称記載を認める際の重要なものであり、一旦、通称記載がなされると、原則としてその変更は認められないものであることから、書類が提出されていることの形式的な確認ではなく、本人にその使用実績に不自然さがないか等、口頭確認等するととともに、疑義があれば、他の資料をさらに求めることや提出された証明書等の発行元に確認するなどの厳格な確認が必要である（偽造された診察券や事業・雇用の実態のない社員証等が資料として用いられるケースがある。）。また、複数の資料を求める際には、その趣旨を踏まえ、資料の名称が異なっていて発行者が同じもの（例、社員証と在職証明書など）を複数資料として扱うことは適当ではない。

なお、本人の意思により作成したと認められる資料は適当でない。

### ② 在留資格及び在留期間（満了日）について（同上通知）

#### ア 在留資格について

留学生や技能実習生から通称記載の申出があった場合、当該者らの本邦において行うことができる活動内容は、原則として学業や技術、技能等の習得である。留学生のアルバイト（資格外活動）は主たる活動ではなく、また、技能実習生は、一定期間後、母国に帰国して技術移転を図ることを目的として来日していることから、これらの在留資格については、一般的に、居住関係の公証のために通称を住民票に記載する必要性は薄いものと考えられる。

#### イ 在留期間（満了日）について

通称記載申出者の在留カードに記載されている在留期間（在留期限）が残り1～2か月で到来し、その後、帰国予定の場合は、居住関係の公証のために通称を住民票に記載する必要性は一般的に認め難いと考える。そのため、当該申出者が、地方入国管理官署で在留期間（在留期限）の更新等の申請を行い、国内での滞在を希望していることを確認する必要がある（入国管理局において申請を受理している場合は、在留カード裏面の「在留期間更新等許可申請欄」に申請中である旨が記載されるため、この記載を確認する。）なお、引き続き国内での滞在を希望していて、地方入国管理官署へ在留期間更新許可等の申請を行っていない場合は、当該申請を行うよう案内し、申請が行われたことを確認してから判断することが適當である。

### ③ 身分行為に基づく通称記載の取扱い

次の場合にあっては、親や身分行為の相手方の通称の氏又は氏名等の確認を行うことで差し支えない。確認する資料としては、戸籍の届出受理証明書、戸籍謄本、住民票の写し等である。

#### ア 出生により日本国籍を有する親の氏（通称を有する外国人である親の通称の氏を含む）

## を申請する場合

イ 日系の外国人住民が氏名の日本式氏名部分を申請する場合

ウ 婚姻等の身分行為により相手側の氏（外国人の通称の氏を含む）を申請する場合

### ④ 通称記載申出書の記載事項（規則第45条）

住所、氏名、男女の別、出生の年月日、通称、通称の記載が必要な理由（国内における社会生活上日常的に用いられていることその他居住関係の公証のために住民票に記載されることが、必要であると認められる事由の説明等）

### （2）通称の削除申出（施行令第30条の16第4項、規則第45条第2項）

外国人住民は、通称の削除を求めるときは、通称削除申出書に住所、氏名、男女の別、出生の年月日、通称の削除を求める旨を記載して市町村長に提出しなければならない。

### （3）届出者の本人確認及び代理権限確認

記載及び削除の申出については、本人確認を厳格に行うとともに、代理人又は使者（同一世帯人を除く）のときは、申出者の依頼又は法令の規定による、当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類提示、提出又は説明を求める。（施行令第30条の16第6項）

この場合、本人確認及び代理権限確認は、第5章－2－（3）及び（4）に準ずる。

### （4）住民票への記載

氏名欄及び通称履歴欄に記載する。（施行令第30条の16及び17）

#### ① 記載申出のあった場合

② 転入届に添付された転出証明書に通称及び通称履歴が記載されている場合

③ 通称を記載及び削除した場合（第4章－5－（2）（①及び②を除く））は、区名及び年月日を通称履歴として住民票に記載する。

### （5）職権による消除

通称を記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときは、当該通称を削除するとともに、当該外国人住民に通知しなければならない。居所が明らかでない等通知が困難な場合はその通知に代えて公示する。（施行令第30条の16第5項）

なお、居住関係の公証のために必要であると認められなくなったときとは、当該通称が国内における社会通念上通用していないことを市町村長が知ったとき等である。

・通称記載申出書

(あて先) 区長様

年 月 日

次のとおり、通称の住民票への記載を求める。

(フリガナ) 通称として記載を 求める呼称			
(フリガナ) 氏名	(自署名又は記名押印)		
生年月日	年	月	日
性別	男	女	
住 所	大阪市 区		
連絡先			

通称として記載を求める呼称が居住関係の公証のために  
住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明

※通称として記載を求める呼称が日本国内における社会生活上通用している状況等について、  
具体的に記載してください。

代理人又は使者による申出の場合は下記に記入してください。

氏名	(自署名又は記名押印)	
住 所		
連絡先		

注) この申出書の提出と併せて、通称として記載を求める呼称が居住関係の公証のために  
住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示してください。

区処理欄 (以下は記入しないこと)		
受付	記載	確認した資料等
		( )

- ・通称削除申出書

通称削除申出書			
(あて先) 区長様		年 月 日	
次のとおり、住民票に記載されている通称の削除を求める。			
(フリガナ) 削除を求める通称			
(フリガナ) 氏名	(自署名又は記名押印)		
生年月日	年	月	日
住 所	年 月 日 性別 男 女		
連絡先			
代理人又は使者による申出の場合は下記に記入してください。			
氏名	(自署名又は記名押印)		
住 所			
連絡先			
区処理欄 (以下は記入しないこと)			
受付	記載	確認した資料等	
		( )	

## **7 選挙管理委員会の通知及び各被保険者資格等の得喪事項等を確認した場合**

- ・選挙管理委員会からの通知を受けたとき（施行令第12条第2項第2号）
- ・国民健康保険の被保険者資格の得喪に関する事項（施行令第12条第2項第3号）
- ・後期高齢者医療の被保険者資格の得喪に関する事項（施行令第12条第2項第3号の2）
- ・介護保険の被保険者資格に関する事項（施行令第12条第2項第3号の3）
- ・国民年金の被保険者資格に関する事項（施行令第12条第2項第4号）
- ・児童手当の受給資格に関する事項（施行令第12条第2項第5号）
- ・訴訟等の判決内容が住民基本台帳の記録と異なる場合（施行令第12条第2項第6号）

## **8 行政区画、土地の名称及び地番、街区符号又は住居番号の変更に基づく職権記載**

記載事例については「事務処理マニュアル 住民基本台帳事務編」を参照

行政区画、郡、区、市町区村内の町又は字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があったとき（施行令第12条第2項第7号）

記載後、修正した旨を本籍地市区町村長に通知する。

住所を修正することができない住民票については、自区公簿等を調査し、また本籍地市区町村等へ照会して、記録の整備に努めなければならない。

公簿更生を行い出入国在留管理庁通知が大量に生じる場合は、市民局と事前協議をすること。

## **9 住民票の記載誤り（施行令第12条第3項）**

記載事例については「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照

- (1) 虚偽の届出により記載等をしたとき
- (2) その他住民基本台帳に脱漏、誤載があり、又は住民票に誤記、記載漏れがあることを知ったとき
- (3) 錯誤により職権消除された住民票を回復するとき
- (4) 失踪宣告取消届があったとき

自区の住民票を失踪宣告の届出により消除したが、その後、失踪宣告が取り消された場合、失踪宣告当時から引き続き区内に居住していたことが確認できるときは、住民票を職権で回復する。備考欄に「失踪宣告取消の届出受領 記載年月日元号〇年〇月〇日」と記録し、同日付で改製する。失踪宣告の際に自区の住民票がなかった場合は、転入届により処理をする。

- (5) 住民票の除票に記載誤りがあったとき

住民票の除票は法令上、住民票を消除したときに除票簿に綴られることとなるため、除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておく必要があるから、原則修正すべきではない。ただし誤記があることが判明した場合、留意事項（C類型）に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力すること。誤記項目が死亡日などの重要事項である場合は、職権回復し修正後、再度死亡入力を行うこととなる。

## **10 出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載申出（平成20年7月8日総行市第145号通知）**

出生があった場合の住民票の記載は、戸籍法に基づく出生届の受理が必要とされるが、民法第772条の嫡出推定の規定の関係上、出生届の提出に至らず、結果として住民票が作成されない事例が生じていたが、住民サービスの円滑な提供の観点からこのような取扱いがされた。

(1) 住民票の記載ができる場合

次の要件に該当する者で、将来的に戸籍の記載が行われる蓋然性が高いと認められる者についてでは、住民票の記載ができるものとする。

- ① 民法第 772 条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らず、戸籍の記載が行われない者であること

- ② 認知調停手続など外形的に戸籍の記載のための手続が進められていること

(2) 住民票記載に係る申出手続

申出先は当該出生子の住所地、申出人は本人又は母その他の法定代理人

※ 住民票記載申出書の様式は「事務処理マニュアル住民基本台帳事務編」を参照

(3) 必要な添付書類

- ・出生証明書
- ・認知調停手続、親子関係不存在確認の調停手続を申し立てている旨を証する書類
- ・その他、住民票に記載すべき事項を確認するために必要とする書類

(4) 住民票の記載の方法

- ① 申出内容が確認できた場合

申出内容に基づき、「職権記載」により住民票を作成することとし、併せて、留意事項欄に「認知調停等手続申立中」と記載すること。本籍及び筆頭者氏名については、いずれも「なし」と記載する。

- ② 認知調停等の手続が確定した場合

通知を受けた後、職権で必要な事項について、修正を行うこと。また、①により記載した備考欄の記載内容については消除すること。

- ③ ②の場合において、認知調停等の手続の結果に応じた戸籍の届出が行われないときは、申出人に対し、必要な戸籍の届出について速やかに行うよう説明し、戸籍と住民票の連携・一致を図るものとする。

## 11 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について(平成 30 年 10 月 2 日総行住第 162 号通知)

出生があった場合の住民票の記載に当たっては、戸籍法に基づく出生届が必要であることが原則であるが、同法に基づく出生届が行われなかつたことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じており、住民サービスの円滑な提供の観点からこのような取扱いがされた。

(1) 住民票の記載ができる場合

就籍許可等手続中であり、次の要件の確認により、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には、市区町村長の判断により、職権で住民票の記載を行うことができる。

(2) 住民票記載に係る申出手続

申出先は、住所地となる区、申出人は、本人（本人が未成年の場合は、未成年後見人又は親権代行者。本人が成年被後見人である場合は成年後見人。以下「申出人」という）。

区長は、申出人より住民票の作成を書面による申出を受け、面談を通して住民票に記載すべきかどうかを判断する。

(3) 申出書記載内容

- ① 申出人の氏名及び住所
- ② 申出の趣旨

現在、就籍許可等手続中であり、就籍の届出に至っていない〇〇（対象となる者の氏名）について、住民票の作成を求める旨を記載。

③ 就籍の届出に至らない理由

就籍の届出に至らない理由を記載。必要に応じ、記載内容を証するための関係書類を添付。なお、就籍許可等手続において提出又は陳述した申立理由書等がある場合は、その概要を記載し、当該申立理由書等の写しの添付で足りる場合は添付する。

④ 住民票に記載を求める事項

イ 氏名等

「氏名」については、出生証明書に記載されたものを、申出人において記載。ただし、出生証明書がない場合においては、就籍許可等手続における申立て内容が認められた場合の「氏名」を申出人において記載して差し支えないこと。なお、振り仮名については、振り仮名の届出がなくても振り仮名欄に基づいて記載する。

ロ 出生の年月日

ハ 男女の別

ニ 世帯主の氏名及びその続柄

「続柄」については、就籍許可等手続における申立て内容が認められた場合の世帯主との身分関係と齟齬が生じないよう、申出人において記載。

ホ 住所

⑤ 父又は母の氏名、生年月日及び戸籍の表示

⑥ 就籍許可等手続の進捗状況等について、本人は定期的に面談等に応ずることを了解する旨の宣誓

⑦ 本人の連絡先

⑧ その他、住民票の記載のため市区町村において必要と認める事項

(4) 必要な添付書類

① 出生証明書または出生証明書が提示できないやむを得ない理由がある場合は、下記いずれかの書類

ア 母子健康手帳（母子の関係が確認できるもの）

イ 本人と父又は母とのDNA鑑定書

ウ 父又は母の氏名及び本人との続柄が確認できる以下のいずれかの書類

(ア) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条に基づき市町村の教育委員会が編製した学齢簿

(イ) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条に基づき校長が作成した指導要録

(ウ) 学校教育法施行規則第 58 条等に基づき校長が卒業証書を授与するに当たりその控えとして備えた帳簿等

② 就籍許可等手続を申し立てている旨を証する書類

家庭裁判所に対する申立て等が受理されたことを証する書類

③ 父又は母の戸籍若しくは除かれた戸籍の謄抄本

ア ①において、出生証明書又はアの書類を提示した場合は、母の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本（以下「戸籍謄本等」という。）を添付する。

イ ①において、イのうち、本人と父とのDNA鑑定書を提示した場合は父の戸籍謄本等を、本人と母とのDNA鑑定書を提示した場合は母の戸籍謄本等を、それぞれ添付する。

ウ ①において、ウのうち、父の氏名及び本人との続柄が記載された書類を提示した場合は父の戸籍謄本等を、母の氏名及び本人との続柄が記載された書類を提示した場合は母の戸籍謄本等を、それぞれ添付する。

④ 本人あての郵便物等本人が現に当該氏名により居住している本人であることを示す書類

⑤ その他区長が必要と認める書類

(5) 確認事項

上記(2)～(4)の書類を基に、日本国籍を有する父又は母と本人とが親子関係にあること及び当該父又は母の戸籍に本人が記載されていないことなどを確認した上で、本人と詳細な面談を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して本人に係る本人確認情報の重複がないことを確認するなど、同一人につき、二重の住民票が作成されることを避けるための確認を行う。

(6) 本人確認

現に申出の任に当たっている者が本人以外の者である場合には、その権限について、その資格を証明する書類を提示させ確認するとともに、現に申出の任に当たっている者の本人確認を、本要領第3章4(2)①に準じて行う。

## 12 個人番号の指定に基づく処理

番号利用法第7条第1項又は第2項の規定による個人番号の指定を行ったときは、当該個人番号を記載する。

従前の個人番号に代わる個人番号の指定があったときは、職権で当該個人番号の指定を行った者の住民票の記載の修正を行い、職権により個人番号の記載の修正をした旨及び記載の修正をした年月日を記載する。また、当該従前の個人番号に代わる個人番号を当該者に対して通知する。

## 13 住民票の改製及び再製

(1) 改製

- ① 次のような場合に住民票を改製する。(法第10条の2)
- ・住民票にき損、汚損又は滅失のおそれ等がある場合
  - ・住民票の書式又は規格等を変更したとき
  - ・戸籍法第11条の2第1項の規定により、申出により戸籍の再製が行われたとき
  - ・虚偽の届出若しくは錯誤による届出又は区長の過誤によりされた不実の記載が修正された場合
  - ・その他区長が必要と認めるとき

- ② 改製は、改製の時点において有効な記載事項のみを移記すれば足り、すでに消除又は修正された記載の移記を省くことができる。(施行令第13条の2第1項)

- ③ 新住民票には、改製した旨およびその年月日を「○年○月○日改製」の例により記入し、旧住民票には、改製した旨およびその年月日を「○年○月○日改製につき消除」の例により記入のうえ消除する。(施行令第13条の2第2項)

- ④ 改製前の住民票は、改製された日から150年間保存する。(施行令第34条第1項)

(2) 再製

住民票が災害等により滅失したときは、ただちに職権で再製しなければならない。(施行令第16条)

再製は、自区公簿等を調査し本籍地市区町村その他関係機関に照会し、住民票の記載事項について確認のうえ行う。

再製された住民票は、滅失した住民票の記載と必ずしも同一である必要はなく、滅失した住民票で修正又は消除されていた事項について記載の必要はない。

再製した住民票には、「元号○・○・○滅失により再製」と記載する。再製したときは、その旨を告示するとともに、告示した日から15日間これを関係者の縦覧に供さなければな

らない。（施行令第16条第2項）

外国人住民の住民票を再製する場合には、氏名・出生の年月日・男女の別・国籍等及び法第30条の45の表下欄の事項について、法務省に照会する等の方法により確認すること。

# 第5章 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付等

## 1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

閲覧の取扱いについては次のとおりとし、閲覧内容は①氏名（外国人住民にあっては氏名及び通称）②出生の年月日、③男女の別、④住所の4情報のみとする。（法第11条第1項、第2項）

### (1) 閲覧させることができる場合

- ① 国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合
- ② 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ当該申出を相当と認める場合
  - ア 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
  - イ 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの

（※公益性が高いと認められるものとは、調査結果が広く公表され、その成果が社会的に還元されていること等）

ウ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として必要と認められるものとして本市が定めるもの

- ・正当な目的であること
- ・目的の達成のためには、居住確認が不可欠であること
- ・閲覧以外の方法では、目的を達成できること
- ・かつ、区長が適当と認めるもの

（※間違った郵便物が配達されるといった事情がある場合に、自らの住所に勝手に住所をおいている者がいないかどうかを確認したいといった申出等。ダイレクトメールの送付や営利を目的とした市場調査などの営業活動については、公益性が高いとは認められないことから、閲覧はできない）

### ③ 住民票の写しで対応する場合

対象となる住民の住所、氏名が特定されている場合については、当該住民以外の個人情報が閲覧されることを防ぐ観点から請求事由を確認のうえ、住民票の写しを交付することができる。

※参考

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準」

(平成18.9.15 総務省告示第495号抜粋) 参照

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項第1号の総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げるそれぞれの調査研究について、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあっては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- 二 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあっては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- 三 前二号に掲げるもの以外の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

(2) 申請の受付

閲覧用住民票リストを管理する区役所等は、閲覧を行おうとする者が次の申請書類を提出した場合に申請を受け付けることとする。

	提出書類	提出書類①により明らかにすることを要する事項
国 共 同 体 地 方 公	①公文書	①機関の名称 ②請求事由 (明らかにすることが困難な場合は法令で定める事務の遂行に必要である旨及び根拠法令) ③閲覧する者の職名及び氏名 ④請求にかかる住民の範囲 ⑤事務の責任者の職名及び氏名
法 人	①閲覧申出書 ②誓約書 ③当該請求者である法人等の概要の分かれる資料 (法人登記簿の謄本又は登記記載事項証明書の写し、パンフレット、会社概要など)(大学の委員会又は学部長による証明書) ④個人情報保護法を踏まえた事業者の対応の分かれる資料 (プライバシーポリシー、プライバシーマークが付与されていることを示す書類等) ⑤請求事由に係る調査や案内等の概要が分かれる資料 ⑥委託を受けて調査を行う場合には、委託契約書の写し	①法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地(自署又は記名押印) ②共同申出者がいる場合、その者の氏名及び住所(法人の場合は法人名及び代表者氏名) ③利用目的(具体的、明らかに) ④閲覧者の氏名及び住所 ⑤閲覧事項の管理方法(保管方法、廃棄方法・時期) ⑥当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲 ⑦調査研究活動に係る申出の場合、調査研究の成果の取扱い(公表の取扱い等)実施体制(従事する者の所属部署・人数等) ⑧申出にかかる住民の範囲 ⑨活動の当該責任者の役職名及び氏名 ⑩委託を受けて閲覧の申出を行う場合は、委託者の氏名又は名称及び住所

個人	<p>①閲覧申出書          ②誓約書          ③請求事由に係る調査や案内等の概要が分かる資料          ④委託を受けて調査を行う場合は、委託契約書の写し</p> <p>①申出者の氏名及び住所（自署又は記名押印）          ②共同申出者がいる場合、その者の氏名及び住所（法人の場合は法人名及び代表者氏名）          ③利用目的（具体的、明らかに）          ④閲覧者の氏名及び住所          ⑤閲覧事項の管理方法（保管方法、廃棄方法・時期）          ⑥調査研究活動に係る申出の場合、調査研究の成果の取扱い（公表の取扱い等）実施体制（従事する者の所属部署・人数等）          ⑦申出にかかる住民の範囲          ⑧活動の責任者の氏名及び住所          ⑨委託を受けて閲覧の申出を行う場合は、委託者の氏名又は名称及び住所          ⑩利用目的を達するために、申出者及び閲覧者以外に個人情報を取扱わせる必要があるときは、その者の住所及び氏名</p>
----	---

### (3) 閲覧時の取扱い

#### ① 閲覧者の本人確認

閲覧日には次の書類を提示させ、閲覧申請者であること及び閲覧者の本人確認を行うこととする。（住民票省令第2条第3項）

国又は地方公共団体職員による閲覧	<p>職員の身分証明書 (当該職員であることを確認するため、必ず職員証の提示を求める) (※1)</p>					
法人の社員等による閲覧①+②	<p>①いざれかの書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア. 本人確認書類</td> <td style="width: 50%;">イ. 回答書及びア以外の本人確認書類</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;">個人番号カード又は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたものであって、有効期間の記載のあるものについては、提示のあった時点において有効期間内のものに限る）(※2)</td> <td style="height: 150px;">アに該当する本人確認書類を有していない者については、当該閲覧者に対し、文書で照会したその回答書（閲覧者の自宅へ送付する）及び、住民異動届の届出人の本人確認書類と同様の書類等により本人確認を行うこととする。ただし、申出時に本人確認を行うことを予め説明できること、閲覧者は通常本人以外の第3者であることから、可能な限り「公的機関が発行した本人であることが確認できる書類（年金証書（手帳）等※3）もしくは、各種健康保険の資格確認書により本人確認を行うこととする。</td> </tr> </table>	ア. 本人確認書類	イ. 回答書及びア以外の本人確認書類	個人番号カード又は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたものであって、有効期間の記載のあるものについては、提示のあった時点において有効期間内のものに限る）(※2)	アに該当する本人確認書類を有していない者については、当該閲覧者に対し、文書で照会したその回答書（閲覧者の自宅へ送付する）及び、住民異動届の届出人の本人確認書類と同様の書類等により本人確認を行うこととする。ただし、申出時に本人確認を行うことを予め説明できること、閲覧者は通常本人以外の第3者であることから、可能な限り「公的機関が発行した本人であることが確認できる書類（年金証書（手帳）等※3）もしくは、各種健康保険の資格確認書により本人確認を行うこととする。	<p>②社員証及び名刺等</p>
ア. 本人確認書類	イ. 回答書及びア以外の本人確認書類					
個人番号カード又は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたものであって、有効期間の記載のあるものについては、提示のあった時点において有効期間内のものに限る）(※2)	アに該当する本人確認書類を有していない者については、当該閲覧者に対し、文書で照会したその回答書（閲覧者の自宅へ送付する）及び、住民異動届の届出人の本人確認書類と同様の書類等により本人確認を行うこととする。ただし、申出時に本人確認を行うことを予め説明できること、閲覧者は通常本人以外の第3者であることから、可能な限り「公的機関が発行した本人であることが確認できる書類（年金証書（手帳）等※3）もしくは、各種健康保険の資格確認書により本人確認を行うこととする。					
個人による閲覧	<p>上記①の確認を行う。</p>					

(※1) 閲覧者であるか疑義がある場合は、請求（申出）先に電話で照会を行うものとする。

(※2) 官公署が発行し、本人の写真が貼付されており、申請者が本人であることを確認するための書類は例示した以外に、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、獣銃・空氣銃所持許可書、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、雇用保険被保険者手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、在留カード等及び官公署（独立行政法人及び特殊法人含む）がその職員に対して発行した身分証明書

(※3) 国民年金証書（手帳）、厚生年金証書（手帳）、船員保険

年金証書（手帳）、恩給証書、共済年金証書、公の機関が発行した資格証明書、身体障害者手帳、介護保険被保険証、母子手帳、生活保護決定通知票、生活保護適用証明書

#### (4) 閲覧の方法

##### ① 法人・個人の閲覧

住民基本台帳における閲覧の方法としては、あくまでも書き写すことが想定されており、写真機、複写機により撮影又は複写することは閲覧の概念を超えるものとして認められていない。

###### ア 閲覧用住民票リスト

閲覧は、住基等端末にコピーした閲覧用ファイル等により行わせる。

###### イ 閲覧の予約

閲覧の予約は原則として事前にさせ、業務に支障のない範囲で応じることとする。

（土・日・祝祭日の前後日及び事務に支障があると判断される日は、閲覧日から除外する）電話等により閲覧の予約がなされたときは、閲覧申出者に対し、下記の書類と「閲覧申出書」を送付するとともに、閲覧予定日までに、「閲覧申出書（誓約書含む）」等必要書類を送付することとする。請求事由によっては閲覧の申請を断ることも有り得ることについて伝える。

・受付時の交付書類「住民基本台帳の閲覧にかかる提出書類について」

「住民基本台帳閲覧による資料の適正な使用について」

###### ウ 閲覧申出書

（2）に掲げる事項について明らかにしたものを作成させることとする。

###### エ 閲覧申出書の審査

郵送等により提出された「閲覧申出書」「その他の提出書類」「閲覧請求事由」について審査し、申請内容等について疑義がある場合は資料の再提出を求める等、申出が不当な目的でないことを確認する。また、不当であると判断されるときは、閲覧ができない旨閲覧申出者に対し連絡する。

###### オ 閲覧者の本人確認

閲覧者の本人確認を（3）-①の表に基づき行う。本人確認を行った書類等について「閲覧申出書」裏面（下部）に記載する。

（※照会書の送付が必要な場合は、閲覧者の自宅へ送付するものとする）

###### カ 閲覧の用紙及び方法

閲覧にかかる範囲を町・丁目の区域に限定し、閲覧項目を「住所」「氏名」「男女の別」「出生の年月日」を特定した所定の「住民基本台帳閲覧用紙」に記入させ、職員の面前で行う。

###### キ 閲覧人数

- 各区の事務室スペース及び管理可能な人数とする。
- ク 閲覧時間  
執務時間内の事務に支障のない範囲で応じることが適當である。  
※平日 9:00～17:30 の範囲とする。
- ケ 閲覧で得た資料の適正利用の案内  
閲覧者には「住民基本台帳による資料の適正な使用について」の案内を改めて交付し、  
閲覧で知り得た個人情報についての取扱いに十分留意するよう申し伝える。
- コ 閲覧手数料
- A 閲覧手数料  
閲覧した世帯（10 世帯に 1 件）の件数に、単価を乗じて算出する。閲覧用紙に記入  
した世帯だけでなく、あらかじめ閲覧世帯の抽出方法を確認しておく。
- B 件数の算出方法  
平成 4 年 4 月 10 日付市民第 32 号「住民票の閲覧にかかる件数の計算について」によ  
る。
- ② 国又は地方公共団体の閲覧  
国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、  
住民基本台帳の閲覧を請求することができる。
- ア 閲覧請求があれば、(2) に掲げる事項について明らかにした公文書により請求させる  
こととする。
- イ 原則として閲覧の時間的制約はないが、事務に支障のない範囲で応じることが適當で  
ある。
- A 手数料は免除とする。（手数料条例 13 条による）  
※ 閲覧に関する申出書や誓約書等の帳票は「事務処理マニュアル住民基本台帳  
事務編」を参照
- (5) その他
- ① 閲覧後の確認について  
閲覧後、請求（申出）者が転記した、「住民基本台帳閲覧用紙」の内容について、申請  
内容と合致しているか確認するとともに、控え（コピー）を徵し、申請書類とともに保管  
する。なお、転記された内容が申請内容と異なる場合は、不正な目的での閲覧とみなし、  
用紙を回収することができる。
- ② 不正な閲覧があった場合
- ア 閲覧の中止  
偽りその他、不正手段による閲覧があった場合は、その場で閲覧を中止させ、又は住民  
基本台帳閲覧用紙を回収することができる。
- イ 閲覧の拒否  
不正な閲覧を行った者については、閲覧を拒否することとする。
- ウ 市町村長による勧告  
不正手段による閲覧や目的外利用、第三者提供禁止の違反があった場合、法第 50 条の規  
定により過料が科されるものであるが、その状態の放置や、さらなる違法行為が行われる  
おそれがあるなど、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときには、利用又  
は提供されないようにするために必要な措置を講ずることを勧告する事ができる。（法

第11条の2第8項)

勧告の対象者には、当該違反者のほか申出者も含まれる。

エ 勧告措置を講じない者に対する命令

勧告を受けた者又は違法行為をした者が正当な理由なく措置を講じなかつた場合個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、勧告措置を講ずることを命令できる。(法第11条の2第9項)

オ 市町村長による命令

勧告を経る時間的余裕がない場合など、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、直ちに命令できる。(法第11条の2第10項)

※「上記エ、オに違反した場合の罰則：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」(法第45条)

※ 第7章－3－(1) 刑罰の項を参照

③ 閲覧状況の公表

閲覧制度の透明性を高め、不正な閲覧を抑止する趣旨から、各区役所のホームページで次の事項を掲載することとする。なお、公表については四半期毎(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)とし、それぞれ翌月に公表し1ヶ月間公示することとする。

記載事項

国又は地方公共団体	法人又は個人
<p>① 機関の名称 ② 請求事由の概要 ③ 閲覧年月日 ④ 閲覧に係る住民の範囲※ (※犯罪捜査等のための閲覧請求分は掲載しない)</p>	<p>① 申出者の氏名 (申出者が法人の場合は、その名称及び代表者氏名) ② 利用目的 ③ 閲覧年月日 ④ 閲覧に係る住民の範囲※ (※1- (1) -②-ウによる事由の閲覧申出分は掲載しない)</p>

※公表する閲覧に係る住民の範囲は、公表の内容から対象者が特定されないように表示を工夫する。

例； 閲覧対象が「○○△丁目△番の65歳以上の男女」のとき。

公表する住民の範囲の表示 「○○△丁目の男女」・「○○△丁目△番」等

④ 消除した住民票の閲覧

既に住民票の全部が消除された住民票については、その閲覧の請求又は申出に応じる必要はない。(要領 第2-3 (3) 消除した住民票の閲覧)

## 2 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記載されている者のうち、現存者を対象とする。

### (1) 請求できる場合

#### ① 本人等（法第12条）

住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一世帯に属する者にかかる住民票の写し等を交付請求することができる。（任意代理人及び法定代理人を含む）

ただし、広域交付住民票（※）の写しの請求は、自己又は自己と同一の世帯の者に限る。

※広域交付住民票とは、住所地市町村長以外の市町村長に対して行われた交付請求に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して発行された戸籍の表示、個別事項、任意事項（旧氏記載者にあっては、旧氏等を除く）並びに通称の記載及び削除に関する事項の記載を省略した住民票の写しをいう。（法第12条の4）

#### ② 国又は地方公共団体の機関（法第12条の2）

法令で定める事務を遂行するために必要である場合には、住民票コード及び個人番号の記載を省略した住民票の写し等を交付請求することができる。

#### ③ 第三者（法第12条の3）

次に掲げる者から住民票の写し等の基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは住民票の写し等を交付することができる。

- ・自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要があるもの
- ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要があるもの
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由があるもの

#### ④ 弁護士等（特定事務受任者）（法第12条の3第2項）

弁護士等（特定事務受任者）から、受任している事件又は事務の依頼者が前記③に掲げる者に該当することを理由として、基礎事項証明事項のみを表示した住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは住民票の写し等を交付することができる。

- ・住民基本台帳法施行令第15条の2各号に掲げる業務を遂行する必要性がある場合特定の依頼者から事件を受任し、かつ、紛争処理手続において当該依頼者を代理する業務を遂行する場合
- ・弁護士等が法令に基づく職務上の必要から、特定事務受任者としてではなく、自らの権限として関係人の住民票の写しを取得する場合

弁護士等とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士（海事代理士を除く各資格者法人を含む）をいう。]

### (2) 請求につき明らかにさせる事項

現請求者に対し、次の表1に掲げる事項を明らかにさせるものとする。

交付請求があったときは、身元調査など不当な目的に利用されることを防止し、住民票の写し等の適正な利用を図るため、請求者に請求の事由（使用目的・提出先）の記載を求めるものとする。

表1 請求事由

請求者	明らかにさせる事項
本人等	<p>(1) 請求者の氏名及び住所            (2) 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他の申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所            (3) 当該請求の対象とする者の氏名及び住所            (旧氏等記載者にあっては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあっては氏名又は通称)            (4) 請求事由（使用目的及び提出先）</p>
国又は地方公共団体の機関	<p>(1) 機関の名称            (2) 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名            (3) 当該請求の対象とする者の氏名及び住所            (旧氏等記載者にあっては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあっては氏名又は通称)            (4) 請求事由            ※請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものについては、法令で定める事務の遂行のため必要である旨及びその根拠となる法令の名称            (5) 上記※の場合、その理由</p>
第三者	<p>(1) 申出者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所の所在地、申出の任に当たっている者の氏名及び住所）            (2) 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他の申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所            (3) 当該申出の対象とする者の氏名及び住所            (旧氏等記載者にあっては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあっては氏名又は通称)            (4) 利用目的            利用の目的は、法第12条の3第1項各号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するために明らかにさせる。したがって、例えば「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するか明らかとなる程度の記載を求める            具体的には、自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を明らかにさせる。            国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由を明らかにさせる。</p>

	<p>住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせる。</p> <p>また、必要に応じて、疎明資料を提示又は提出させることにより、事実の確認を行うことが適当である。</p>
弁護士等	<p>(1) 申出者の氏名及び住所（弁護士法人その他の法第12条の3第3項に挙げられる法人の場合は、その名称、その申出に係る業務に関して主として執行責任を有している弁護士等の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所</p> <p>(3) 当該申出の対象とする者の氏名及び住所 (旧氏等記載者にあっては氏名又は旧氏及び名、外国人住民にあっては氏名又は通称)</p> <p>(4) 具体的な資格名</p> <p>(5) 受任している事件又は事務についての業務の種類</p> <p>(6) 利用目的 請求内容が正当なものであるかについて判断するため、受任している事件又は事務の依頼者に係る利用目的を具体的に明らかにさせるものとする。 具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を明らかにさせる。 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由を明らかにさせる。 その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせる。</p> <p>(7) 依頼者の氏名又は名称</p> <p>※ ただし、表2の業務に該当する場合は依頼者の氏名及び住所については明らかにしなくてよい。</p>

表2 当該事件又は事務についての資格及び業務の種類を明らかにすれば足りる業務

- ・これらは、受任事件又は事務に紛争処理手続きとしての性格が認められるものであり、依頼者の権利行使等の意思は明確であり、関係する第三者に係る住民票の記載事項を利用して対外的に証明する必要性が類型的に存在する。
- ・申出に際して、依頼者の氏名や名称を明らかにすれば、弁護士等の業務遂行に支障が生じたり、依頼者に係る保護すべき情報が類推されてしまったりするなどのおそれがあるため、依頼者の氏名または名称を明らかにすることを不要としたものである。
- ・なお、利用目的の記載については、依頼者の名称又は氏名が明らかにならない程度の記載で足りることとする。

## 1 弁護士（弁護士法人を含む）

業務	裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続きについての代理業務 (弁護士法人については、弁護士法第30条の6第1項各号に規定する代理業務を除く)
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所における民事訴訟、行政訴訟のほか、家事審判、調停手続、強制執行手続等の代理業務</li> <li>・裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理手続の代理業務</li> <li>・刑事に関する事件における弁護人としての業務</li> <li>・少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第3条に規定する処遇事件における付添人としての業務</li> <li>・逃亡犯罪引渡し審査請求事件における補佐人としての業務</li> <li>・人身保護法第14条第2項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務</li> <li>・人事訴訟法第13条第2項及び第3項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務</li> <li>・民事訴訟法第35条第1項に規定する特別代理人としての業務</li> </ul>
参考 (弁護士法)	<p>(訴訟関係事務の取扱い)</p> <p>第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士（以下「社員等」という）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならない。</p> <p>一 裁判所における事件（刑事に関するものを除く）の手続についての代理又は補佐</p> <p>二 刑事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡し審査請求事件における補佐</p>

## 2 司法書士（司法書士法人を含む）

業務	司法書士法第3条第1項第3号及び第6号から第8号までに規定する代理業務 (同項第7号及び第8号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第6号に規定する代理業務を除く)
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟の目的の価格等が140万円以下の一般民事事件の簡易訴訟</li> <li>・ADRの代理業務</li> <li>・筆界特定手続の代理業務（以上認定司法書士のみ）</li> <li>・所有権移転登記申請について登記官がした却下処分に対する審査請求手続の代理業務</li> </ul>
参考 (司法書士法)	<p>(業務)</p> <p>第3条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p>

	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4号において同じ）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。</p> <p>3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。</p> <p>6. 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く）については、代理することができない。</p> <p>イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ロ 民事訴訟法第275条の規定による和解の手続又は同法第7編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ハ 民事訴訟法第2編第4章第7節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第91号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ニ 民事調停法（昭和26年法律第222号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ホ 民事執行法（昭和54年法律第4号）第2章第2節第4款第2目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>7. 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。</p> <p>8. 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第123条第3号に規定する対象土地をいう）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。</p>
--	--

### 3 土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む）

業務	土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手続きについての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の筆界に関する紛争についてのADRの代理業務 (認定土地家屋調査士のみ)</li> <li>・筆界特定手続の代理業務</li> <li>・表示登記申請について登記官がした却下処分に対する審査請求手続の代理業務</li> </ul>
参考 (土地家屋調査士法)	<p>(業務)</p> <p>第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理</li> <li>4. 筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ）についての代理</li> <li>7. 土地の筆界（不動産登記法第123条第1号に規定する筆界をいう。第25条第2項において同じ）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう）をいう）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として出入国在留管理庁長官が指定するものが行うものについての代理</li> </ol>

### 4 税理士（税理士法人を含む）

業務	税理士法第2条第1項第1号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
例	所得税の申告について税務署長がした更正処分に対する不服申立手続の代理業務
参考 (税理士法)	<p>(業務)</p> <p>第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、關稅、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第4項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税務代理（税務官公署（税關官署を除くものとし、國稅不服審判所を含むものとする。以下同じ）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含む</li> </ol>

	ものとし、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述について、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く）をいう）
--	---

## 5 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む）

業務	社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号の 3 に規定する審査請求、及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対する主張又は陳述についての代理業務並びに同項第 1 号の 4 から第 1 号の 6 までに規定する代理業務 (同条第 3 項第 1 号に規定する相談業務を除く)
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件等に関する個別労働紛争についての、都道府県労働委員会のあっせん手続又はADRの代理業務（以上特定社会保険労務士のみ）</li> <li>・労働者災害補償保険の申請について労働基準監督署長がした却下処分に対する審査請求手続の代理業務</li> </ul>
参考 (社会保険労務士法)	<p>(業務)</p> <p>第 2 条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>1 の 3. 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対する主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く）について、代理すること。 (第 25 条の 2 第 1 項において「事務代理」という)</p> <p>1 の 4. 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 6 条第 1 項の紛争調整委員会における同法第 5 条第 1 項のあっせんの手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 18 条第 1 項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>1 の 5. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 1 条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 6 条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 26 条第 1 項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という）に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>1 の 6. 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 368 条第 1 項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律</p>

	第151号) 第2条第1号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下の条において同じ) であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。
--	---

## 6 弁理士(特許業務法人を含む)

業務	弁理士法第4条第1項に規定する特許庁における手続(不服申立てに限る)、審査請求及び裁判に関する経済産業大臣に対する手続(裁判の取消しに限る)についての代理業務、同条第2項第1号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続(不服申立てに限る)についての代理業務、同項第2号に規定する代理業務、同法第6条に規定する訴訟の手続きについての代理業務並びに同法第6条の2第1項に規定する特定侵害訴訟の手続きについての代理業務 (特許業務法人については、同法第6条に規定する訴訟の手続きについての代理業務及び同法第6条の2第1項に規定する特定侵害訴訟の手続きについての代理業務を除く)
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許権侵害等による特定侵害訴訟の代理業務(特定弁理士のみ)</li> <li>・特許等に関する異議申立て又は経済産業大臣に対する裁判の取消手続についての代理業務</li> <li>・特許権等に関する輸入禁制品に係る申立てについての税関長の処分に対する不服申立ての代理業務</li> <li>・特許権等に関する紛争についてのADRの代理業務</li> </ul>
参考 (弁理士法)	<p>(業務)</p> <p>第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する審査請求又は裁判に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。</p> <p>2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができます。</p> <p>一 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の三第一項及び第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理</p> <p>二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ)であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代</p>

	<p>理</p> <p>第六条 弁理士は、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二百七十八条第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十七条第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関する訴訟代理人となることができる。</p> <p>第六条の二 弁理士は、第十五条の二第一項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第二十七条の三第一項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となることができる。</p>
--	--

#### ① 本人等

住民基本台帳法上、本人等請求については、請求事由を明らかにすることを要しないものとなっているが、請求者から請求事由を聴取することによって、なりすましや不正な請求を抑止し、また、続柄や戸籍の表示の記載事項については、特別な請求がない限りは記載を省略した住民票の写しを交付するなど、適正な住民票の写しの交付を行う観点から、請求事由の記載を求めるものとする。

自己又は自己と同一世帯に属する者にかかる住民票等の交付請求があった場合これに応じることができる。ただし、その請求が不当な目的であることが明らかなときは、これを拒むことができる。

#### ② 国又は地方公共団体の機関

請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である場合を除き、遂行する法令で定める事務を含め、具体的に明らかにさせることとし、内容が明確でない場合には、必要に応じ、適宜、請求の任に当たっている職員に質問等を行い、その内容について確認するものとする。

#### ③ 第三者

本人等以外の者から、住民票の写し等の交付請求があり、2 (1) ③各号に掲げる者から住民票の写し等の交付請求があった場合、応じることができる。また、利用目的を達成するため、基礎証明事項以外の事項（住民票コード及び個人番号を除く）を記載した住民票の写し等が必要であると申出があり、申出を相当と認めるときは基礎証明事項以外の事項を記載した住民票の写し等を交付することができる。

ただし、その請求が不当な目的であることが明らかなときは、これを拒むことができる。

#### ④ 弁護士等

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（海事代理士を除く各資格法人を含む）（以下「弁護士等」という）から、必要な事項を明らかにし、住民票の写し等の請求があった場合、これに応じができる。また、利用目的を達成するため、基礎証明事項以外の事項（住民票コード及び個人番号を除く）を記載した住民票の写し等が必要であると申出があり、申出を相当と認めるときは基礎証明事項以外の事項を記載した住民票の写し等を交付することができる。ただし、その請求が不当な目的であることが明らかなときは、これを拒むことができる。

#### (3) 請求者の本人確認

市民の個人情報を保護し、なりすましによる不正請求を抑止する観点から、住民票の写し等の交付請求に当たり、現に請求の任に当たっているもの（以下「現請求者」という）に対し、住所及び氏名等の本人であることを確認する資料の提示を求めるものとする。（法第12条第3項、住民票省令第5条第1項及び第2項）

① 本人確認の方法について

現請求者には下記表に掲げる書類を提示させ、本人確認を行うこととする。なお、原則的に（A）の書類により本人確認を行うものとするが、提示できない場合は（B）の書類の提示を求めるものとする。

※広域交付住民票の留意点

- ・個人番号カード、運転免許証その他、有効期間内で本人の写真が貼付された官公署が発行した身分証明証等、本人確認書類（A）（※1）の提示が必要。

表3

請求者	本人確認書類（A）	本人確認書類（B）
本人等	下記（※1）に掲げる書類	下記（※2）に掲げる書類の提示又は本人であることを説明させる方法その他区長が適当と認める方法
国又は地方公共団体の機関	職員証	下記（※1）に掲げる書類
第三者（法人等）		本人等と同じ
第三者（個人）		本人等と同じ
弁護士等 (資格者本人)	身分を証明する資格証票（※3）	①下記（※1）又は（※2）に掲げる書類 + ②資格者本人の登録の有無について当該所属会HPからの検索又は同所属会事務局へ電話照会を行い確認する
弁護士等 (補助者)	職員証等当該資格者の補助者であることを示す書類（※4）	①下記（※1）又は（※2）に掲げる書類 + ②当該所属事務所に対し、使者であるかどうかについて電話照会を行う。

（下記※1～4に掲げる本人確認書類については、有効期間の記載のあるものについては、提示のあった時点において有効期間内のものに限る）

（※1）運転免許証、旅券、個人番号カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備法第23条第4項に規定する合格証明書、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健

- 福祉手帳、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る）、在留カード等、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（いずれも写真を貼付したものに限る）
- (※2) 各種健康保険の資格確認書、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）共済年金証書、恩給証書、弁護士記章（弁護士が職務上請求する場合）、敬老優待乗車証、学生証、法人等が発行した身分証明書（社員証等）、タスボ、その他区長が適当と認めるもの
- (※3) 身分を証明する資格証票は、弁護士等の氏名、登録（会員）番号、事務所の名称及び所在地、発行主体並びに写真貼付されているものとする。
- (※4) 職員証等当該資格者の補助者であることを示す書類は、補助者の氏名、補助者を使用する弁護士等の氏名、事務所の名称及び所在地、発行主体並びに写真が貼付されているものとする。

② 住民基本台帳システムによる確認について

聴取した内容に疑義がある場合には、請求者が本市の住民であるときは住民基本台帳等事務システムにより、また、請求者が本市以外の住民であるときは住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用し、補充的に本人確認を行うものとする。

③ 本人確認の記録

本人確認を行った際には、本人確認の方法及び提出又は提示させた証明書等の書類を、請求書の本人確認欄又は余白部分に記載するものとする。

④ 本人確認書類がない場合

確認書類の提示がない場合は、口頭により質問を行う。申請内容に疑義がある場合には、住民基本台帳等事務システム及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行う。

(4) 代理権限等の確認

請求者の代理人又は使者から、委任状その他書面により代理又は使者の権限を明らかにし、住民票の写し等の交付請求があった場合に限り、応じができるものとする。ただし、広域交付住民票の写しについては、自己又は自己と同一の世帯の者以外の代理人請求はできない。

① 代理権限等の確認方法

本人等からの請求又は第三者からの申出の場合において、現請求者が代理人又は使者である場合や申出者が法人等である場合には、表 3 に掲げる代理権限確認書類の提示を求め、その権限について確認するものとする。

なお、委任状については提出を求め原則として返還しないこととする。

表 4 代理権限等

請求者	現請求者	代理権限確認書類
本人等 (任意代理人)	代理人又は使者	請求者が作成した委任状
本人等 (法定代理人)	法定代理人 (未成年者の親権者、被後見人の後見人等)	戸籍全部事項証明その他その資格を証明する書類

第三者 (法人等の代表者)	法人等の代表者	代表者の資格証明書
第三者 (法人等の代表者以外の者)	法人等の代表者以外の者	社員証又は代表者が作成した委任状など法人等との雇用関係が確認できる書類
第三者 (個人/任意代理人)	代理人又は使者	申出者が作成した委任状
第三者 (個人/法定代理人)	法定代理人 (未成年者の親権者、被後見人の後見人等)	戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(※) なお、弁護士等の補助者については、第2の1の表2(本人確認書類A)において、職員証等当該資格者の補助者であることを示す書類により本人確認を行うこととしているが、これらの書類の提示により代理権限が確認できたものとする。

② 自区の公簿等で法定代理人であることが確認できる場合

必ずしも書類の提出を求めなくてもよいが、戸籍簿等で確認できた旨を請求書の余白部分に記載する。

③ 代理権限確認書類の提示又は提出がない場合

代理権限を確認できる書類の提示又は提出が、真にやむを得ない理由により困難であると認めるときは、現請求者が請求者の委任により当該交付請求を行うものであることにつき確約する書類を作成のうえ提出させるものとする。この場合、必要であると判断するときは、電話により請求者本人に委任行為等について確認するなど補充的に確認を行う。

④ 疑義がある場合

提示のあった代理権限を確認できる書類について、必要であると判断する場合には当該書類の複写を行うこととする。

⑤ 代理権限の確認の記録

代理権限の確認を行った際には、提出又は提示させた代理権限の確認書類を、請求書の余白部分に記載するものとする。なお、提出された代理権限の確認書類については、請求書とともに保管するものとする。

(5) 郵送等請求

郵送等の方法による住民票の写し等の交付請求についても、前述までの規定を準用する。ただし、広域交付住民票の郵送請求はできない。

① 本人確認の方法

郵送等請求があった場合、弁護士等の特定受任者からの請求を除き、表2及び表3に掲げる書類の写しの郵送を求めるものとする。

ただし、表3中の委任状については原本に限るものとする。

② 請求書類に不備がある場合

ア 請求に必要な事項の記載がない場合

　A 連絡先の記載があり聴聞により確認が可能である場合

　　聴取した内容を請求書に補記したうえ、当該交付請求に応じるものとする。

## B 連絡先の記載がない場合

請求者あてに連絡書を送付して、担当者あて連絡する旨又は必要な記載事項を追記補正させた請求書の再提出等を求めるものとする。

### イ 請求事由を満たさない場合

請求権者以外の者の請求や、不当な目的による請求の場合又は必要な書類等の再提出を求めたにも関わらず、一定の期間内に提出がない場合には、返戻理由を明らかにしたうえ、返戻理由書とともに当該書類を請求者あて返戻するものとする。

### ③ 送付先について

原則として、請求者の住所地又は事務所の所在地あて送付するものとする。

ただし、請求者が上記以外の所に送付を求めるときは、その理由及び送付すべき場所を明きらかにさせるものとする。この場合、理由を厳格に審査のうえ、必要であると認めるときは、送付場所を確認できる資料の送付や提出を求めるものとする。

## (6) 交付方法

住民票の写しの交付においては、特別の請求がある場合を除き、次の事項は省略する。

(法第 12 条第 5 項、法第 12 条の 2 第 4 項)

ただし、利用目的を達成するため、住民票コード及び個人番号以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出内容を厳格に審査の上、適当と認めるときにはこれらの事項を記載した住民票の写し等を交付することができる。

① 日本国籍を有する者にあっては、法第 7 条第 4 号、第 5 号及び第 8 号の 2 から第 14 号（旧氏等除く）までに掲げる事項の全部又は一部

※ 広域交付住民票は、法第 7 条第 5 号、第 8 号の 2 から第 12 号までに掲げる事項及び第 14 号に掲げる事項の記載を省略したものを交付するが、特別の請求がある場合を除き、法第 7 条第 4 号及び第 13 号に掲げる事項については省略してもよい。

② 外国人住民にあっては、法第 7 条 4 号及び 8 号の 2、第 10 号から第 14 号（通称除く）までに掲げる事項、国籍・地域並びに法第 30 条の 45 の表の下欄に掲げる事項の全部又は一部

- ・氏名を省略した通称のみ住民票の写し等の交付は認められない。
- ・氏名のカタカナ表記が備考欄に登録されている場合は、原則記載するが、省略する事も可能とする。

③ 日本国籍を有する者と外国人住民の共通の省略事項

- ・法第 7 条に規定する記載事項以外の事項
- ・消除された従前の表示

④ 住民票の記載事項のうち請求（申出）者が必要とする事項についてのみ証明を行うもののを住民票記載事項証明書という。

住民票記載事項証明書は個人情報保護の観点からも請求者が必要としない事項まで証明することのないよう配慮する必要がある。

大阪市の住民記載事項証明の標準様式は、住所、氏名等、出生の年月日、男女の別を基本事項としているが、住所と氏名（本人の特定のため必須項目）以外の項目を省略した証明書の請求があった場合は、これを交付することができる。

なお、請求者から、自ら用紙を持参した場合については、これに証明して差し支えない。

住民票の写しの交付請求があった場合においても、その請求事由等から住民票記載事項証明書で十分その目的が達成できると判断できる場合には、請求者の了解を得た上で、できるだけ住民票記載事項証明書により対処することが適當である。

#### (7) 個人番号記載の住民票の写しの交付

##### ① 交付請求できる者

- ア 本人又は本人と同一世帯に属する者
- イ 法定代理人等又は任意代理人

##### ② 請求・交付方法等

ア 住民票の写しの交付請求において、「個人番号」の記載の請求があった場合は、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとともに、本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。

ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、以下のいずれかに該当する場合には、当該代理人に対して交付して差し支えない。

A 15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、(4)により、本人の法定代理人である旨を確認できた場合。

B 保佐人又は補助人からの請求であって、登記事項証明書の代理行為目録により、個人番号を記載した住民票の写しの受領について代理権を有していると認められる場合。

例えば代理行為目録に、住民票の写し及び個人番号関連書類の受領が定められている場合や、住民票の写しの受領のみ定められているが、個人番号を記載した住民票の写しを利用する行為（預貯金の新規口座開設など）が代理行為目録に定められている場合などが考えられる。

イ 15歳以上の未成年の法定代理人又は任意代理人からの交付請求については、代理人に対して直接交付することなく、委任者本人の住民登録地あて郵送により交付するものとする。

ウ 法定代理人（15歳以上の未成年の法定代理人を除く）から委任を受けた者からの交付請求について、法定代理人の住所以外（例：法定代理人が弁護士の場合、弁護士事務所）へ送付を求められた場合は、その理由及び送付すべき場所を明らかにさせ、理由を厳格に審査し、必要であるときは、送付場所を確認できる資料の提示を求める。

### 3 除票の写し等の交付（法第15条の4）

第2章の8に規定する住民票の除票を対象とする。

#### (1) 請求できる場合

##### ① 本人（法第15条の4第1項）

除票に記録されている者は、自己の除票の写しを交付請求することができる。

##### ② 国又は地方公共団体の機関（法第15条の4第2項）

法令で定める事務を遂行するために必要である旨の申出がある場合は、住民票コード及び個人番号の記載を省略した除票の写し等を交付請求することができる。

##### ③ 第三者（同一世帯であった者を含む）（法第15条の4第3項）（施行令第17条）

次に掲げる者から除票の写し等の除票基礎証明事項（氏名、出生の年月日、男女の別、住民となった年月日、住所及び市町村の区域内の住所変更に係る住所を定めた年月日、新たに市町村の区域内に住所を定めた旨の届出年月日及び従前住所、消除事由、（転出の場合にあっては転出先の住所、転出した旨）及びその事由の生じた年月日。改製前住民票の場合は、改製した旨と改製年月日）のみが表示されたものの申出があり、当該申出を相当と

認めるときは除票の写し等を交付することができる。

また、利用目的を達成するため、除票基礎証明事項以外（個人番号及び住民票コードを除く）を記載した除票の写しが必要であると申出があり、申出を相当と認めるときは除票基礎証明事項以外の事項を記載した除票の写しを交付することができる。

- ・自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

(④) 弁護士等（特定事務受任者）（法第15条の4第4項）

弁護士等（特定事務受任者）から、受任している事件又は事務の依頼者が前記③に掲げる者に該当することを理由として、除票基礎事項証明事項のみを表示した除票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは除票の写し等を交付することができる。また、利用目的を達成するため、除票基礎証明事項以外（個人番号及び住民票コードを除く）を記載した除票の写しが必要であると申出があり、申出を相当と認めるときは除票基礎証明事項以外の事項を記載した除票の写しを交付することができる。

- ・住民基本台帳法施行令第15条の2各号に掲げる業務を遂行する必要性がある場合特定の依頼者から事件を受任し、かつ、紛争処理手続において当該依頼者を代理する業務を遂行する場合
- ・弁護士等が法令に基づく職務上の必要から、特定事務受任者としてではなく、自らの権限として関係人の住民票の写しを取得する場合

(2) 請求につき明らかにさせる事項

請求書又は申出書に明らかにすべき事項、本人確認方法、代理権限の確認方法については、住民票の写し等の取扱いに準ずる。ただし請求者は「本人等」とあるのを「本人」と読み替える。（同一世帯の者は第三者として取り扱う。）

また、次のことについて留意する。

除票の請求においては、同一の者に係る複数の除票を保存している場合があるため、請求に係る除票を特定するため、請求の対象とする者の氏名及び住所の他に、例えば、以下の事項を明確にさせることが考えられる。

- ・当該除票が住民票であった年月日（住所を定めた日等から消除年月日までの間のいずれかの年月日）

（例）○年○月○日時点のその者に係る除票

- ・除票に記載されている住所情報

（例）「A区○○町…」と記載されている除票

- ・消除等された事由による特定

（例）死亡による消除した住民票、現住所へ転出したことにより消除した住民票

なお、請求の対象とする者の氏名及び住所を請求の任に当たっている者が了知していない場合には、請求時点の氏名及び住所であっても差し支えない。

この場合において、請求の対象とする者が除票に記載されている者と同一の者であることについては、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報をを利用して確認を行うことが考えられる。

(3) 個人番号入り除票の写しの交付

個人番号入りの除票の写しの交付は、本人からの請求により交付することができる。

第三者からの請求については、個人番号入りの除票の写しの交付することができないため、

死亡者の個人番号入りの除票の写しを交付する方法がない。

#### 4 戸籍の附票の写しの取扱いについて（法第 20 条）

請求書又は申出書に明らかにすべき事項、本人確認方法、代理権限の確認方法等については、住民票の写し等の取扱いに準ずる。

ただし（1）の①本人等からの請求「住民基本台帳に記録されている者から、自己又は自己と同一世帯に属する者にかかる住民票等の写し等の交付請求」は「戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属から、これらの者が記載されている戸籍の附票の写しの交付請求」に読み替えるものとし、表 1 中の明らかにする事項にそれぞれ「戸籍の表示」を加えるものとする。

#### 5 戸籍の附票の除票の写しの交付の取扱いについて（法第 21 条の 3）

戸籍の附票の全部を消除又は戸籍の附票を改製したとき、消除した戸籍の附票及び改正前の戸籍の附票の写しの交付は戸籍の附票の除票の写しとして取り扱う。

請求書又は申出書に明らかにすべき事項、本人確認方法、代理権限の確認方法等については、住民票の写し等の交付の取扱いに準ずる。

ただし（1）の①本人等からの請求「住民基本台帳に記録されている者から、自己又は自己と同一世帯に属する者にかかる住民票等の写し等の交付請求」は「戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属から、これらの者が記載されている戸籍の附票の写しの交付請求」に読み替えるものとし、表 1 中の明らかにする事項にそれぞれ「戸籍の表示」を加えるものとする。

### 6 その他

#### （1）不在証明

特定の場所に何某なる者が、現在、住民基本台帳に記録がないことを証明する。

ここでいう「現在」とは、過去 150 年間（ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に除票となつたものについては過去 5 年間）の記録（消除されているもの）も含む。転出している場合は消除された住民票の除票の写しを、転居している場合は転居後の住民票の写しを発行する。

※作成及び証明方法については、「行政証明書交付事務処理要領」、「行政証明書交付事務処理細目」を参照

#### （2）公職選挙法施行令第 34 条の 2 の証明

引き続き同一都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書（手数料は免除とする）については、住民基本台帳ネットワークシステムで異動情報を確認することで、いずれの市町村（全国の市町村）でも発行できることとなっている。（様式は住記システム共有フォルダ内の「個人情報【無】」に格納（ファイル名称：「引き続き証明書」））

#### （3）電話照会

電話により住民基本台帳若しくは戸籍の附票の記載について照会があったときは、原則として回答しないものとする。ただし、官公庁からの照会において、緊急やむをえないものと認められるものについては、照会先の確認のため電話をかけなおして、回答するものとする。

#### （4）指導・啓発

「結婚」「縁談」などの使用目的で請求があった場合など、必要性若しくは合理性がなく、かつ不当な目的で使用される恐れがあると判断するときは、請求者、提出先等機関へ指導・啓発を行うものとする。

# 第6章 住民基本台帳ネットワーク

## 1 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）とは、地方公共団体の共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名・出生の年月日・男女の別・住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするシステムで、電子政府・電子自治体の基礎となるものである。

外国人住民にあっては、平成25年7月8日より適用が開始された。

## 2 住民票コード

住民票コードとは、住民基本台帳に記録されている全ての者を対象として無作為に割り当てられた重複の無い11桁の番号である。（規則第1条）

### （1）住民票コードの記載

- ① 住民票コードの記載をしたときは、速やかに本人に対して、その旨及び当該住民票コードを書面により通知する。（法第30条の3第3項、施行令第30条の2第2項）
- ② 帰化又は国籍取得（国籍の再取得も含む）の場合は、CS端末にて、以前記載された住民票コードを確認し住民票に記載する。
- ③ 以前に住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合は、CS端末にて、以前記載された住民票コードを確認し住民票に記載する。

### （2）住民票コード記載の住民票の写しの交付

#### ① 交付請求できる者

- ア 本人及び同一世帯に属する者
- イ 法定代理人及び任意代理人

#### ② 請求・交付方法等

ア 住民票の写しの交付請求において、「住民票コード」の記載の請求があった場合は、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられていること、秘密保持義務によって保護されていること等から、請求者の理解を得て、「住民票コード」の記載を省略した住民票の写しを交付する。

ただし、請求事由が年金支給機関へ提出を要する場合及び国・地方公共団体の有する土地・建物の払下げにかかる不動産嘱託登記手続に際して、契約相手となる国・地方公共団体への提出を要する場合、及びその他必要性が認められる場合のみ交付請求に応じる。

イ 任意代理人からの交付請求については、直接代理人に対して交付することなく、原則、委任者本人あて郵送により交付するものとする。

送付方法については、委任者本人の住民登録地あて、普通郵便により郵送する。

ただし、任意代理人の中で、以下の条件を満たす者については、代理人に対して、直接交付ができるものとする。

#### [任意代理人に対して直接交付できる条件]

- ・親族であることが自区等の公簿により確認が可能な場合
- ・本人確認書類（公的機関が発行した写真付きの証明書に限る）の複写が可能である場合
- ・その他、代理人に対して直接交付することにつき差し支えないものと考えられる場合

③ 本人確認及び代理権限の確認の方法について

ア 本人確認の方法

第5章-2- (3) 請求者の本人確認に準じて確認を行うこととする。

イ 代理権限確認の方法

第5章-2- (4) 代理権限等の確認準じて確認を行うこととする。

④ 郵便による請求

郵便による請求については、上記①～③までの取扱いを準用する。ただし、上記③の確認書類については写し（委任状を除く）を求める。

(3) 住民票コードの変更請求

住民票コードの変更請求は、本人又は法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人が行うことができる。

また、住民票コード変更請求書と官公署が発行した証明書等のコピーを郵送することによる住民票コード変更請求も可能である。（法第30条の4、施行令第30条の3、規則第9条、第10条）

① 変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（施行令第30条の3及び規則第9条）、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

ア 個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行う。

イ 個人番号カード以外の書類による本人確認及び個人番号カードによる本人確認を行った際にカード情報が読み取れなかった場合以下により本人確認を行う。

A 個人番号カード（運用中の場合に限る）又は運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る）であって、請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事業者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、獣銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種年金証書、在留カード等、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）等が考えられる。

なお、戸籍全部事項証明書、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由で提示できない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

（例）Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、生活保護受給者証等  
なお、本人確認を行う場合は、必要に応じ、適宜、口頭質問等を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

② 法定代理人等による請求

未成年者及び成年被後見人の法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができる。

転出届と同時に住民票コードの変更請求があった場合は、住民票コードの変更処理後に

転出処理を行う。その後、「住民票コード変更通知票」と変更後の住民票コードが記載されている「転出証明書」を交付する。

ア 法定代理人による請求

本人確認書類に加えて代理権限を確認する書類の提示を必要とする。

- ・未成年者の場合、親権者であることが確認できる戸籍謄本等、ただし自公簿等で確認できる場合は不要
- ・成年被後見人の場合、成年後見人であることが確認できる書類

イ 保佐人及び補助人による請求

本人確認書類に加えて登記事項証明書を必要とする

③ 転出予定者から住民票コードの変更請求があった場合は、交付済みの「転出証明書」を回収し、転出取消処理を行った後、住民票コード変更処理を行い、再度転出処理を行う。その後、「住民票コード変更通知票」と変更後の住民票コードが記載されている「転出証明書」を交付する。

④ 転出特例を行った者から住民票コードの変更請求があった場合

ア 転出特例処理後、転出予定日までに変更請求があった場合で、かつ同時に転出する者のいずれかに有効な個人番号カードが交付されている場合は、転入届が未提出で、かつ転出予定日に到達していなければ、変更請求の受付を可能とする。その際、請求者に有効な個人番号カードが交付されている者の個人番号カードで転入届を行うよう説明する。

イ 転出特例処理後、転出予定日までに変更請求があった場合で、かつ同時に転出する者のいずれかに有効な個人番号カードが交付されていない場合は、転入届が未提出で、かつ転出予定日に到達していなければ、変更請求の受付を可能とする。その際、転出取消処理を行い、住民票コード変更処理を行った後、通常の転出処理を行う。その後、「住民票コード変更通知票」と変更後の住民票コードが記載されている「転出証明書」を交付する。

ウ 転出特例出処理後、転出予定日を経過して変更請求があった場合は、変更請求は受け付けず、転入地市区町村に特例転入届を行った後、そこで住民票コードの変更請求を行うよう説明する。

⑤ 個人番号カード交付者の取扱い

カードの交付を受けている者から、住民票コードの記載の変更請求があった場合は、返納届を添えてカードを返納させ、カード運用状況を廃止及び回収とする。（番号利用法第17条第9項及び第10項、番号利用法施行令第14条第5号並びに第15条第1項第1号及び第2項）

この場合、変更請求書に個人番号カードを返納する旨を記載する事により返納届の提出に代えることができる。なお、個人番号カードを返納がなかった場合は、住民票コードの記載の変更処理と連動して、カードの運用状況を廃止とする。

(4) その他の処理

① 住民票コードの修正（施行令第30条の4）

転入、職権記載処理時に、住民票コードが特定できなかった等の理由で、住民票コードを新規付番したが、後で本来の住民票コードが判明した場合に、住民票コードの修正を行う。

② 住民票コードの特別修正（施行令第30条の4）

転入、職権記載処理時に、2人以上の対象者の住民票コードを取り違えて入力したことが発覚した場合、対象者間の住民票コードの入れ替えを行い、住民票コードの修正を行う。

## (5) 留意事項

- ① 住民票コードを新規付番した後は、付番された住民票コードは欠番となり再度使用することはできない。
- ② 住民票コード修正又は住民票コード特別修正処理で修正された住民票コードは CS へ反映されないので、都道府県、機構と連携して修正する必要がある。そのため、住民票コードを修正した場合は、必ず市民局へ連絡すること。

なお、住民票コード修正対象者に個人番号カードが交付されていて、かつ住民票コード修正時点でのカード運用状況が「運用中」又は「一時停止」の場合は、住民票コード修正に伴い交付済みの個人番号カードを失効させる必要がある。

いったん廃止となった個人番号カードのカード運用状況を「運用中」に戻すことはできないため、対象者にその旨を説明する。引き続き個人番号カードの交付を希望する場合は、再度、交付申請が必要となる旨を説明する。新たに個人番号カードを交付する際、交付手数料は徴収しない。

## (6) 利用制限等

住民票コードについては、告知要求の制限（法第 30 条の 37）や、民間部門の利用禁止、行政機関での目的外利用の禁止等の利用制限（法第 30 条の 38）があり、都道府県知事は、住民票コードの利用制限違反者に対し、中止すべきこと又は中止されることを確保するための措置を講ずるよう勧告し、勧告の相手方が従わない場合は、審議会の意見を聴いて、勧告に従うように命ずることができるが、相手方がその命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金となる。（法 43 条）※第 7 章－2 罰則参照

# 第7章 その他

## 1 通知

住民基本台帳事務に関する通知は次のとおりである。

- (1) 転入通知（法第9条第1項）
- (2) 住民票記載事項通知（法第9条第2項）
- (3) 住民票の写しの広域交付請求通知（法第12条の4第2項）、
- (4) 住民票の写しの広域交付通知（法第12条の4第3項）
- (5) 戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項）
- (6) 戸籍照合通知（法第19条第2項）
- (7) 本籍転属通知（同条第3項）
- (8) 転出証明書情報請求通知（法第24条の2第3項）
- (9) 転出証明書情報通知（法第24条の2第4項、施行令第24条の3、規則第7条、第7条の2）
- (10) 選挙人名簿の登録に関する通知（法第10条、第15条第2項）
- (11) 都道府県知事への本人確認情報の通知（法第30条の6第1項）
- (12) 都道府県知事への附票本人確認情報の通知（法第30条の41第1項）
- (13) 住民票コード通知（法第30条の2第1項）
- (14) 職権記載等通知（施行令第12条第4項）
- (15) 転出確定通知（施行令第13条第4項）
- (16) カード運用状況通知（カード技術基準第4-2-（1））
- (17) 出入国在留管理庁長官からの通知（法第30条の50）
  - ・上記の通知のうち（5）（6）（7）（10）については、外国人住民を除く。
  - ・上記の通知のうち（1）（3）（4）（5）（8）（9）（11）（12）（13）（15）（16）及び（17）については電気通信回線を通じておこなうものとする。

### （1） 転入通知

#### ① 転入通知とは（法第9条第1項）

転入通知とは、転入した者の確定した住所等の情報を転出地市区町村に通知することである。

大阪市が転入地の場合は、転出地市区町村に対して、異動者が大阪市に転入した旨と確定した住所等の情報を通知する。

大阪市が転出地の場合は、転入地市区町村から通知された転入通知の内容を確認し、確定した住所等の情報を住民票に記載する。

転出地市区町村にはおおむね次の事項を通知する。

ア 転入をした者の氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 転入地の住所及び転入をした年月日

オ 転出地の住所

カ 住民票コード

留意事項は「事務処理マニュアル住民基本台帳編」を参照

### （2） 住民票記載事項通知（法第9条第2項）

その区の住民以外の者について、戸籍に関する届書等を受理し、又は職権で戸籍の記載又は記録をした区長が、その者の住所地の市町村長に、おおむね、次の①～④に掲げる事項を通知する。なお、外国人住民に係る戸籍に関する届書にローマ字表記の氏名が付記されている場合、次の①～③に掲げる氏名には、当該ローマ字表記の氏名も含まれることに留意する必要がある。

① 出生の場合

- ア 出生をした者の氏名等
- イ 出生の年月日
- ウ 男女の別
- エ 世帯主の氏名および世帯主との続柄
- オ 本籍および筆頭者の氏名（外国人住民を除く）
- カ 住所

② 死亡の場合

- ア 死亡をした者の氏名
- イ 死亡の年月日
- ウ 住所

③ その他の住民票の記載事項に変更があった場合

- ア 本人の氏名
- イ 変更した事項、その原因およびその変更の年月日
- ウ 住所

※日本の国籍を喪失した場合においては、上記アからウまでに掲げる事項と併せて国籍喪失を証すべき書面（訳文含む）の写しを通知するものとする。

④ 申出により戸籍の再製が行われた場合

- ア 本人の氏名
- イ 戸籍の再製の原因等住民票の改製を行うために必要な事項及びその再製の年月日
- ウ 住所

(3) 住民票の写しの広域交付請求通知（法第12条の4第2項）

交付地市町村長は、住所地市町村長に次の事項を通知する（施行令第15条の3第1項、施行令第30条の21）

- ① 住所地市町村長以外の市町村長に対する住民票の写しの交付請求があつた旨
- ② 請求者の氏名及び住民票コード
- ③ 住民票の写しに記載する者（「請求者本人」、「請求者以外の世帯全員」又は「世帯全員」）
- ④ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載の請求、個人番号の記載の請求、住民票コードの記載の請求、国籍地域の記載の請求並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項の請求の有無

(4) 住民票の写しの広域交付通知（法第12条の4第3項）

住所地市町村長は、交付地市町村長に住民票の写しに記載する者に係る次の事項を通知する。（施行令第15条の3第2項、施行令第30条の16第7項、施行令第30条の20）

- ① 氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住民となった年月日（外国人住民を除く）
- ⑤ 住所及び住所を定めた年月日

⑥ 新たに市町村の区域内に住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所

⑦ 外国人住民となった年月日（外国人住民に限る）

⑧ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

⑨ 個人番号

⑩ 住民票コード

⑪ 国籍、地域（外国人住民に限る）

⑫ 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る）

(5) 戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項）（外国人住民を除く）

転入届や転居届等の受理を決定し、住民票を記載した場合や、職権で住民票の記載や消除を行った場合など、すみやかに住基ネットを利用して本籍地市町村へ次の事項を送信する。

（ただし、市内本籍分は除く）

① 住所を変更した者の氏名

② 本籍および戸籍の筆頭者の氏名

③ 新住所およびその住所を定めた年月日

④ 旧住所

⑤ 出生の年月日

⑥ 男女の別

⑦ 住民票コード

なお、転出届に基づき住民票の消除をした場合については、国外に転出した者についてのみ通知すればよい。

(6) 戸籍照合通知（法第19条第2項）（外国人住民を除く）

本籍地の市町村長が住所地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

① 本人の氏名

② 本籍および筆頭者の氏名

③ 住所

④ 出生の年月日

⑤ 男女の別

⑥ 住民票コード

⑦ 照合の結果

(7) 本籍転属通知（同条第3項）（外国人住民を除く）

原籍地の市町村長が新本籍地の市町村長に、おおむね、次の事を通知する。

① 本人の氏名

② 住所およびその住所を定めた年月日

③ 出生の年月日

④ 男女の別

⑤ 住民票コード

⑥ 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名

(8) 転出証明書情報請求通知（法第24条の2第3項）

転入地区長は、転出地市町村長に最初の転入届をした者に係る次の事項を通知する。

① 住民票コード

② 氏名

(9) 転出証明書情報通知（法第24条の2第4項、施行令第24条の3、施行令第30条の26第7項、施行令第30条の27第3項、施行令第30条の21、規則第7条、規則第7条の2）

転出地区長は、転入地市町村長に転入届の特例の適用を受けて転出届をした者に係る次の事項を通知する。(令第 24 条の 3、規則第 7 条、規則第 7 条の 2)

- ① 氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）、出生の年月日、男女の別及び住所
- ② 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ③ 戸籍の表示（外国人住民を除く）
- ④ 転出先、転出の予定年月日及び転出届をした年月日
- ⑤ 個人番号
- ⑥ 国民健康保険の被保険者である旨及び退職被保険者等である旨
- ⑦ 後期高齢者医療の被保険者である旨
- ⑧ 介護保険の被保険者である旨
- ⑨ 国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
- ⑩ 児童手当の支給を受けている旨
- ⑪ 住民票コード
- ⑫ 個人番号カードの交付を受けている者については、その者の個人番号カード管理情報
- ⑬ 国籍、地域法第 30 条の 45 の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る）
- ⑭ 通称の記載及び削除に関する事項（通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民に限る）

(10) 選挙人名簿の登録に関する通知（法第 10 条、第 15 条第 2 項）（外国人住民を除く）

市町村長が満年齢 17 年以上の者について記載等をしたときは、市町村の選挙管理委員会に、おおむね、次の事項を通知する。

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 本籍
- ⑥ 届出年月日又は記載等を行なった年月日

選挙管理委員会が住民基本台帳の記録が事実と相違することを知ったときは、その市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

- ① 本人の氏名
- ② 住所
- ③ 事実と相違する事項
- ④ 選挙人名簿から抹消した年月日

(11) 都道府県知事への本人確認情報の通知（法第 30 条の 6 第 1 項）

市町村長は、住民票の記載、消除又は氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号若しくは住民票コードについて全部又は一部の記載の修正を行った場合には、本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知する。通知する本人確認情報は次のとおりである。

① 住民票の記載を行った場合

- ア 氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード
- イ 住民票の記載を行った旨
- ウ 記載の事由（「転入等」、「出生」又は「職権記載等」）
- エ その事由が生じた年月日

- ② 住民票の消除を行った場合
- ア 氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード
- イ 住民票の消除を行った旨
- ウ 消除の事由（「転出」、「死亡」又は「職権消除等」）
- エ その事由が生じた年月日
- ③ 氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）、出生の年月日、男女の別又は住所についての記載の修正を行った場合
- ア 氏名等（旧氏等または通称が住民票に記載されている場合は氏名等及び旧氏等または通称）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード
- イ 住民票の記載の修正を行った旨
- ウ 記載の修正の事由（「転居」、「軽微な修正」又は「職権修正等」）
- エ その事由が生じた年月日
- ④ 個人番号の記載の修正を行った場合
- ア 修正後の個人番号
- イ 住民票の記載の修正を行った旨（外国人住民にあっては、外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨）
- ウ 記載の修正の事由（個人番号の変更請求又は個人番号の職権修正、個人番号の職権記載等）
- エ その事由が生じた年月日
- オ 当該住民票の記載の修正前に記載されていた個人番号
- ⑤ 住民票コードの記載の修正を行った場合
- ア 修正後の住民票コード
- イ 住民票の記載の修正を行った旨
- ウ 記載の修正の事由（「住民票コードの記載の変更請求」又は「住民票コードの職権記載等」）
- エ その事由が生じた年月日
- オ 当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード
- 都道府県知事は、(13)①の通知に係る本人確認情報を電気通信回線を通じて機構に通知する。
- (12) 都道府県知事への附票本人確認情報の通知（法第30条の41第1項）
- 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は氏名等、出生の年月日、男女の別、住所若しくは住民票コードについて全部又は一部の記載の修正を行った場合には、附票本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知する。通知する本人確認情報は次のとおりである。
- ① 戸籍の附票の記載を行った場合
- ア 氏名等、出生の年月日、男女の別、住所及び住民票コード
- イ 戸籍の附票の記載を行った旨
- ウ 戸籍の附票の記載を行った年月日
- ② 戸籍の附票の消除を行った場合
- ア 氏名等、出生の年月日、男女の別、住所及び住民票コード
- イ 戸籍の附票の消除を行った旨
- ウ 戸籍の附票の消除を行った年月日
- ③ 氏名等、出生の年月日、男女の別又は住所についての記載の修正を行った場合

ア 氏名等、出生の年月日、男女の別、住所及び住民票コード

イ 戸籍の附票の記載の修正を行った旨

ウ 戸籍の附票の記載の修正を行った年月日

④ 住民票コードの記載の修正を行った場合

ア 修正後の住民票コード

イ 戸籍の附票の記載の修正を行った旨

ウ 戸籍の附票の記載の修正を行った年月日

エ 当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード

都道府県知事は、(13)①の通知に係る本人確認情報を電気通信回線を通じて機構に通知する。

(13) 住民票コード通知（法第30条の2第1項）

① 機構は、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知する。この場合における指定は、機構が市町村の人口等を勘案し、無作為に抽出することにより行う。（規則第9条1項）

なお、市町村長は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、機構に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて指定及び通知を求めることができる。（規則第9条第2項）

② 機構は、住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにする。（法第30条の2第2項）

(14) 職権記載等通知（施行令第12条第4項）

職権で住民票の記載等をした市町村長がその記載等に係る本人に、おおむね次の事項を通知する。（外国人住民について、その通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったため、当該通称を削除した場合を含む）

① 本人の氏名等

② その他の職権で記載等をした内容

(15) 転出確定通知（施行令第13条第4項）

転入通知を受けた市町村長が都道府県知事におおむね次の事項を通知する。

① 住民票コード

② 転出したという事実

③ 異動年月日

(16) カード運用状況通知（カード技術基準第4-2-（1））

市町村長は、個人番号カードのカード運用状況を運用中、一時停止又は廃止とした場合には、次の事項を都道府県知事に通知する。都道府県知事は、当該事項を機構に通知する。

① 個人番号カードのカード運用状況（「運用中」、「一時停止」又は「廃止」）

② 当該個人番号カードの交付を受けている者の住民票コード

(17) 出入国在留管理庁長官からの通知（法第30条の50）

外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知

出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならないとされている。

(参考)

市町村通知（入管法第 61 条の 8 の 2）

住民票の記載等に係る通知市町村の長は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知しなければならない。

## 2 罰則

住民基本台帳法は、住民の住所の変更等の記録の重要性を考慮して、届出の適正な実行や、調査の円滑な実施を確保するため、いくつかの罰則規定を設けている。

罰則には、刑罰（懲役、禁錮、科料、拘留等の刑名のある罰）と過料（行政罰、秩序罰）との二種類があり、住民基本台帳法においても刑罰と過料の両方の規定が設けられ、転入届、転居届、転出届、世帯変更届に虚偽の届出をした者、正当な理由がなくて届出を怠った者等に対して過料の処罰が定められており、また、住民基本台帳に関する調査に従事している者の守秘義務違反、調査に対する住民の協力義務違反についても刑罰を科することを定めている。

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に伴い、住民票コードの利用制限（民間利用の禁止等）や、従事する職員の内部犯行を防止するため、行政機関のシステム操作者（委託業者も含む）に守秘義務を課し、違反した場合には刑罰を加重することを定めている。

また、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の取得についても、これらの請求事由の真実性の担保として、偽りその他不正な請求に対して罰則を設けている。

### (1) 刑罰

#### ① 守秘義務違反

住民基本台帳に関する調査に従事している者又はしていた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされており（法第 35 条）、その違反者は 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。（法第 44 条）

住民基本台帳ネットワークシステムの運用に係り、指定情報処理機関の役員等又はこれらの職にあった者は、本人確認情報処理事務に関して知りえた情報を漏らしてはならないとされており（法第 30 条の 17、法第 30 条の 26、法第 30 条の 30）、その違反者は 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。（法第 42 条）

#### ② 住民票コードの利用制限違反

都道府県知事は、住民票コードの利用制限違反者に対し、中止すべきこと又は中止されることを確保するための措置を講ずるよう勧告し、勧告の相手方が従わない場合は、審議会の意見を聴いて、勧告に従うように命ずることができるが、相手方がその命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金となる。（法第 43 条）

#### ③ 不正な閲覧等により勧告や命令を受けた者

偽りその他不正な手段により住民基本台帳の一部の閲覧をした者が、市町村長からの勧告や命令を受け、それに対する必要な措置を講じない場合や命令に違反した場合には 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。（法第 45 条）

#### ④ 不正手段により住民票等の交付を受けた者

偽りその他不正な手段により、住民票の写し、住民票記載事項証明書、個人番号カードの交付を受けた者は、30 万円以下の罰金となる。（法第 46 条）

また個人番号カードの表面記載事項が偽造されたことを確認した場合は、刑法 155 条（公文書偽造罪）の罪として告発を行なう。（平成 15.5.27 総行市第 205 号）

⑤ 虚偽の届出をした者、虚偽の届出と知りながら受理した者

住民票の記載事項について虚偽の届出をした者は刑法第 157 条「公正証書原本不実記載罪、同未遂罪」、又は公職選挙法第 236 条「詐欺登録罪」に該当する。さらに、その届出が虚偽であることを知りながらこれを受理し、住民票を作成、又は偽造した職員も、刑法第 156 条の「虚偽公文書作成罪」となる。

⑥ 調査への協力義務違反

住民基本台帳に関する調査に当たり、関係人が質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提出を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した場合は、5 万円以下の罰金に処せられる。（法第 49 条）

⑦ 刑罰を科する場合の手続き

これらの事実があったときは、刑事訴訟法第 239 条により、所轄警察署に告発するが、その取扱いは、事案の性質、軽重等を考慮して慎重に行わなければならない。

※例えば、虚偽の転入届に基づき、印鑑登録証明書等が発行されていた場合等で、金銭の詐取等、更なる犯罪の発生する恐れがあるときなどが考えられる。

(2) 過料

① 届出に関する違反

ア 虚偽の届出をした者

転入届、転居届、転出届、世帯変更届、法第 30 条の 46、法第 30 条の 47、法第 30 条の 48 の届に関し虚偽の届出をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き（例、過失による虚偽の届出がなされたとき）、5 万円以下の過料に処せられる。（法第 52 条 1 項）

イ 届出を怠った者

本人が病気、震災、風水害等不可抗力により上記届出ができるない場合等の正当な理由がなくて届出を怠った者は 5 万円以下の過料に処せられる。（法 52 条 2 項）

届出期間の計算については民法第 140 条の規定により、初日は算入せず、事件発生の日の翌日から起算する。

届出期間の末日が休日の場合には民法第 142 条の定めるところにより、その翌日をもって満了する。

ウ 簡易裁判所への通知

住民基本台帳法違反の過料事件は、住所地の簡易裁判所の管轄となる。

転入届、転居届、転出届、世帯変更届、法第 30 条の 46 から 48 届の届出期間を経過した届出事件については、簡易裁判所へ通知するのが適当である。

届出受理の際に理由書を提出させ、通知書にこれを添付する。（法第 53 条）

エ 通知書の様式

「事務処理マニュアル 住民基本台帳事務編」を参照

② 住民基本台帳の一部の閲覧に関する違反

偽りその他不正な手段により、住民基本台帳の閲覧を行なった者、当該閲覧事項を利用目的以外の目的に利用した者及び当該閲覧事項を申出者、閲覧者、閲覧事項取扱者以外の第三者に提供した者は、30 万円以下の過料に処せられる。

ただし、刑を科す場合は除かれる。（法第 50 条）

③ 開示に関する違反

偽りその他不正な手段により、法第 30 条の 32 第 2 項の規定による開示（都道府県知事又は指定情報処理機関に対する自己の本人確認情報の開示）を受けた者は 10 万円以下の過料に処せられる。（法第 51 条）

### 3 外国人住民に対する転入届等手続きの一体的な運用例と罰則

	住民基本台帳法	入管法・入管特例法
届書種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入届（法第 22 条）</li> <li>・転居届（法第 23 条）</li> <li>・中長期在留者等の国外転入届 (法第 30 条の 46)</li> <li>・住所を有する者が中長期在留者になった届（法第 30 条の 47）</li> </ul>	住居地届（入管法第 19 条の 7~9：入管特例法第 10 条）
内 容	転入・転居した日から 14 日以内に市長村長に届出をしなければならない。	住居地を定め又は変更した場合は出入国在留管理庁長官に対して 14 日以内に届出をしなければならない。
<b>罰 则</b>		
届を怠つた場合	行政罰 5 万円以下の過料： (法第 52 条第 2 項)	刑事罰 20 万円以下の罰金： 入管法第 71 条の 3 第 1、2、3 号 入管特例法第 32 条
虚偽の届出の場合	5 万円以下の過料： (法第 52 条第 1 項)	<p>1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金： 入管法第 71 条の 2 第 1 号 入管特例法第 31 条</p> <p>中長期在留者の場合 施行日から 90 日以内に住居地の届をしない場合、虚偽の住居地を届けた場合、在留資格の取消し対象となり得る。 (入管法附則第 23 条)</p>

4

### 4 関係書類の公開

住民票の写し等請求書等の保有個人情報について、本人から開示請求があった場合は、大阪市個人情報保護条例第 19 条により開示することができる。

また、情報公開請求及び個人情報開示請求に対して、請求者が求める請求の趣旨等から、公開決定や開示決定によらず情報提供できる場合がある。

保護条例に基づく情報提供をする場合は、本人等の確認書類の提示を求めた上で行なうこ

と。

また、非公開の書類であっても、裁判所及び司法警察職員からの法令にもとづく請求があるときには、これに応じなければならない。

## 5 関係書類の保存期間

住民基本台帳関係帳票の保存期間は、次のとおりである。

### (1) 除票

除票（消除された住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票）は、消除された日又は改製された日から 150 年間保存する。（施行令第 34 条第 1 項）

また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票も同様とする。（施行令第 34 条第 1 項）

なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に除票となったものについての保存期間は 5 年間である。

### (2) 届出書及び通知書

住民基本台帳法及び同施行令に基づく届出書、通知書その他の書類は、受理された日から 1 年間保存する。（施行令第 34 条第 3 項）

※ (1) (2) の保存期間は、法で定めた最短の保存期間で、本市では大阪市公文書管理規程による文書分類表により、それぞれ 150 年、1 年後の年度末まで保存する。

### (3) その他の関係書類

その他の関係書類については、本市文書分類表により保存する。

なお、文書は会計年度で製冊する。

## 6 統計

(1) 統計調査データとは、本市施策の企画・立案、および市民サービスの向上を図るために利用する情報を提供する目的で作成した統計データをいう。

(2) 住民の異動に関するデータを、日次と月次と年次で作成する。主な帳票は下記のとおり。

住民基本台帳事務日計表

住民基本台帳事務月計表（人口集計）日本人

住民基本台帳事務月計表（人口集計）外国人

住民基本台帳事務月計表（処理件数）

住民基本台帳事務年計表（人口集計）日本人

住民基本台帳事務年計表（人口集計）外国人

住民基本台帳事務月計表（人口集計）総計

住民基本台帳事務年計表（処理件数）

住民基本台帳事務月報

住民基本台帳人口移動報告

中長期在留者住居地届出数件数一覧日計表

中長期在留者住居地届出数件数一覧月計表

特別永住者事務関係日計表

特別永住者事務関係月計表

特別永住者事務関係年計表

月別更新申請予定数調査表

年度別更新申請予定数調査表

外国人住民国籍別人員調査月報

外国人法定受託事務月計表

外国人法定受託事務年計表  
外国人住民国籍別異動調査月報  
外国人住民国籍別人員調査表（主要 5ヶ国）

※ 操作方法については「端末操作マニュアル」を参照

## 7 手数料

大阪市手数料条例、同手数料条例施行規則により徴収する。

住民票・戸籍附票関係手数料一覧

証明書の種別	手数料（1件あたり）	備 考
閲覧	300 円	10世帯につき1件
不在住証明書	350 円	
住民票の写し（除票を含む。）	窓口交付 300 円 (コンビニ交付 200 円)	
住民票記載事項証明書		
戸籍の附票の写し（除票を含む。）		

## 8 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待等（以下「DV等」という）の被害者の保護のための支援措置

DV等の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）及び申出の相手となる者（以下「相手方」という。）について、申出に基づきあらかじめ把握することで、相手方が、住民票の閲覧や写し等の交付並びに戸籍附票の写し等の交付制度を不当に利用して、支援措置対象者の住所の探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的とするものである。

### （1）申出の受付

- ① 住民基本台帳、除票簿又は戸籍附票、除かれた戸籍の附票簿に記載されている者で、次に掲げる者から支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。
  - ア 配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する支援措置対象者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
  - イ ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の支援措置対象者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
  - ウ 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である支援措置対象者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの、及び18歳以上であって、児童福祉施設に入所しているもの
  - エ その他アからウまでに掲げるものに準ずるもの

例)・児童虐待を受けた児童が18歳に達した後も引き続き支援を必要とするもの  
・高齢者や障害者虐待の支援措置対象者等
- ② 申出者と併せて同一の住所を有する者について、支援措置を実施することを求める場合には、併せてその申し出を受け付ける。
- ③ 他の市町村に係る申出  
申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、併せて申出書に記載することを求める。

- ④ 受付の際に、写真付きの身分証明書の提示を求め、厳格に本人確認を行う。
- ⑤ 代理人から申出書の提出があった場合、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させ、任意代理人にあっては委任状等を提出させ、代理人の本人確認を行う。①ウの支援措置対象者については、児童相談所長又は支援措置対象者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該支援措置対象者の代理人として取り扱うことができる。この場合は、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む）を区役所等窓口へ出頭を求め、当該支援措置対象者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに本人確認を行う。

(2) 支援の必要性の確認

警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所又は区役所保健福祉センター等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し等の提出を求めるこにより確認する。

(3) 確認の結果の連絡

確認の結果、支援措置を行う場合は、本人及び他の関係市町村へ直ちに電話連絡とともに、その旨を通知する。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を申出者に連絡する。

(4) 支援措置の期間

確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年とする。

(5) 支援措置の延長

支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けつけるものとする。延長後の支援期間は、延長前の支援期間終了日の翌日から起算して1年とする。

(6) 支援措置の終了

次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

- ① 支援措置の期間を経過し、延長の申出がなされなかつたとき
- ② 支援措置対象者から支援解除届を受けたとき
- ③ その他、区長が支援の必要性がなくなったと認めるとき

※②と③について、他の関係市町村長においても支援を行っている場合には、支援終了の旨の申出があつた事を連絡する。

(7) 支援措置

① 閲覧における支援措置

支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不許可決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

ア 相手方が判明しており、相手方から申出がある場合は、法第11条の2第1項各号に該当しないとして拒否する。

イ 通常の閲覧においては、住基等端末に支援措置対象者情報を除いたデータをコピーした閲覧用ファイル等を閲覧に供する。なお、国又は地方公共団体の職員による職務上の請求の場合等により、支援措置対象者を含む閲覧請求がなされた場合は、(8)の支援措置責任者に了解を得たうえで対応する。

② 交付請求（申出）における支援措置

支援措置対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不交付決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

ア 相手方からの請求がなされた場合

- A 住民票の写し等の交付申出には、法第12条の3第1項の各号に掲げる者（法第20条第3項の附票の写しの交付申出について同じ）に該当しないものとして、法第12条第6項（これを準用する法第20条第1項に係る附票の写しの交付請求についても同じ）に基づき、不当な目的によるものとして拒否をする。
- B ただし、請求（申出）に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等からの直接請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に直接交付することとする。
- C 相手方等から訴訟手続きで支援措置対象者の住民票の写し等交付請求があつた場合は、裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内する。

裁判所から、訴訟の被告に関する民事訴訟法第151条若しくは第186条又は家事事件手続法第62条に基く、被告の住所に関する調査嘱託があればこれに回答する。

イ 支援措置対象者本人から請求がなされた場合

個人番号カードの写真が貼付された証明書を求めるなど、本人確認を厳格に行う。また、相手方に依頼された者からの不正な請求を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請求を認めないこととする。ただし、特別の請求がある場合には、あらかじめ支援措置対象者との間で代理人等となるべき者について取りきめを行う。

ウ その他の第三者から請求（申出）がなされた場合

相手方が第三者になりすまして請求（申出）を行うことを防ぐため、本人確認及び請求（申出）事由の確認をより厳格に行うことが必要である。

③ 閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底

交付請求者の本人確認は、顔写真が貼付された証明書の提示を求めることとし、顔写真が貼付された証明書の提示がない場合は、複数の確認書類の提示を求め、必要に応じて口頭で質問を行う等、慎重な取扱いを行う。

また、本人等請求の場合であっても請求事由を明らかにさせる等、厳格な取扱いを行い、「交付請求書の内容」及び「本人確認書類」、「支援措置申出書」との照合・確認を確実に行う。

(8) 支援措置責任者の設置

支援措置に関する「支援措置の決定・延長・終了」「住民基本台帳の閲覧」「証明書の交付」「情報の管理・共有」等の手続を総括的に担う者を「支援措置責任者（各区住民情報事務所管課長をもって充てる）（以下「責任者」という）」とし、支援措置事務の一連のすべての手続については、責任者の了解のもとなされることとする。また、責任者が不在の時は支援措置副責任者（各区住民情報事務主管課長代理をもって充てる。）が担う。各区事務分掌規則による補助執行規定に基づく証明発行拠点における交付、各区出張所における交付についても同様に責任者等の了解がなされた後、証明書を交付することとする。

※コンビニエンスストアでの証明書の交付（以下「コンビニ交付」という）については、責任者等が交付の可否について確認を行うことができないため、支援措置を行うこととなつた場合は住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しのコンビニ交付は行えない。このため、支援措置対象者からコンビニ利用登録申請がなされた場合も、申請者に対し同趣旨の説明を行う。

(9) 閲覧・交付等に関する整理票

支援措置に関する事務について、責任者等の了解を得て処理が行われていることをリスト化し、見える形でのチェックを複層的に行うため整理票を作成し、事務処理を行う。

※「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアル」（令和7年12月改正）を参照

## 9 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度

住民票の写し等（(2)に記載の証明書等をいう。以下同じ）を第三者からの請求（以下「第三者請求」という。本制度における「第三者請求」とは、「法に基づく本人等請求のうち請求の任に当たっている者が任意代理人である請求」「本人等以外の者からの請求」「特定事務受益者からの請求」をいう）により交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知することにより、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

なお、本制度は、本市の独自施策として行われているものであること、住民票の写し以外の証明書についても対象としており、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳事務には該当しない。

### (1) 登録ができる者

- ① 住民基本台帳法の規定により当該区が管理する住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む）
- ② 戸籍法の規定により当該区が管理する戸籍に記載されている者（保存している除かれた戸籍を含む）

### (2) 対象となる証明書

- ① 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し
- ② 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

### (3) 申請窓口

住民登録のある区又はあった区（本籍がある区又はあった区）

### (4) 申請方法

窓口申請のほか郵送等による申請、法定代理人又は任意代理人による申請とする。

### (5) 登録期間

無期限（ただし、除籍謄本等については登録開始日から5年）

### (6) 通知する内容（市民局 郵送事務処理センターから送付）

- ① 証明書の交付年月日
- ② 交付した証明書の種別
- ③ 証明書種別交付した通数
- ④ 交付申請者種別（第三者・代理人・職務上請求）

※「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」「住民票の写し等の交付に係る本人通知の実施について（平成27年1月29日付事務連絡）」を参照

## 10 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第17号）の施行に伴う経過措置

### (1) 施行の際現に旧氏の記載がされている住民票の取扱い

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（以下「令和七年改正令」という。）の施行

の際現に旧氏の記載がされている住民票については、令和七年改正令の施行の日（令和7年5月26日。以下「令和七年改正令施行日」という。）から起算して1年の間において、以下の手続により、当該住民票に当該旧氏に係る読み方を示す文字（同令における「旧氏の読み方を示す文字」をいう。同令において当該文字を「旧氏の振り仮名とみなす」こととしていることを踏まえ、以下この(1)において「旧氏の振り仮名」という。）の記載を行うこととする。

① 住民票に旧氏の記載がされている者に対する通知

令和七年改正令施行日後、住所地市町村長は、遅滞なく、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対し、③において職権記載を行う予定の旧氏の振り仮名を通知する。通知する旧氏の振り仮名は、施行前に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて便宜上付していたふりがなを活用することが適当である。

② 住民票に旧氏の記載がされている者による旧氏の振り仮名の記載の請求

令和七年改正令施行日から起算して1年以内に限り、住民票に旧氏の記載がされている者は住所地市町村長に対し、当該旧氏の振り仮名の記載の請求をすることができる。当該請求を行う場合は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、請求する旧氏の振り仮名が通用していることを証する書面（本人の銀行口座の口座名義、旧姓欄の記載があるパスポート又は旧氏に係る氏の振り仮名の記載がある戸籍謄本等が考えられる。④及び(2)において同じ。）を提出しなければならない。なお、特別の事情に該当する場合としては、①で通知された旧氏の振り仮名と同一の旧氏の振り仮名を請求する場合のほか、請求しようとする旧氏を称していた時期が相当程度過去であることにより、当該旧氏の振り仮名に係る疎明資料が現存しない場合など、疎明資料の提出が困難であることについて事由があると認められる場合等（④及び(2)において同じ。）が考えられる。

③ 住所地市町村長による職権記載

②の請求による旧氏の振り仮名の記載がされなかった住民票については、令和七年改正令施行日から起算して1年を経過した日（令和8年5月26日）に、住所地市町村長が職権で①で通知した旧氏の振り仮名を記載する。

④ 職権記載された旧氏の振り仮名の変更の請求

③において職権記載された者は、一度に限り、職権記載された旧氏の振り仮名の変更を請求することができる。当該請求を行う場合は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、請求する旧氏の振り仮名が通用していることを証する書面を提出しなければならない。職権記載された旧氏の振り仮名の変更請求であること及び当該変更請求が過去に行われていないことについては、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の異動履歴を利用して、その者の旧氏の振り仮名が記載された日及び当該記載がされた後に当該旧氏の振り仮名の修正が行われていないことを確認することが適当である。

(2) 施行後新たに住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求をする場合であって、当該旧氏に係る戸籍に属していた間に当該戸籍に氏の振り仮名の記載又は記録がなかったときの取扱い

令和七年改正令の施行後新たに住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求をする際、以下の場合には旧氏の振り仮名の定義に該当しないため、代わりに、本人が過去に使用していた旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字（同令において当該文字を「旧氏の振り仮名とみなす」こととしていることを踏まえ、以下この2において「旧氏の振り仮名」という。）を記載することとする。

① 請求しようとする旧氏に係る戸籍又は除かれた戸籍（除籍簿として保存されている場合を含む。）に氏の振り仮名の記載又は記録がされていない場合

- ② 請求しようとする旧氏に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされている氏の振り仮名が、請求者が除籍された後に記載されたものである場合
- ③ 請求しようとする旧氏に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされている氏の振り仮名が、請求者が当該戸籍に属していた間に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第9条の規定により記載された氏の振り仮名であり、かつ、請求しようとする旧氏の振り仮名と異なる場合

請求に当たっては、戸籍謄本等の記載にかかわらず、本人が過去に使用していた旧氏の振り仮名を請求することとし、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面を提出しなければならない。

- (3) 住民票に旧氏のみの記載がされたことがあり、当該旧氏の削除後に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について請求があった場合の取扱い

令和七年改正令の施行後は、住民票に旧氏のみの記載がされたことがあり、当該旧氏を削除した者から住民票に再度旧氏及び旧氏の振り仮名を記載することを求める請求書の提出があった場合、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後にその者の氏として戸籍に記載又は記録がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名を請求した場合に限り、住民票に当該旧氏及び旧氏の振り仮名の記載をする。この場合において、請求者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるか否か及びその者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報をを利用して、その者の旧氏の記載履歴を確認することが適当である。

- (4) 施行後における旧氏のみの記載がされている住民票の取扱い

令和七年改正令の施行後において、旧氏のみの記載がされている住民票（施行の際現に旧氏の記載がされている住民票であって、当該住民票に係る者による請求又は住所地市町村長による職権記載に基づく旧氏の振り仮名の記載がされていないものをいう。）については、当該住民票の写し等の交付の手続等において、従前のとおり取り扱う。旧氏のみの記載がされている除票についても同様である。